

令和5年3月31日

北海道知事 鈴木 直道 様

道立江差高等看護学院を巡る諸問題への対応に関する
第三者調査委員会 座長 須田布美子

道立江差高等看護学院を巡る諸問題への対応に関する第三者調査委員会
「調査書」の提出について

道立江差高等看護学院を巡る諸問題への対応に関する第三者調査委員会開催要
領に基づき調査結果を取りまとめ、次のとおり「調査書」を作成したので、提出します。

- 1 道立江差高等看護学院を巡る諸問題への対応に関する第三者調査委員会
「調査書」1部
- 2 道立江差高等看護学院を巡る諸問題への対応に関する第三者調査委員会
「調査書」<概要版>1部

-以上-

【事務所(連絡先)】

須田布美子法律事務所 弁護士 須田布美子



<概要版>

道立江差高等看護学院を巡る諸問題への対応に関する

第三者調査委員会 調査書

令和5年3月31日

道立江差高等看護学院を巡る諸問題への対応に関する

第三者調査委員会

目次

第1. 第三者調査委員会の開催経過及び活動状況.....	1
第2. 調査、事実認定及び評価の方法について.....	1
1 パワー・ハラスメントとは.....	1
2 教育機関におけるパワー・ハラスメントの例.....	1
3 パワー・ハラスメントの評価について.....	2
4 評価の対象となる事実の認定について.....	2
第3. ハラスメントが疑われる事実の認定について.....	3
1 ハラスメントが疑われる事実として考えられるもの.....	3
2 上記事実があったことを認定できるかどうか(事実の存否に関する検討).....	4
第4. ハラスメント行為の背景となる事情.....	9
第5. ハラスメント以外の自死と関連性の疑われる事実ないし事象.....	10
1 自死と関連性の疑われる事実.....	10
2 上記事実ないし事象があったことを認定できるかどうか(事実の存否に関する検討).....	10
第6. 事実の評価と自死との関係について.....	11
1 上記第3で認定した事実がハラスメントに該当するか、また自死に影響したか..	11
2 第4で認定した背景事情と自死との関連性.....	15
3 第5のハラスメント以外の事実等のうち認定できた事実等について、自死との関連性があるかどうか.....	15
4 結論.....	16
第7. 上記の原因と今後の再発防止について.....	16
1 原因と責任の所在.....	16
2 今後の再発防止について.....	17
第8. 本調査を終えるにあたって.....	17
1 須田布美子 座長.....	17
2 野谷 聡子 委員.....	19
3 山谷敬三郎 委員.....	19

第1. 第三者調査委員会の開催経過及び活動状況

- 1 当委員会は、ご遺族の申立てを受けて、下記学生に対するハラスメントの有無と、ハラスメントがあると認定する場合はそれらと自死との関連性について、調査した。
対象者： a. a(以下、「対象者」という。)
就学先： 道立江差高等看護学院(以下、「本学院」という。)
学籍番号： ●●●●
入学年月日： 平成●年●月●日
死亡年月日： 令和元年9月18日
- 2 当委員会の開催経過及び活動状況は、別表のとおりである。当委員会は、ご遺族とその代理人、元学生、教職員らを含む合計15名と面談し、事実関係等を聴取した。これらの聴取結果を踏まえて、以下のとおり報告する。

第2. 調査、事実認定及び評価の方法について

- 1 パワー・ハラスメントとは
 - (1) パワー・ハラスメントについて明文の法律で定義されたものとしては、労働施策総合推進法第30条の2がある。同条は、職場におけるパワー・ハラスメントを「職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの」と定めている。
 - (2) 教育機関におけるパワー・ハラスメントについては、北海道総務部人事局の令和3(2021)年11月8日通達(人事第1494号。以下、「本件通達」という。)により、「教育機関等において、優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、学生等に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、学生等の人格若しくは尊厳を害し、又は学生等の学習環境を害することとなるようなもの」と定められている。
 - (3) いずれも、①地位の優越性を背景に、②必要かつ相当な範囲を超えた言動、をいい、本件通達において、北海道職員は「パワー・ハラスメントをしてはならない」とされている。パワー・ハラスメントが認定されると、懲戒処分に付されることがある(本件通達別紙1第1の3項)。
- 2 教育機関におけるパワー・ハラスメントの例

本件通達には、パワー・ハラスメントになり得る言動として、以下が例示されている。

- (1) 暴力・傷害(書類で頭を叩く、相手に物をなげつける等)
- (2) 暴言・名誉棄損・侮辱(人格を否定するような罵詈雑言、土下座をさせる等)
- (3) 執拗な非難(長時間の叱責等)
- (4) 威圧的な行為(書類を机にたたきつける、怒鳴る等)
- (5) 実現不可能・無駄な業務の強要(大量の業務、緊急性のない業務の強制等)
- (6) 仕事を与えない・隔離・仲間外し・無視
- (7) 個の侵害(私生活についての干渉、個人情報公表等)

3 パワー・ハラスメントの評価について

- (1) ①地位の優越性を背景に、②必要かつ相当な範囲を超えた言動のうち、前項(1)から(7)に該当するか、あるいはこれらと同様の扱いをすべき事情が認められる場合は、パワー・ハラスメントと評価する。
- (2) 背景に地位の優越性がない場合、例えば指導ないし評価の担当ではない教師や同級生からの言動等は、「学生等に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、学生等の人格若しくは尊厳を害し、又は学生等の学習環境を害することとなるようなもの」であっても、パワー・ハラスメントとは評価しない。但し、程度によってはそれ自体が民事上ないし刑事上の法的責任を問い得るものと評価し得る。
- (3) 指導または評価を担当する教員による必要な指導ではあるが、相当な範囲を超えている場合は、学生の尊厳や学習環境の侵害の程度によって、「パワー・ハラスメントに該当するもの」と「パワー・ハラスメントとまでは言えないものの指導としての適切性に欠くもの」とがあり得る。なお、後者であっても当該行為者に対する指導等の対応が必要になることは当然である。
- (4) 行為者側の認識や動機については、基本的に問題としない。行為者側が必要かつ相当と認識していても、一般人を基準として客観的に必要かつ相当な範囲を逸脱していると思われる場合や、実際に見聞きしていた人において必要かつ相当な範囲を逸脱しているように感じていた場合は、ハラスメント該当性を認定しうると解すべきである。

4 評価の対象となる事実の認定について

- (1) 教員等によるパワー・ハラスメント等が認定されると、上述したとおり懲戒処分の対象ともなりうるため、事実認定は、年月日や場所などを特定した具体的な事実を対象として、資料(対象者や関係者の供述、レポートや成績表などの学習記録、通信記録等)に基づき、認定されなければならない。
- (2) 本件特有の問題点として、パワー・ハラスメントが疑われる事実が見受けられたとしても、被害者とされる対象者本人から、具体的な事実や、それを受けたときの心情を聴取することができない。そこで、具体的事実の認定については関係者の供述等客観的な資料から認定し、それが対象者に与えた影響については、資料がなければ一般人を基準として判断せざるを得ない。

以上を前提に、以下のとおり事実認定及び評価を行う。

第3. ハラスメントが疑われる事実の認定について

1 ハラスメントが疑われる事実として考えられるもの

聴取結果から、ハラスメントが疑われるものとして検討の対象とした事実は、以下のとおりである。

- (1) 平成28年ころ、A. A教員(以下、「A教員」という)は、〇〇〇〇科目の授業中の居眠りについて対象者を注意し、クラス全員に連帯責任を負わせるような発言をしたうえ、授業を放棄して出ていった。それによって対象者がショックを受け、失声した。
- (2) 平成29年●月●日、対象者は△△△△科目の再試験のプリントを提出したが、提出期限に1分ほど遅れたため、B. B教員(以下、「B教員」という。)に受け取ってもらえず、留年が決まった。それによって対象者はショックを受けて泣き、失声した。
- (3) 平成29年の上記(2)のあと、□□□□科目、××××科目及び◇◇◇◇科目について、対象者が再試験の受験を希望したにもかかわらず、C. C教員(以下、「C教員」という。)の指示で受験できず、留年後の2回目の2年生で単位を取得した。
- (4) 対象者は、平成30年夏、暑い時期に、C教員の指示により、竹刀を持って屋外を走らされた。

- (5) 令和元年●月、C教員は対象者に対し、▲▲▲▲実習において、求められても指導をしなかったり、厳しい言葉や態度で指導をしたりした。それによって、対象者はたばこの吸い殻を食べようと考えたり、「死にたい」などと言ったりするようになった。
- (6) D. D教員(以下、「D教員」という)は、対象者に「デブ」とあだ名をつけていた。
- (7) 令和元年●月●日から●月●日までの▼▼▼▼実習において、D教員が対象者に対し、大声で叱責したり、「看護師になれると思ってんの」、「学生辞めちゃえば」、「人格を変えたらいい」などと言ったりしたため、対象者はショックを受けて泣いていた。
- (8) 令和元年●月、D教員の▼▼▼▼実習の終盤に、対象者はプロセスレコード¹をD教員の指導を受けずに実習先指導担当者に提出し、その後で、D教員の指導を受けに教務室に行き、指導して欲しいと申し入れた。D教員は、提出済であれば指導できない旨を回答した。その際、対象者が泣きながら指導を懇願し、また翌日も指導を懇願したが、D教員はこれを拒絶した。
- 対象者は、この拒絶により、▼▼▼▼実習の単位を落としたものと誤解した。
- (9) 令和元年9月17日(死亡前日)ころ、E. E教員(以下、「E教員」という。)は対象者に対し、教務室において、同日は◆◆◆◆実習の初日であったにもかかわらず、実習先の看護師長に挨拶がなかった点を注意し、同じ実習グループの学生とともに挨拶に行くよう促した。または、上記実習に必要な書類をプリントアウトして提出しなかったことについて、対象者を叱責した。

2 上記事実があったことを認定できるかどうか(事実の存否に関する検討)

(1) について

A教員が、対象者に対し、授業中の居眠りを注意したことは、元学生であるb. b氏(以下、「b氏」という。)及びc. c(以下、c氏という。)と、A教員本人の供述が一致していることから、認定できる。

¹ プロセスレコードとは、患者との関わりの一場面を切り取って、そのときの言葉をそのまま用いて再現する記録のこと。本学院の書式では、場面をふり返りたい理由、患者さんの言動、学生が思ったこと、学生の言動などを記載し、自分のかかわりは適切であったかななどを考察する。通常の手続きとしては、本学院の教員の指導を受けてから実習先指導担当者に提出する。

それがクラス全員に連帯責任を負わせるような発言であったことについてA教員は認めていないが、「周りも注意をすべきだ」という指摘をした限度で認めていること、b氏の具体的な供述があること、d. d教員(以下、「d教員」という。)が全体責任を負わせるような話は日常的に出ていた旨供述していることから、かかる発言があったものと認定できる。

他方、授業を放棄して途中で出ていった点は、A教員が、もうすぐ授業が終わるという時間だったので、残り少し授業をして終了した、打ち切ったわけではない、という具体的な供述によって否定していることから、事実として認定するに足りない。

また、これによって対象者が失声したことについては、b氏はこれを供述するものの、c氏はクラスの雰囲気を具体的に述べて対象者が落ち込んでいたことを供述しながらも、失声については明確に否定し、失声したのは別の機会(下記(2)のとき)であったことを述べる。したがって、失声については事実として認定しがたい。

よって、(1)については、A教員が対象者の居眠りを注意し、クラス全員に連帯責任を負わせるような言い方をしたため、対象者がショックを受けて落ち込んだという限度で認定する。

(2)について

B教員が、提出期限に1分ほど遅れたため、再試験のプリントを受け取らなかったこと、それによって対象者の留年が決まり、対象者が非常に落ち込んだことは、成績表、E教員の面談記録、b氏、c氏、E教員の各供述に加え、B教員自身も認めるところであるから、事実があったことは明らかである。

また、その結果、対象者がショックを受けて失声したことも、b氏の供述及びE教員の面談記録等から認められる。

(3)について

2年生で取得する科目のうち、□□□□科目、××××科目及び◇◇◇◇科目について再試験を受験していないことは、成績表等の客観的記録から明らかである。この点について、A教員は、対象者は受験を希望したがC教員が受けさせなかったと供述し、d教員もこれに沿う供述をしている。C教員は対象者の学習の順序を検討し、対象者と協議のうえで決定したと述べ、強制したことは認めていないため、C教員の関与により対象者が再試験を受験しなかったという限度で認定する。

(4)について

対象者が、竹刀をもって屋外を走っていたという事実について、走っている場面の目撃供述はなく、走り終わった直後についてe. e職員(以下、「e氏」という。)が供述するのみである。その供述は具体的ではあるが、記憶の曖昧さから、強制的に走らされていたという点までは認定しがたい。

また、C教員は、自分から対象者に対して気分転換に運動を勧めたこと、それによって同級生だったf. f氏(以下、「f氏」という。)とともに素振りをしていたことは認め、強制的に走らせていたことは否認している。

そこで、対象者が平成30年夏ころ、C教員の関与により、剣道の素振りやランニングなどの運動をしていたという限度で認定する。

(5)について

C教員の▲▲▲▲実習において、C教員が対象者に求められても指導を拒絶し、対象者が絶句していたという事実は、g. g元副学院長(以下、「g教員」という。)の供述から認定できる。この点、g教員はC教員を監督し、擁護すべき立場にあることに鑑みると、C教員に不利益な供述をしている点で、信用性は高い。

次に、厳しい指導をしたことについては、その具体的な言動の特定に至っていない。しかし、C教員の指導方法には波があり、同人の気分次第・機嫌次第で他の教員や学生に対する態度が変わっていたこと、同人に指導を受けるために学生らが非常に苦勞をしていたこと(「▲▲▲▲実習は誰もリーダーをやりたがらない」、「調整のための調整が必要」²などの具体的供述がある)、同人が学生を立たせたまま30分から1時間にもわたって指導を続けていたことについては、多数人の合致する供述がある。また、学生に対する言動について上司であるB教員及びg教員から注意を受けていたことは、B教員、g教員及びC教員自身の供述から明らかである。さらに、複数の教員から、C教員の指導方法について、上司である副学院長に苦情ないし抗議がなされていたことも、複数の供述が合致することから明らかである。したがって、C教員が、対象者を含む学生らに対し、必要かつ相当な範囲を超えて厳しい指導をしていたことは認められる。

² 学生は、実習時に行動計画表を作成するところ、その行動計画を調整するため担当教員の指導を仰ぐ必要がある。しかし、C教員については、学生がC教員の指導を仰ぐために、日程等の調整がさらに必要となるという趣旨である。

対象者がC教員について、「うわ、俺のグループだけC先生か。」と言ったこと、実習が始まってから「死にたいかもしれないみたいなことをポロポロ言っていた」こと、煙草の吸殻を食べようとまで考えたことも、複数人の供述から認められる。特に、同じ実習グループだった女子学生が、C教員の▲▲▲▲実習中に、指導を受けられないことを苦にして、「灯油飲んだら死ぬるかな」と言ったことが問題になったことは、C教員自身を含む多数名の合致する供述から容易に認定できるところであり、同じ立場にいた対象者が煙草の吸殻を食べて死ぬということに思い至ったとしても、何ら不自然ではない。

したがって、C教員が対象者の指導を適切に行わなかったり、対象者が死にたいと考えるほどに、必要かつ相当な範囲を超えた厳しい指導をしたりしたこと、それによって対象者が煙草の吸殻を食べて死ぬということに思い至るほど苦悩していたことについては、事実として認定できる。

(6)について

D教員が対象者に「デブ」というあだ名をつけていたかどうかについては、今回の調査において明確に記憶している者がいなかった。また、D教員自身も否定している。

したがって、この事実についてはこれを認められない。

(7)について

D教員が対象者に対し、「看護師になれると思ってんの」、「学生辞めちゃえば」などと叱責したことについては、これを認めるb氏の供述がある。また、本来D氏を擁護するような立場のg教員が、D教員の指導が原因で実習中に学生がパニックを起こして迎えに行ったことがあり、そのときのD教員の報告に疑問を持っていた旨供述していること、大声で指導することについてD教員に注意したことがあることを供述していることから、対象者に上記のような言動があったことを推認させる。したがって、D教員の上記の言葉自体は正確には確認できないものの、そのような趣旨の発言をしたことにより対象者を圧迫したことは、事実として認定できる。

また、D教員が対象者に対し、人格を変えるよう言ったかどうかについては、D教員はこれを否定する。しかし、D教員からの指導を受けて対象者が「人格を変えます」と言ったことについては、d教員、g教員の各供述に加え、D教員自身も認めている。したがって、少なくとも、対象者に「人格を変えなければいけない」と思わせる

ような指導をしたことについては、明らかである。

この指導によって対象者が泣いていたことは、複数の供述から認定できるし、人格を否定するようなことを言われてショックを受けることは、自然である。

したがって、(7)は事実として認定できる。

(8)について

対象者が▼▼▼▼実習の終盤で、D教員の指導を受けないまま実習先の担当者にプロセスレコードを提出した後、指導を求めた点については、h: h教員(以下、「h教員」という。)の直接の目撃証言のほか、D教員を擁護すべき立場のg教員からも同旨の供述がある。D教員自身は認めてはいないが、記憶がないというだけで否定せず、仮にプロセスレコードを出した後で指導してくださいと言われたとしたら、それでは指導できないと思う旨の供述をしている。

したがって、(8)は事実として認定できる。

そして、そのようなD教員の対応により、対象者が▼▼▼▼実習の単位を落としたと受け取ったかどうかについては、対象者の主観であるから明確な判断はできない。しかし、複数の教員の供述から、実習が終わった時点では、自分が合格したかどうかは学生にはわからないことは明らかである。また、対象者は、レポートが提出期限にたった1分遅れただけで単位を落とし、1年間留年した経験がある。さらに、D教員も、合格を前提とする話をしたとはいうものの、合格した旨をはっきり伝えたことはない供述する。そのような背景事情がある中で、泣きながら指導を懇請しても冷たく断られたのであるから、対象者が単位を落としたと受け取ったとしても不思議はない。そこで、そのように受け取った「可能性が高い」という限度で認定する。

(9)について

死亡前日のE教員の指導については、何らかの書面をプリントアウトして提出しなかったために厳しく叱責されたという話がb氏から出ているが、b氏が直接見聞きしたものではない。E教員はこれを否定し、初日にプリントアウトしたものを持参する必要はなかったと供述している。

他方で、E教員は、対象者を含む実習グループの学生ら複数名に対して、実習初日に実習先の看護師長に挨拶をしなかったことを注意し、挨拶してくるよう促した旨明確に記憶しており、その供述態度に疑わしい点はない。

したがって、(9)については、E教員が対象者に対し、他の学生とともに、実習先

に挨拶するよう指導したという限度で認定する。

第4. ハラスメント行為の背景となる事情

- 1 上記第3の事実の背景事情として、本学院の教員全体が、学生を育てるよりも振り落すような教育方針ないし態度を取っていたことが挙げられる。
- 2 この点については、本学院に関する令和3年10月19日付第三者調査委員会の調査書においても認定されている。前回調査委員会座長の山内良輔弁護士は、「私立学校のような収益化を図る必要がないため、入学した学生に対し、途中退学することなく授業料を支払って通学を継続してもらうことにより、授業料収入を確保するという必要性に乏しく、各教員にもその意識がみられなかった。その結果、看護師に向いていないと思われる学生に対する態度が冷たくなり、学生の退学又は休学を慰留することもない土壌が醸成されることとなった」と分析している。

実際に、道立の他の高等看護学院や、それ以外の道内の看護師養成校と比べても、本学院は明らかに卒業率が低い。令和元年までの9年間についてみると、全道平均は 89.3%、旭川高等看護学院90.5%、紋別高等看護学院75.4%であるところ、本学院は70.6%である。

A教員は、■■高等看護学院から本学院に異動してきた際、学生が教員である自分に胡麻を擦るような態度を取ることに違和感を覚えたこと、学生にその点を指摘すると「この学校では先生に好かれたいとやっていけない」との回答があったことを述べているが、当時の雰囲気がよく伝わるエピソードである。

これに加えて、複数人の供述から教員間のハラスメントが横行していたことが認められるところ、教員が自らの身を守る必要から、学生を救うことができなかった状況が見受けられることも、学生へのハラスメントが容認される土壌ができてしまった要因と思われる。

したがって、この背景事情については抽象的ではあるものの、非常に重要な要素として、これがあったものと認定する。

第5. ハラスメント以外の自死と関連性の疑われる事実ないし事象

1 自死と関連性の疑われる事実

地位の優越性を背景に、必要かつ相当な範囲を超えた言動には当たらないが、対象者の自死に影響を与えた可能性のある事実ないし事象として検討したものは、次のとおりである。

- (1) 対象者自身の自己評価が低く、厭世的な人生観をもっていたこと
- (2) 対象者が同じ実習グループの友人らから、「いじられ」たり、からかわれたりしていたこと
- (3) 平成●年●月に同級生で友人だったc氏が卒業したこと
- (4) 令和●年●月●日に対象者の祖父が亡くなったこと
- (5) 令和●年●月●日付で同級生で友人だったf氏が退学したこと
- (6) 令和●年●月●日から■■■■■のため■■■■■ていたC教員が、●年●月●日以降に本学院に戻ってくる予定であったこと。また、対象者がそのことを気にしていたこと。

2 上記事実ないし事象があったことを認定できるかどうか(事実の存否に関する検討)

(1)について

対象者の自己評価が低く、自信のない様子であったことや、自分自身のみならず世の中に対しても諦観を抱え厭世的であったことは、c氏、A教員、D教員、C教員ら複数の一致する供述から認定できる。

但し、c氏はそれが自死に直結するようなものではなかった旨供述しているところ、対象者の母やc氏本人が最も親しかった友人と述べているc氏の供述であるから、その信用性は高い。

(2)について

同級生からのいじり・からかい等については、そのような事実があったのではないかと疑う卒業生らの事件直後の衝撃からの言動は認められるものの、かかる事実を直接見聞きした者はいない。むしろ、e氏、b氏、d教員、c氏、B教員らの一致する供述から、同級生との関係において問題はなかったものと認定する。

(3)について

c氏本人の供述やその他の客観的資料から、問題なく認定できる。

(4)について

対象者の母の提出資料から、問題なく認定できる。

(5)について

f氏の成績証明書から、問題なく認定できる。

(6)について

C教員が令和●年●月●日から■年●月●日まで■■■■■のために■■■■■
をしていたことは、教員ら複数名の供述及び令和●年●月●日付■■■■■から、
問題なく認定できる。

そして、対象者がC教員の復帰を気にしていたことも、e氏の供述から認められ
る。

第6. 事実の評価と自死との関係について

1 上記第3で認定した事実がハラスメントに該当するか、また自死に影響したか

(1)について

ア. ハラスメント該当性

A教員の言動は、教員としての優越性を背景にしたものであるが、授業中に居眠りをしたのであれば注意する必要性は認められる。但し、クラス全体の責任であるかのように述べて、学生同士の対立を生じさせるような形で注意した点については、相当な範囲にあるとは言い難い。b氏・c氏の供述によれば、対象者はかなり深刻に受け止めたようである。

他方で、上記第2の2項に記載したハラスメントの例示に該当しないし類似するものではない。相当性の逸脱の範囲も小さいことを考えると、パワー・ハラスメントとまでは断定しがたい。

そこで本件は、パワー・ハラスメントとまではいえないが、相当な範囲を逸脱する不適切な指導と認定する。

イ. 自死への影響

これが対象者が1年生のときのことであることから、相当性を逸脱していたとしても、これが直接的に自死を誘引したとは考えられない。しかし、第4記載の背景

事情の1つとして、自死に影響した可能性はある。

(2) について

ア. ハラスメント該当性

B教員がレポートを受け取らなかったことは、教員としての優越性を背景にしたものである。B教員は本学院の事実上のトップであった副学院長の地位にあり、同人に対して指導する者がいない点でも、その優越性は明らかである。

社会的なルールを守らせるために時間厳守を指導することには、必要性は認められる。しかし、その指導のために、わずか1分の遅れに対して、1年間の留年という、経済的にも精神的にも、さらに時間的にも非常に大きなペナルティを与えることは、その結果が大きすぎる。この点、1年間の学費等は約50万円であること、学費等の他に一人暮らしの生活費がかかること(なお、男子には寮がない)、留年した場合は奨学金の対象外になること、社会に出ることが1年遅れることの逸失利益は数百万円に上ることなどに鑑みれば、その結果が、わずか1分の遅刻の代償として過大であることは明らかである。したがって、相当性の範囲を大きく逸脱するものといえる。

よって、これはパワー・ハラスメントに該当する。

イ. 自死への影響

自死の2年近く前の出来事であることから、これが直接的に自死を誘引したとは考えにくい。しかし、1年間の留年という極めて大きな損失をもたらす事実であったことから、自死に至る過程で大きな要因となった可能性がある。

(3) について

ア. ハラスメント該当性

C教員の関与により再試験が受けられなかったことについては、優越性を背景に強制したとまでは認められないため、これがパワー・ハラスメントに該当するとまではいえない。

イ. 自死への影響

教員の強制的関与が認定できないため、これが自死の要因になったとまでは認めがたい。しかし、第4記載の背景事情の1つとして、自死に影響した可能性はある。

(4) について

ア. ハラスメント該当性

C教員の関与により運動をしたことは、優越性を背景に強制したとまでは認められないため、これがパワー・ハラスメントに該当するとまではいえない。

イ. 自死への影響

影響を認めるに足りる証拠はない。

(5) について

ア. ハラスメント該当性

C教員の▲▲▲▲実習での指導については、教員としての優越性を背景にしたものである。必要性については、実習中であるから指導の必要性は認められる。しかし、対象者に対する具体的な言動は特定できていないものの、学生が二人も死を考えるほどの厳しい指導と受け止めたことから、暴言や執拗な非難、無視と評価できる言動があったものと推認され、それは相当性の範囲を大きく逸脱するものであったと評価できる。

また、学生からの求めがあっても指導をしない、後回しにするなどの対応がしばしばあったことが認められ、これが学生にとっては単位を落とすなどの大きな不利益につながるものであったことが認められ、相当とは言えない。

したがって、これは明らかにパワー・ハラスメントに該当する。

イ. 自死への影響

対象者において自死をほのめかすほど精神的に追い詰められていたことが認められ、自死に大きな影響を与えていたものと認められる。

(6) について

ア. ハラスメント該当性

デブというあだ名については、事実自体が認定できない。

イ. 自死への影響

事実がないため影響も認定できない。

(7) について

ア. ハラスメント該当性

D教員の▼▼▼▼実習における叱責については、教員としての優越性を背景にしたものである。実習中であるから指導の必要性は認められるものの、「人格を変

えなくてはいけない」と思わせるような指導の仕方については、暴言や侮辱(人格を否定するような罵詈雑言)に該当する可能性が高く、相当性の範囲を大きく逸脱するものであったと評価できる。

したがって、これはパワー・ハラスメントに該当する。

イ. 自死への影響

上記のとおり相当性を大きく逸脱するパワー・ハラスメントであり、人格を否定されるような言動であるから、自死に影響を与えたものと認められる。

(8) について

ア. ハラスメント該当性

D教員のプロセスレコードの指導拒絶については、教員としての優越性を背景にしたものである。本来は担当教員の指導を受けたうえで、実習先に提出すべきであったことを考えると、実際にプロセスレコードがないから指導できないと回答すること自体は、やむを得ないと考えられる。しかし、泣きながら指導を懇願する学生に対し、どう対応すべきかを示したり、フォローしたりすることなく、連日ただ冷たく対応したことについては、相当性の範囲を逸脱するものと評価できる。

そして、対象者はこれによって単位を落としたと絶望し、非常に落胆した可能性が高い。

したがって、これはパワー・ハラスメントに該当する。

イ. 自死への影響

上記のようなパワー・ハラスメントが、自死に影響を与えた可能性は大きい。

(9) について

ア. ハラスメント該当性

E教員の前日の指導について、事実認定した挨拶の点については、指導の必要性が認められる。また、単に非難するだけではなく、これから挨拶に行くようにと適切な指示をしていることに鑑みれば、相当性も認められる。したがって、パワー・ハラスメントには該当しない。

イ. 自死への影響

上記指導よりも前に、対象者がロープを手にして自死に至る可能性を示していたことは、e氏の供述から認められる。また、h教員及びE教員の供述によれば死亡当日にはロッカーが片付いており、9月17日以前から自死を準備していた可能

性も示唆される。そうすると、時系列で考えたときに、E教員の前日の指導が自死を選択させたとは考えにくい。

また、事実認定した指導の範囲であれば、これが自死の契機となるほどの負荷を与えたとも評価しにくい。

したがって、自死への影響があったものとは認められない。

2 第4で認定した背景事情と自死との関連性

本学院の教育方針や教員らの態度については、これが対象者を自死に追い込んだ大きな要因になったものと考えられる。

3 第5のハラスメント以外の事実等のうち認定できた事実等について、自死との関連性があるかどうか

(1)について

対象者自身の性格や人生観が、最終的に自死を選択したことに影響した可能性は否定できない。但し、自死の主たる要因ではなく、外部的な要因を助長したものにすぎない。

(2)について

学生からのいじりやからかいについては、そもそも事実が認められない。

(3)について

c氏の卒業が、対象者の孤立感を深めたと考えられ、自死に影響した可能性はあるが、自死の主たる要因ではなく、外部的な要因を助長したものにすぎない。

(4)について

父親代わりだった祖父の死亡が、対象者にとっては大きな精神的な支えを失ったことは推察でき、自死に影響した可能性はあるが、自死の主たる要因ではなく、外部的な要因を助長したものにすぎない。

(5)について

f氏の退学が、対象者の孤立感を深めたと考えられ、自死に影響した可能性はあるが、自死の主たる要因ではなく、外部的な要因を助長したものにすぎない。

(6)について

C教員が本学院に復帰することについては、対象者が復帰時期を気にしていたこ

- (1) パワー・ハラスメントの行為者であるB教員、C教員、D教員には、対象者を精神的に追い詰めることになった原因と責任の一端があることは明らかである。これらの積み重ねにより、自死に至らしめたことについて、帰責性も認められる。
- (2) もっとも、教員個々人の資質や行動によるものというよりも、本学院全体として、学生を尊重し、育てようという意図が感じられなかった点に、大きな問題点がある。その管理監督責任を負っていたはずの歴代の学院長、ひいては、北海道が職責を果たしてこなかったことにも、問題点が指摘できる。
この点は、前回の第三者調査委員会でも指摘されたとおりである。

2 今後の再発防止について

前回の第三者調査委員会の調査報告の後、本学院では人事を刷新し、根本的な指導体制の変化によって学生の学びやすい環境が整ったことが報道されている。今後も、この体制を維持して、学生の自死などという重大な被害を二度と生じさせないように、引き続き改善の努力を続けるべきである。

第8. 本調査を終えるにあたって

1 須田 布美子 座長(須田布美子法律事務所 弁護士/札幌弁護士会所属)

本調査を開始するに当たり、被害者と考えられる対象者自身から聴き取りができないことや、すでに3年の歳月が経過していることから、調査は難航するのではないかと思われた。確かに、最も対象者を追い詰めたのではないかと疑われるC教員によるハラスメントの具体的な言動は特定できず、▼▼▼▼実習終了時にD教員がどのように対応したのかも明確にはならず、さらにはその際の対象者の受け取り方も推認の域を超えなかった。

しかし、ハラスメントを認定したB教員、C教員、D教員の3名については、現時点での同人らの供述においても、当時の指導態度を真に反省し、自死に至らしめた責任を重く受け止めているとは見受けられなかった。上記3名の供述からは、本学院の当時のハラスメント体質が垣間見える場面も少なくなかった。

B教員は、レポートの受領拒絶について、受領しなかった理由は1分程度遅れたことだけであり、その他の要素を考慮して留年やむなしと判断したわけではないと供

述している。同人は、この点について、ルールに沿って判断したと言うのみであり、もっと学生の立場を慮るべきであったとか、留年という結果の重大性に思いを致すべきであったなどの、後悔や反省の弁はなかった。

C教員は、▲▲▲▲実習において、対象者以外の学生が「灯油を飲んだら死ぬるかな」と言ったり、対象者が煙草の吸殻を食べて死ぬという考えを持ったりしていたときであるのに、自分の指導の問題点を率直に反省するような供述はなかった。むしろ、対象者は前向きに頑張っていた、成長していたなどと述べて、対象者側の受け取り方はまったく異質な感想を述べていた。

D教員は、▼▼▼▼実習の終わりに、対象者が泣きながら連日指導を求めにきたという点について、記憶にないと供述した。しかし、受け持ちの学生が自死に至ったという衝撃的な事件の数日前に、自分が指導できないと拒絶した経験を、しかも上司であるg教員でさえ憶えていたというのに、本当に忘れられるものなのか、甚だ疑問である。また、もし本当に記憶にないのだとしたら、そのような重大な結果に至る原因を自分が作ったのかもしれないという振り返りさえしなかったのであろうから、むしろその方が問題である。

このような3名の態度からは、真摯に学生と向き合い育てようという態度、学生の教育について責任を持つという姿勢が、まったく感じられなかった。

もっとも、問題は上記3名だけの話ではなく、上記3名がそのような姿勢で学生と接することを許してきた、本学院全体の方針や姿勢にあるように思う。その意味では、学院長をはじめ本学院に関わってきた教員ら全体の問題である。

これには、学費収入を優先的課題とする必要のないため、退学者を出すことに問題を感じにくかったという公立校としての特殊性もあるように思う。また、臨床現場に配置しにくい人材に退職してもらうことができず、直接患者を受け持たない学校という職場に転勤させてきたという公務員としての特殊性もあるように思われる。すなわち、構造的な問題が大きいように思われる。

したがって、前回の調査以降、人事を刷新し、せつかく学生の学びやすい環境を作りつつある本学院について、今後も厳しい目で監督を続けなければ、以前と同様のハラスメント体質を再び生じさせてしまうリスクが高いように思う。

北海道は、今後もそのような視点で、教員人事に対する配慮と指導監督とを続けていただくべきものとする。

末尾になるが、亡くなられた学生のご冥福をお祈りし、二度と同様の被害が生じないことを心より願う。

2 野谷 聡子 委員(札幌総合法律事務所 弁護士/札幌弁護士会所属)

本調査は、学生の自死という重大な事態の発生を受け、当該事態発生後の時期を対象に調査が行われた『道立江差高等看護学院を巡る諸問題への対応に関する第三者調査委員会』の令和3年(2021年)10月19日付調査書に追加して、実施が決定されたものである。

調査委員会の性質上、調査の手段は任意の聴き取り調査、および、客観的資料の収集に限られており、しかも、調査時点で学生がすでに故人となり、遺書もなかったため、ハラスメントの有無および影響の認定に関し、学生自身の供述という直接証拠を得ることが不可能であった。

本調査結果は、あくまでもこのような限りある資料から推認できる限りでハラスメントの事実と因果関係を認定したものにとどまることをご承知おきいただきたい。また、このような制限ゆえに、ハラスメント行為としての具体性が十分でない事実も少なくなかったが、本調査はハラスメント行為者および管理者の民事上の責任追及を直接の目的とするものではないから、時期や態様が厳密に明らかでない事実についても、周辺事情等から一定程度の具体性をもって存在が推認でき、自死との関連性を評価するうえで重要なものについては、事実として認定した。その意味で、本調査結果は、直ちに行為者および管理者の民事上の責任を裏付けるものでないことを付言したい。

最後に、亡くなられた学生のご冥福をお祈りするとともに、勇気をもって本調査にご協力いただいたご遺族、関係者の皆様に感謝申し上げます。

3 山谷 敬三郎 委員(北翔大学・北翔大学短期大学部教授・学長/一般社団法人 学校心理士認定運営機構理事・日本学校心理士会会長)

本調査を進めるにあたり、このような不幸な事案が発生したことに対して、高等教育機関に勤める同じ教員として、また、学校における心理・教育的援助サービスを提供する有資格者を認定する団体の代表として、非常に残念な思いで対応させていただいた。特に、地元を離れ、熱心に通学し勉学に勤しんでいると思っていた我が子を失った保護者に対しては、同じ年ごろの大学生の指導に当たっている一

教師として、また一人の親としていたたまれない思いを感じて調査にあたった。

さて、本事案の発生は、関係性の中で起こったものとして受け止めることが求められる。つまり、児童・生徒・学生と年齢や発達段階は上がるとしても、学校という場での子供たちが抱える課題は、個人内にその原因を求めるのではなく、良くも悪くも関係性の中でとらえる必要があるということである。

多くの子供たちは、家族や友人、そして教師の心理・社会的サポートを基盤に、自己を確立するきっかけとして様々な課題を解決しながら成長していく。しかしながら、そうした課題に対して、心理・社会的サポーターの存在を感じられず、自分一人では乗り越えられない課題として感じたとき、子供たちはその壁を前にして立ち尽くすしかなくなるのである。

本事案の聴き取りが終わり、その原因や背景を考えたとき、時代背景や社会情勢などの違いはあるが、脳裏に浮かんだ言葉がある。その言葉は、次の詩の一節である。「教えるとは 希望を語ること / 学ぶとは 誠実を胸にきぎむこと」というフランスの詩人ルイ・アラゴンの「ストラスブール大学の詩」の一節である。この言葉は、70行もの長い詩の中のわずか2行の言葉であるが、多くの教育関係者の間で「望むべき教育の姿」を表す言葉として重く受け止められている。教師には、「子供たちが最後まであきらめずに真理を探究できるように支援する厳格な愛」と「子供たちの持っている個性や適性をありのまま受け止め、自己実現へと勇気づける優しい人類愛」の両者の愛により、未来に向かって希望をもって逞しく成長することができるように子供たちを導いていくことが求められている。

<ストラスブール大学の歌>

1943年11月、中仏オーヴェルニュ地方のクレルモン・フェランにおいて、ストラスブール大学の教授、学生が銃殺され、数百名が逮捕された。

大学は戦禍と弾圧を避けて、ドイツとの国境にあったストラスブールから、このクレルモンの地に疎開していたのである。

第2次世界大戦のさなか、ナチス・ドイツの迫害受け、レジスタントとして活動していたルイ・アラゴンがその惨劇を見て謳ったのがこの「ストラスブール大学の歌」です。多くの人が知っていると思いますが、アウシュビッツ捕虜収容所など、ドイツ国内には、17カ所の捕虜収容所があり、600万人以上のユダヤ人が犠牲になったホロコーストが行われた当時の歌です。

調査を進めるにつれ、本学院の教師間に共有されていた指導方針は、学生たちにとって課題に対して正面から立ち向かうことを支援してくれているという教師の支えというよりも、意欲をそがれ選別されるという思いを強くする思いとして受け止められていたと考えられる。そのことは、「命を預かる医療現場で働く一人前の看護師」として教員が学生を育てようとしていたにも関わらず、3年次への進級時に対象者自身が同級生に漏らした言葉、「もう俺の人生は、高校で終わってるからさ。」と言わせるほど精神的に追い込んでいたことは、本学院の教職員全体の責任である。

今日、医療や教育の現場では、「コ・メディカル・スタッフ」や「チーム医療」、または、「チームとしての学校」などの言葉で代表される関係者相互による協力関係が重要視されている。「個業型組織」に陥りがちな学校では、教師間のコミュニケーション不足は、学校としての一体感のある指導体制の確立や共通理解に基づいた教師の指導方針の一貫性を阻害する要因となる。また、教室という密室で起こりがちな問題への対応や教師個々の指導の在り方などについては、日頃から管理職による監督や指導・助言が必要となる。しかしながら、本学院の教師間のコミュニケーションの確立や指導方針の共有の機会は図られておらず、管理職のリーダーシップも十分機能しているとは言い難い状況であった。

今後は、管理職の兼職は避け、他の道立高等看護学院との人的交流を図るなど、慣習的な指導方針の矛盾などを指摘し合えるような開かれた学校風土の醸成が必要であると考えます。

末尾になりますが、ご遺族に哀悼の意を表するとともに、亡くなられた学生には、心からのご冥福をお祈り申し上げます。

別表

年月日	内容
令和4年5月17日	○ ご遺族(代理人弁護士)から道に対し、ハラスメントの有無の調査等を要望する旨の文書を受理
6月30日	○ 道立江差高等看護学院を巡る諸問題への対応に関する第三者調査委員会設置(開催要領の制定) ○ 道から北海道弁護士会連合会及び日本学校心理士会宛に第三者委員の推薦依頼
8月22日	○ 委員の委嘱
9月1日～	○ 各委員と道との事前打合せ、日程調整等
10月11日(午前)	○ 第1回第三者調査委員会の開催 ・ 座長の選任、事案の概要、調査方法等について
10月11日(午後)	○ 第三者委員会によるご遺族への現地聴き取り調査
11月15日	○ 第2回第三者調査委員会の開催 ・ 聴き取り対象者(参考人:元学生等)の特定について
11月29日～	○ 参考人(元学生等)への現地聴き取り調査 ○ 現地聴き取り調査内容の精査
令和5年1月11日	○ 第3回第三者調査委員会の開催 ・ 参考人(元学生等)への聴き取り調査結果について ・ 聴き取り対象者(教員、元教員等)の特定について ・ 今後のスケジュールについて
1月20日～	○ 教員等への現地聴き取り調査 ○ 現地聴き取り調査内容の精査、調査結果のとりまとめ、調査書原案の作成作業
3月24日	○ 第4回第三者調査委員会の開催 ・ 調査結果のとりまとめについて ・ 調査書(原案)について
3月25日～	○ 調査書(原案)の修正作業等
3月31日	○ 道立江差高等看護学院を巡る諸問題への対応に関する第三者調査委員会調査書を道に提出

道立江差高等看護学院を巡る諸問題への対応に関する第三者調査委員会開催要領

第1 目的

令和4年5月16日付けで、令和元年に自死した道立江差高等看護学院(以下「江差高看」という。)の学生のご遺族から、代理人弁護士を通じて道に対し、第三者委員会によるハラスメントの有無の調査を要望する旨の文書を受理したことを踏まえ、本件事案の重大性に鑑み、客観性を確保する観点から、第三者による調査等を実施するため、第三者調査委員会(以下「委員会」という。)を開催する。

第2 内容

委員会の活動内容は次のとおりとする。

- (1)本件事案に関するハラスメントの情報収集
- (2)現地調査
- (3)現地調査結果の取りまとめ
- (4)その他調査に必要な事項

第3 構成

- (1)委員会は、目的の達成のために必要な見識を持つ、人権問題等に精通した弁護士2名、心理学や人権問題等に精通した大学教授1名の計3名で構成する。
- (2)委員は、公正・中立の立場で客観的に調査等を行うことができる学識経験等を有する者のうちから、関係団体の推薦及び承認を得た者を北海道保健福祉部長が委嘱する。

第4 運営

- (1)委員会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- (2)座長は、不在の場合などの都度、これを代行する者を指名することができる。
- (3)委員会は、必要に応じて座長が招集し、主催する。
- (4)座長が特に必要があると認めるときは、構成員以外の有識者等に委員会への出席を求め、その意見等を聴くことができる。

第5 その他

委員会の事務は、保健福祉部地域医療推進局医務薬務課に置くが、客観性の確保のため、事務的な作業のみとする。

附則 この要領は、令和4年6月30日から施行する。

<非公表用>

道立江差高等看護学院を巡る諸問題への対応に関する

第三者調査委員会 調査書

令和5年3月31日

道立江差高等看護学院を巡る諸問題への対応に関する

第三者調査委員会

目次

第1. 第三者調査委員会の開催経過及び活動状況.....	1
第2. 調査、事実認定及び評価の方法について.....	1
1 パワー・ハラスメントとは.....	1
2 教育機関におけるパワー・ハラスメントの例.....	1
3 パワー・ハラスメントの評価について.....	2
4 評価の対象となる事実の認定について.....	2
第3. ハラスメントが疑われる事実の認定について.....	3
1 ハラスメントが疑われる事実として考えられるもの.....	3
2 上記事実があったことを認定できるかどうか(事実の存否に関する検討).....	4
第4. ハラスメント行為の背景となる事情.....	9
第5. ハラスメント以外の自死と関連性の疑われる事実ないし事象.....	10
1 自死と関連性の疑われる事実.....	10
2 上記事実ないし事象があったことを認定できるかどうか(事実の存否に関する検討).....	10
第6. 事実の評価と自死との関係について.....	11
1 上記第3で認定した事実がハラスメントに該当するか、また自死に影響したか.....	11
2 第4で認定した背景事情と自死との関連性.....	15
3 第5のハラスメント以外の事実等のうち認定できた事実等について、自死との関連性があるかどうか.....	15
4 結論.....	16
第7. 上記の原因と今後の再発防止について.....	16
1 原因と責任の所在.....	16
2 今後の再発防止について.....	17
第8. 本調査を終えるにあたって.....	17
1 須田布美子 座長.....	17
2 野谷 聡子 委員.....	19
3 山谷敬三郎 委員.....	19

第1. 第三者調査委員会の開催経過及び活動状況

- 1 当委員会は、ご遺族の申立てを受けて、下記学生に対するハラスメントの有無と、ハラスメントがあると認定する場合はそれらと自死との関連性について、調査した。
対象者： ██████████ (以下、「対象者」という。)
就学先： 道立江差高等看護学院(以下、「本学院」という。)
学籍番号： ██████████
入学年月日： 平成████年██月██日
死亡年月日： 令和元年9月18日
- 2 当委員会の開催経過及び活動状況は、別表のとおりである。当委員会は、ご遺族とその代理人、元学生、教職員らを含む合計15名と面談し、事実関係等を聴取した。これらの聴取結果を踏まえて、以下のとおり報告する。

第2. 調査、事実認定及び評価の方法について

- 1 パワー・ハラスメントとは
 - (1) パワー・ハラスメントについて明文の法律で定義されたものとしては、労働施策総合推進法第30条の2がある。同条は、職場におけるパワー・ハラスメントを「職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの」と定めている。
 - (2) 教育機関におけるパワー・ハラスメントについては、北海道総務部人事局の令和3(2021)年11月8日通達(人事第1494号。以下、「本件通達」という。)により、「教育機関等において、優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、学生等に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、学生等の人格若しくは尊厳を害し、又は学生等の学習環境を害することとなるようなもの」と定められている。
 - (3) いずれも、①地位の優越性を背景に、②必要かつ相当な範囲を超えた言動をいい、本件通達において、北海道職員は「パワー・ハラスメントをしてはならない」とされている。パワー・ハラスメントが認定されると、懲戒処分が付されることがある(本件通達別紙1第1の3項)。

2 教育機関におけるパワー・ハラスメントの例

本件通達には、パワー・ハラスメントになり得る言動として、以下が例示されている。

- (1) 暴力・傷害(書類で頭を叩く、相手に物をなげつける等)
- (2) 暴言・名誉棄損・侮辱(人格を否定するような罵詈雑言、土下座をさせる等)
- (3) 執拗な非難(長時間の叱責等)
- (4) 威圧的な行為(書類を机にたたきつける、怒鳴る等)
- (5) 実現不可能・無駄な業務の強要(大量の業務、緊急性のない業務の強制等)
- (6) 仕事を与えない・隔離・仲間外し・無視
- (7) 個の侵害(私生活についての干渉、個人情報公表等)

3 パワー・ハラスメントの評価について

- (1) ①地位の優越性を背景に、②必要かつ相当な範囲を超えた言動のうち、前項(1)から(7)に該当するか、あるいはこれらと同様の扱いをすべき事情が認められる場合は、パワー・ハラスメントと評価する。
- (2) 背景に地位の優越性がない場合、例えば指導ないし評価の担当ではない教師や同級生からの言動等は、「学生等に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、学生等の人格若しくは尊厳を害し、又は学生等の学習環境を害することとなるようなもの」であっても、パワー・ハラスメントとは評価しない。但し、程度によってはそれ自体が民事上ないし刑事上の法的責任を問い得るものと評価し得る。
- (3) 指導または評価を担当する教員による必要な指導ではあるが、相当な範囲を超えている場合は、学生の尊厳や学習環境の侵害の程度によって、「パワー・ハラスメントに該当するもの」と「パワー・ハラスメントとまでは言えないものの指導としての適切性に欠くもの」とがあり得る。なお、後者であっても当該行為者に対する指導等の対応が必要になることは当然である。
- (4) 行為者側の認識や動機については、基本的に問題としない。行為者側が必要かつ相当と認識していても、一般人を基準として客観的に必要かつ相当な範囲を逸脱していると思われる場合や、実際に見聞きしていた人において必要かつ相当な範囲を逸脱しているように感じていた場合は、ハラスメント該当性を認定しうると解すべきである。

4 評価の対象となる事実の認定について

- (1) 教員等によるパワー・ハラスメント等が認定されると、上述したとおり懲戒処分の対象ともなりうるため、事実認定は、年月日や場所などを特定した具体的な事実を対象として、資料(対象者や関係者の供述、レポートや成績表などの学習記録、通信記録等)に基づき、認定されなければならない。
- (2) 本件特有の問題点として、パワー・ハラスメントが疑われる事実が見受けられたとしても、被害者とされる対象者本人から、具体的な事実や、それを受けたときの心情を聴取することができない。そこで、具体的事実の認定については関係者の供述等客観的な資料から認定し、それが対象者に与えた影響については、資料がなければ一般人を基準として判断せざるを得ない。

以上を前提に、以下のとおり事実認定及び評価を行う。

第3. ハラスメントが疑われる事実の認定について

1 ハラスメントが疑われる事実として考えられるもの

聴取結果から、ハラスメントが疑われるものとして検討の対象とした事実は、以下のとおりである。

- (1) 平成28年ころ、 教員(以下、「 教員」という)は、 の授業中の居眠りについて対象者を注意し、クラス全員に連帯責任を負わせるような発言をしたうえ、授業を放棄して出ていった。それによって対象者がショックを受け、失声した。
- (2) 平成29年 月 日、対象者は の再試験のプリントを提出したが、提出期限に1分ほど遅れたため、 教員(以下、「 教員」という。)に受け取ってもらえず、留年が決まった。それによって対象者はショックを受けて泣き、失声した。
- (3) 平成29年の上記(2)のあと、 及び ●について、対象者が再試験の受験を希望したにもかかわらず、 教員(以下、「 教員」という。)の指示で受験できず、留年後の2回目の2年生で単位を取得した。
- (4) 対象者は、平成30年夏、暑い時期に、 教員の指示により、竹刀を持って屋外を走らされた。

- (5) 令和元年○月、○教員は対象者に対し、○実習において、求められても指導をしなかったり、厳しい言葉や態度で指導をしたりした。それによって、対象者はたばこの吸い殻を食べようと考えたり、「死にたい」などと言ったりするようになった。
- (6) ○教員(以下、○教員という)は、対象者に「デブ」とあだ名をつけていた。
- (7) 令和元年○月○日から○月○日までの○実習において、○教員が対象者に対し、大声で叱責したり、「看護師になれると思ってんの」、「学生辞めちゃえば」、「人格を変えたらいい」などと言ったりしたため、対象者はショックを受けて泣いていた。
- (8) 令和元年○月、○教員の○実習の終盤に、対象者はプロセスレコード¹を○教員の指導を受けずに実習先指導担当者に提出し、その後で、○教員の指導を受けに教務室に行き、指導して欲しいと申し入れた。○教員は、提出済であれば指導できない旨を回答した。その際、対象者が泣きながら指導を懇願し、また翌日も指導を懇願したが、○教員はこれを拒絶した。
- 対象者は、この拒絶により、○実習の単位を落とすものと誤解した。
- (9) 令和元年9月17日(死亡前日)ころ、○教員(以下、「○教員」という。)は対象者に対し、教務室において、同日は○実習の初日であったにもかかわらず、実習先の看護師長に挨拶がなかった点を注意し、同じ実習グループの学生とともに挨拶に行くよう促した。または、上記実習に必要な書類をプリントアウトして提出しなかったことについて、対象者を叱責した。

2 上記事実があったことを認定できるかどうか(事実の存否に関する検討)

(1) について

○教員が、対象者に対し、授業中の居眠りを注意したことは、元学生である○氏(以下、○氏という。)及び○(以下、○氏という。)と、○教員本人の供述が一致していることから、認定できる。

¹ プロセスレコードとは、患者との関わりの一場面を切り取って、そのときの言葉をそのまま用いて再現する記録のこと。本学院の書式では、場面をふり返りたい理由、患者さんの言動、学生が思ったこと、学生の言動などを記載し、自分のかかわりは適切であったかなどを考察する。通常の順序としては、本学院の教員の指導を受けてから実習先指導担当者に提出する。

それがクラス全員に連帯責任を負わせるような発言であったことについて、**〇〇** 教員は認めていないが、「周りも注意をすべきだ」という指摘をした程度で認めていること、**〇〇** 氏の具体的な供述があること、**〇〇** 教員(以下、**〇〇** 教員」という。)が全体責任を負わせるような話は日常的に出ていた旨供述していることから、かかる発言があったものと認定できる。

他方、授業を放棄して途中で出ていった点は**〇〇** 教員が、もうすぐ授業が終わるという時間だったので、残り少し授業をして終了した、打ち切ったわけではない、という具体的な供述によって否定していることから、事実として認定するに足りない。

また、これによって対象者が失声したことについては、**〇〇** 氏はこれを供述するものの、**〇〇** 氏はクラスの雰囲気具体的に述べて対象者が落ち込んでいたことを供述しながらも、失声については明確に否定し、失声したのは別の機会(下記(2)のとき)であったことを述べる。したがって、失声については事実として認定しがたい。

よって、(1)については**〇〇** 教員が対象者の居眠りを注意し、クラス全員に連帯責任を負わせるような言い方をしたため、対象者がショックを受けて落ち込んだという程度で認定する。

(2)について

〇〇 教員が、提出期限に1分ほど遅れたため、再試験のプリントを受け取らなかったこと、それによって対象者の留年が決まり、対象者が非常に落ち込んだことは、成績表、**〇〇** 教員の面談記録 **〇〇** 氏 **〇〇** 氏、**〇〇** 教員の各供述に加え、**〇〇** 教員自身も認めるところであるから、事実があったことは明らかである。

また、その結果、対象者がショックを受けて失声したことも **〇〇** 氏の供述及び **〇〇** 教員の面談記録等から認められる。

(3)について

2年生で取得する科目のうち **〇〇**、**〇〇** 及び **〇〇** **〇〇** について再試験を受験していないことは、成績表等の客観的記録から明らかである。この点について **〇〇** 教員は、対象者は受験を希望したが **〇〇** 教員が受けさせなかったと供述し、**〇〇** 教員もこれに沿う供述をしている。**〇〇** 教員は対象者の学習の順序を検討し、対象者と協議のうえで決定したと述べ、強制したことは認め

ていないため、**〇〇**教員の関与により対象者が再試験を受験しなかったという限度で認定する。

(4) について

対象者が、竹刀をもって屋外を走っていたという事実について、走っている場面の目撃供述はなく、走り終わった直後について、**〇〇**(以下、**〇〇**氏)という。)が供述するのみである。その供述は具体的ではあるが、記憶の曖昧さから、強制的に走らされていたという点までは認定しがたい。

また**〇〇**教員は、自分から対象者に対して気分転換に運動を勧めたこと、それによって同級生だった**〇〇**氏(以下、**〇〇**氏)とともに素振りをしてきたことは認め、強制的に走らせていたことは否認している。

そこで、対象者が平成30年夏ころ、**〇〇**教員の関与により、剣道の素振りやランニングなどの運動をしていたという限度で認定する。

(5) について

〇〇教員の**〇〇**実習において**〇〇**教員が対象者に求められても指導を拒絶し、対象者が絶句していたという事実は、**〇〇**元副学院長(以下、**〇〇**教員)という。)の供述から認定できる。この点、**〇〇**教員は**〇〇**教員を監督し、擁護すべき立場にあることに鑑みると**〇〇**教員に不利益な供述をしている点で、信用性は高い。

次に、厳しい指導をしたことについては、その具体的な言動の特定に至っていない。しかし、**〇〇**教員の指導方法には波があり、同人の気分次第・機嫌次第で他の教員や学生に対する態度が変わっていたこと、同人に指導を受けるために学生らが非常に苦勞をしていたこと(**〇〇**の実習は誰もリーダーをやりたがらない、「調整のための調整が必要」²などの具体的供述がある)、同人が学生を立たせたまま30分から1時間にもわたって指導を続けていたことについては、多数人の合致する供述がある。また、学生に対する言動について上司である**〇〇**教員及び**〇〇**教員から注意を受けていたことは、**〇〇**教員**〇〇**教員及び**〇〇**教員自身の供述から明らかである。さらに、複数の教員から**〇〇**教員の指導方法について、上司

² 学生は、実習時に行動計画表を作成するところ、その行動計画を調整するため担当教員の指導を仰ぐ必要がある。しかし、**〇〇**教員については、学生が**〇〇**教員の指導を仰ぐために、日程等の調整がさらに必要となるという趣旨である。

である副学院長に苦情ないし抗議がなされていたことも、複数の供述が合致することから明らかである。したがって、●●●教員が、対象者を含む学生らに対し、必要かつ相当な範囲を超えて厳しい指導をしていたことは認められる。

対象者が●●●教員について、「うわ、俺のグループだけ●●●先生か。」と言ったこと、実習が始まってから「死にたいかもしれないみたいなことをポロポロ言っていた」こと、煙草の吸殻を食べようとまで考えたことも、複数人の供述から認められる。特に、同じ実習グループだった女子学生が、●●●教員の●●●の実習中に、指導を受けられないことを苦にして、「灯油飲んだら死ぬるかな」と言ったことが問題になったことは、●●●教員自身を含む多数名の合致する供述から容易に認定できるところであり、同じ立場にいた対象者が煙草の吸殻を食べて死ぬということに思い至ったとしても、何ら不自然ではない。

したがって●●●教員が対象者の指導を適切に行わなかったり、対象者が死にたいと考えるほどに、必要かつ相当な範囲を超えた厳しい指導をしたりしたこと、それによって対象者が煙草の吸殻を食べて死ぬということに思い至るほど苦悩していたことについては、事実として認定できる。

(6) について

●●●教員が対象者に「デブ」というあだ名をつけていたかどうかについては、今回の調査において明確に記憶している者がいなかった。また、●●●教員自身も否定している。

したがって、この事実についてはこれを認められない。

(7) について

●●●教員が対象者に対し、「看護師になれると思ってんの」、「学生辞めちゃえば」などと叱責したことについては、これを認める●●●氏の供述がある。また、本来●●●氏を擁護するような立場の●●●教員が●●●教員の指導が原因で実習中に学生がパニックを起こして迎えに行ったことがあり、そのときの●●●教員の報告に疑問を持っていた旨供述していること、大声で指導することについて●●●教員に注意したことがあることを供述していることから、対象者に上記のような言動があったことを推認させる。したがって●●●教員の上記の言葉自体は正確には確認できないものの、そのような趣旨の発言をしたことにより対象者を圧迫したことは、事実として認定できる。

また、(6)教員が対象者に対し、人格を変えるよう言ったかどうかについては、(6)教員はこれを否定する。しかし、(6)教員からの指導を受けて対象者が「人格を変えます」と言ったことについては(6)教員、(6)教員の各供述に加え、(6)教員自身も認めている。したがって、少なくとも、対象者に「人格を変えなければいけない」と思わせるような指導をしたことについては、明らかである。

この指導によって対象者が泣いていたことは、複数の供述から認定できるし、人格を否定するようなことを言われてショックを受けることは、自然である。

したがって、(7)は事実として認定できる。

(8)について

対象者が(6)の実習の終盤で、(6)教員の指導を受けないまま実習先の担当者にプロセスレコードを提出した後、指導を求めた点については、(6)教員(以下、「(6)教員」という。)の直接の目撃証言のほか、(6)教員を擁護すべき立場の(6)教員からも同旨の供述がある。(6)教員自身は認めてはいないが、記憶がないというだけで否定せず、仮にプロセスレコードを出した後で指導してくださいと言われたとしたら、それでは指導できないと思う旨の供述をしている。

したがって、(8)は事実として認定できる。

そして、そのような(6)教員の対応により、対象者が(6)実習の単位を落としたと受け取ったかどうかについては、対象者の主観であるから明確な判断はできない。しかし、複数の教員の供述から、実習が終わった時点では、自分が合格したかどうかは学生にはわからないことは明らかである。また、対象者は、レポートが提出期限にたった1分遅れただけで単位を落とし、1年間留年した経験がある。さらに(6)教員も、合格を前提とする話をしたとはいうものの、合格した旨をはっきり伝えたことはない供述する。そのような背景事情がある中で、泣きながら指導を懇請しても冷たく断られたのであるから、対象者が単位を落としたと受け取ったとしても不思議はない。そこで、そのように受け取った「可能性が高い」という限度で認定する。

(9)について

死亡前日の(6)教員の指導については、何らかの書面をプリントアウトして提出しなかったために厳しく叱責されたという話が(6)氏から出ているが(6)氏が直接見聞きしたものではない。(6)教員はこれを否定し、初日にプリントアウトしたも

のを持参する必要はなかったと供述している。

他方で、●教員は、対象者を含む実習グループの学生ら複数名に対して、実習初日に実習先の看護師長に挨拶をしなかったことを注意し、挨拶してくるよう促した旨明確に記憶しており、その供述態度に疑わしい点はない。

したがって、(9)については●教員が対象者に対し、他の学生とともに、実習先に挨拶するよう指導したという限度で認定する。

第4. ハラスメント行為の背景となる事情

- 1 上記第3の事実の背景事情として、本学院の教員全体が、学生を育てるよりも振り落すような教育方針ないし態度を取っていたことが挙げられる。
- 2 この点については、本学院に関する令和3年10月19日付第三者調査委員会の調査書においても認定されている。前回調査委員会座長の山内良輔弁護士は、「私立学校のような収益化を図る必要がないため、入学した学生に対し、途中退学することなく授業料を支払って通学を継続してもらうことにより、授業料収入を確保するという必要性に乏しく、各教員にもその意識がみられなかった。その結果、看護師に向いていないと思われる学生に対する態度が冷たくなり、学生の退学又は休学を慰留することもない土壌が醸成されることとなった」と分析している。

実際に、道立の他の高等看護学院や、それ以外の道内の看護師養成校と比べても、本学院は明らかに卒業率が低い。令和元年までの9年間についてみると、全道平均は 89.3%、旭川高等看護学院90.5%、紋別高等看護学院75.4%であるところ、本学院は70.6%である。

●教員は、●高等看護学院から本学院に異動してきた際、学生が教員である自分に胡麻を擦るような態度を取ることに違和感を覚えたこと、学生にその点を指摘すると「この学校では先生に好かれたいとやっっていけない」との回答があったことを述べているが、当時の雰囲気がよく伝わるエピソードである。

これに加えて、複数人の供述から教員間のハラスメントが横行していたことが認められるところ、教員が自らの身を守る必要から、学生を救うことができなかった状況が見受けられることも、学生へのハラスメントが容認される土壌ができてしまった要因と思われる。

したがって、この背景事情については抽象的ではあるものの、非常に重要な要

● 教員らの一致する供述から、同級生との関係において問題はなかったものと認定する。

(3)について

● 氏本人の供述やその他の客観的資料から、問題なく認定できる。

(4)について

対象者の母の提出資料から、問題なく認定できる。

(5)について

● 氏の成績証明書から、問題なく認定できる。

(6)について

● 教員が令和●年●月●日から●年●月●日まで●
● のため●に●していたことは、教員ら複数名の
供述及び令和●年●月●日付●から、問題なく認定できる。

そして、対象者が●教員の復帰を気にしていたことも●氏の供述から認められる。

第6. 事実の評価と自死との関係について

1 上記第3で認定した事実がハラスメントに該当するか、また自死に影響したか

(1) について

ア. ハラスメント該当性

● 教員の言動は、教員としての優越性を背景にしたものであるが、授業中に居眠りをしたのであれば注意する必要性は認められる。但し、クラス全体の責任であるかのように述べて、学生同士の対立を生じさせるような形で注意した点については、相当な範囲にあるとは言い難い。● 氏 ● 氏の供述によれば、対象者はかなり深刻に受け止めたようである。

他方で、上記第2の2項に記載したハラスメントの例示に該当しないし類似するものではない。相当性の逸脱の範囲も小さいことを考えると、パワー・ハラスメントとまでは断定しがたい。

そこで本件は、パワー・ハラスメントとまではいえないが、相当な範囲を逸脱する不適切な指導と認定する。

イ. 自死への影響

これが対象者が1年生のときのことであることから、相当性を逸脱していたとしても、これが直接的に自死を誘引したとは考えられない。しかし、第4記載の背景事情の1つとして、自死に影響した可能性はある。

(2) について

ア. ハラスメント該当性

● 教員がレポートを受け取らなかったことは、教員としての優越性を背景にしたものである。● 教員は本学院の事実上のトップであった副学院長の地位にあり、同人に対して指導する者がいない点でも、その優越性は明らかである。

社会的なルールを守らせるために時間厳守を指導することには、必要性は認められる。しかし、その指導のために、わずか1分の遅れに対して、1年間の留年という、経済的にも精神的にも、さらに時間的にも非常に大きなペナルティを与えることは、その結果が大きすぎる。この点、1年間の学費等は約50万円であること、学費等の他に一人暮らしの生活費がかかること(なお、男子には寮がない)、留年した場合は奨学金の対象外になること、社会に出ることが1年遅れることの逸失利益は数百万円に上ることなどに鑑みれば、その結果が、わずか1分の遅刻の代償として過大であることは明らかである。したがって、相当性の範囲を大きく逸脱するものといえる。

よって、これはパワー・ハラスメントに該当する。

イ. 自死への影響

自死の2年近く前の出来事であることから、これが直接的に自死を誘引したとは考えにくい。しかし、1年間の留年という極めて大きな損失をもたらす事実であったことから、自死に至る過程で大きな要因となった可能性がある。

(3) について

ア. ハラスメント該当性

● 教員の関与により再試験が受けられなかったことについては、優越性を背景に強制したとまでは認められないため、これがパワー・ハラスメントに該当するとまではいえない。

イ. 自死への影響

教員の強制的関与が認定できないため、これが自死の要因になったとまでは認めがたい。しかし、第4記載の背景事情の1つとして、自死に影響した可能性はある。

(4) について

ア. ハラスメント該当性

教員の関与により運動をしたことは、優越性を背景に強制したとまでは認められないため、これがパワー・ハラスメントに該当するとまではいえない。

イ. 自死への影響

影響を認めるに足りる証拠はない。

(5) について

ア. ハラスメント該当性

教員の 実習での指導については、教員としての優越性を背景にしたものである。必要性については、実習中であるから指導の必要性は認められる。しかし、対象者に対する具体的な言動は特定できていないものの、学生が二人も死を考えるほどの厳しい指導と受け止めたことから、暴言や執拗な非難、無視と評価できる言動があったものと推認され、それは相当性の範囲を大きく逸脱するものであったと評価できる。

また、学生からの求めがあっても指導をしない、後回しにするなどの対応がしばしばあったことが認められ、これが学生にとっては単位を落とすなどの大きな不利益につながるものであったことが認められ、相当とは言えない。

したがって、これは明らかにパワー・ハラスメントに該当する。

イ. 自死への影響

対象者において自死をほのめかすほど精神的に追い詰められていたことが認められ、自死に大きな影響を与えていたものと認められる。

(6) について

ア. ハラスメント該当性

デブというあだ名については、事実自体が認定できない。

イ. 自死への影響

事実がないため影響も認定できない。

(7) について

ア. ハラスメント該当性

教員の 実習における叱責については、教員としての優越性を背景にしたものである。実習中であるから指導の必要性は認められるものの、「人格

を変えなくてはいけない」と思わせるような指導の仕方については、暴言や侮辱(人格を否定するような罵詈雑言)に該当する可能性が高く、相当性の範囲を大きく逸脱するものであったと評価できる。

したがって、これはパワー・ハラスメントに該当する。

イ. 自死への影響

上記のとおり相当性を大きく逸脱するパワー・ハラスメントであり、人格を否定されるような言動であるから、自死に影響を与えたものと認められる。

(8) について

ア. ハラスメント該当性

●●●●教員のプロセスレコードの指導拒絶については、教員としての優越性を背景にしたものである。本来は担当教員の指導を受けたうえで、実習先に提出すべきであったことを考えると、実際にプロセスレコードがないから指導できないと回答すること自体は、やむを得ないと考えられる。しかし、泣きながら指導を懇願する学生に対し、どう対応すべきかを示したり、フォローしたりすることなく、連日ただ冷たく対応したことについては、相当性の範囲を逸脱するものと評価できる。

そして、対象者はこれによって単位を落としたと絶望し、非常に落胆した可能性が高い。

したがって、これはパワー・ハラスメントに該当する。

イ. 自死への影響

上記のようなパワー・ハラスメントが、自死に影響を与えた可能性は大きい。

(9) について

ア. ハラスメント該当性

●●●●教員の前日の指導について、事実認定した挨拶の点については、指導の必要性が認められる。また、単に非難するだけでなく、これから挨拶に行くようにと適切な指示をしていることに鑑みれば、相当性も認められる。したがって、パワー・ハラスメントには該当しない。

イ. 自死への影響

上記指導よりも前に、対象者がロープを手にして自死に至る可能性を示していたことは、●●●●氏の供述から認められる。また●●●●教員及び●●●●教員の供述によれば死亡当日にはロッカーが片付いており、9月17日以前から自死を準備して

いた可能性も示唆される。そうすると、時系列で考えたときに●●●教員の前日の指導が自死を選択させたとは考えにくい。

また、事実認定した指導の範囲であれば、これが自死の契機となるほどの負荷を与えたとも評価しにくい。

したがって、自死への影響があったものとは認められない。

2 第4で認定した背景事情と自死との関連性

本学院の教育方針や教員らの態度については、これが対象者を自死に追い込んだ大きな要因になったものと考えられる。

3 第5のハラスメント以外の事実等のうち認定できた事実等について、自死との関連性があるかどうか

(1)について

対象者自身の性格や人生観が、最終的に自死を選択したことに影響した可能性は否定できない。但し、自死の主たる要因ではなく、外部的な要因を助長したものにすぎない。

(2)について

学生からのいじりやからかいについては、そもそも事実が認められない。

(3)について

●●●氏の卒業が、対象者の孤立感を深めたと考えられ、自死に影響した可能性はあるが、自死の主たる要因ではなく、外部的な要因を助長したものにすぎない。

(4)について

父親代わりだった祖父の死亡が、対象者にとっては大きな精神的な支えを失ったことは推察でき、自死に影響した可能性はあるが、自死の主たる要因ではなく、外部的な要因を助長したものにすぎない。

(5)について

●●●氏の退学が、対象者の孤立感を深めたと考えられ、自死に影響した可能性はあるが、自死の主たる要因ではなく、外部的な要因を助長したものにすぎない。

(6)について

●●●教員が本学院に復帰することについては、対象者が復帰時期を気にしてい

たこと(●●●氏の供述)●●●の実習についてかなり大きな精神的負担がかかっていたであろうこと●●●氏、●●●氏、●●●教員、●●●教員、●●●教員、●●●教員、●●●教員の各供述)、●●●月に学院に復帰した後、同教員の担当役割³に鑑みれば、直接授業や実習の担当をしなくても対象者に関わることが予想された状況にあることから、対象者に自死を選択させる要因になった可能性が高い。

4 結論

以上を総合的に考えると、当委員会は、次のような経緯であった可能性が高いものと推認する。最終的な要因については確定できないが、少なくとも本学院における学習環境が要因となったものと認定でき、自死との相当因果関係は認められる。

- ① 対象者は、1年生の時からずっと、多くの教員による振るい落とすような教育方針や不適切な指導態度に、徐々に精神的な負担を募らせた。
- ② 2年生の時、提出期限にたった1分遅れたことで●●●教員にレポートを受け取ってもらえず、1年間の留年という大きな損失を招いたことによって、本学院に対する信頼や希望を失った。
- ③ 3年生になり●●●教員の●●●や●●●教員の●●●の実習において、パワー・ハラスメントを受けたことにより、自死を考えるようになった。
- ④ この間、親しい友人が卒業したり、退学したり、祖父が亡くなったりして、精神的な支えを失う状況となった。
- ⑤ ●●●教員の上記●●●実習において、指導を受けられなかったことにより、単位を落としたと誤解して、さらなる経済的損失や、今後も続くであろう●●●教員及び●●●教員によるパワー・ハラスメントを予想して絶望し、自死を選択した。

第7. 上記の原因と今後の再発防止について

1 原因と責任の所在

³ ●●●教員は、

●●●する役割である。

- (1) パワー・ハラスメントの行為者である●●●教員●●●教員●●●教員には、対象者を精神的に追い詰めることになった原因と責任の一端があることは明らかである。これらの積み重ねにより、自死に至らしめたことについて、帰責性も認められる。
- (2) もっとも、教員個々人の資質や行動によるものというよりも、本学院全体として、学生を尊重し、育てようという意図が感じられなかった点に、大きな問題点がある。その管理監督責任を負っていたはずの歴代の学院長、ひいては、北海道が職責を果たしてこなかったことにも、問題点が指摘できる。
この点は、前回の第三者調査委員会でも指摘されたとおりである。

2 今後の再発防止について

前回の第三者調査委員会の調査報告の後、本学院では人事を刷新し、根本的な指導体制の変化によって学生の学びやすい環境が整ったことが報道されている。今後も、この体制を維持して、学生の自死などという重大な被害を二度と生じさせないよう、引き続き改善の努力を続けるべきである。

第8. 本調査を終えるにあたって

1 須田 布美子 座長(須田布美子法律事務所 弁護士/札幌弁護士会所属)

本調査を開始するに当たり、被害者と考えられる対象者自身から聴き取りができないことや、すでに3年の歳月が経過していることから、調査は難航するのではないかと考えられた。確かに、最も対象者を追い詰めたのではないかと疑われる●●●教員によるハラスメントの具体的な言動は特定できず●●●実習終了時に●●●教員がどのように対応したのかも明確にはならず、さらにはその際の対象者の受け取り方も推認の域を超えなかった。

しかし、ハラスメントを認定した●●●教員●●●教員、●●●教員の3名については、現時点での同人らの供述においても、当時の指導態度を真に反省し、自死に至らしめた責任を重く受け止めているとは見受けられなかった。上記3名の供述からは、本学院の当時のハラスメント体質が垣間見える場面も少なくなかった。

●●●教員は、レポートの受領拒絶について、受領しなかった理由は1分程度遅

れたことだけであり、その他の要素を考慮して留年やむなしと判断したわけではなくと供述している。同人は、この点について、ルールに沿って判断したと言うのみであり、もっと学生の立場を慮るべきであったとか、留年という結果の重大性に思いを致すべきであったなどの、後悔や反省の弁はなかった。

●●●教員は●●●の実習において、対象者以外の学生が「灯油を飲んだら死ぬるかな」と言ったり、対象者が煙草の吸殻を食べて死ぬという考えを持っていたときであるのに、自分の指導の問題点を率直に反省するような供述はなかった。むしろ、対象者は前向きに頑張っていた、成長していたなどと述べて、対象者側の受け取り方とはまったく異質な感想を述べていた。

●●●教員は●●●の実習の終わりに、対象者が泣きながら連日指導を求めにきたという点について、記憶にないと供述した。しかし、受け持ちの学生が自死に至ったという衝撃的な事件の数日前に、自分が指導できないと拒絶した経験を、しかも上司である●●●教員でさえ覚えていたというのに、本当に忘れられるものなのか、甚だ疑問である。また、もし本当に記憶にないのだとしたら、そのような重大な結果に至る原因を自分が作ったのかもしれないという振り返りさえしなかったのであろうから、むしろその方が問題である。

このような3名の態度からは、真摯に学生と向き合い育てようという態度、学生の教育について責任を持つという姿勢が、まったく感じられなかった。

もっとも、問題は上記3名だけの話ではなく、上記3名がそのような姿勢で学生と接することを許してきた、本学院全体の方針や姿勢にあるように思う。その意味では、学院長をはじめ本学院に関わってきた教員ら全体の問題である。

これには、学費収入を優先的課題とする必要のないため、退学者を出すことに問題を感じにくかったという公立校としての特殊性もあるように思う。また、臨床現場に配置しにくい人材に退職してもらうことができず、直接患者を受け持たない学校という職場に転勤させてきたという公務員としての特殊性もあるように思われる。すなわち、構造的な問題が大きいように思われる。

したがって、前回の調査以降、人事を刷新し、せつかく学生の学びやすい環境を作りつつある本学院について、今後も厳しい目で監督を続けなければ、以前と同様のハラスメント体質を再び生じさせてしまうリスクが高いように思う。

北海道は、今後もそのような視点で、教員人事に対する配慮と指導監督とを続け

ていただくべきものとする。

末尾になるが、亡くなられた学生のご冥福をお祈りし、二度と同様の被害が生じないことを心より願う。

2 野谷 聡子 委員(札幌総合法律事務所 弁護士/札幌弁護士会所属)

本調査は、学生の自死という重大な事態の発生を受け、当該事態発生後の時期を対象に調査が行われた『道立江差高等看護学院を巡る諸問題への対応に関する第三者調査委員会』の令和3年(2021年)10月19日付調査書に追加して、実施が決定されたものである。

調査委員会の性質上、調査の手段は任意の聴き取り調査、および、客観的資料の収集に限られており、しかも、調査時点で学生がすでに故人となり、遺書もなかったため、ハラスメントの有無および影響の認定に関し、学生自身の供述という直接証拠を得ることが不可能であった。

本調査結果は、あくまでもこのような限りある資料から推認できる限りでハラスメントの事実と因果関係を認定したものととどまることをご承知おきいただきたい。また、このような制限ゆえに、ハラスメント行為としての具体性が十分でない事実も少なくなかったが、本調査はハラスメント行為者および管理者の民事上の責任追及を直接の目的とするものではないから、時期や態様が厳密に明らかでない事実についても、周辺事情等から一定程度の具体性をもって存在が推認でき、自死との関連性を評価するうえで重要なものについては、事実として認定した。その意味で、本調査結果は、直ちに行為者および管理者の民事上の責任を裏付けるものでないことを付言したい。

最後に、亡くなられた学生のご冥福をお祈りするとともに、勇気をもって本調査にご協力いただいたご遺族、関係者の皆様に感謝申し上げます。

3 山谷 敬三郎 委員(北翔大学・北翔大学短期大学部教授・学長/一般社団法人 学校心理士認定運営機構理事・日本学校心理士会会長)

本調査を進めるにあたり、このような不幸な事案が発生したことに対して、高等教育機関に勤める同じ教員として、また、学校における心理・教育的援助サービスを提供する有資格者を認定する団体の代表として、非常に残念な思いで対応させていただいた。特に、地元を離れ、熱心に通学し勉学に勤しんでいると思っていた。

我が子を失った保護者に対しては、同じ年ごろの大学生の指導に当たっている一教師として、また一人の親としていたたまれない思いを感じて調査にあたった。

さて、本事案の発生は、関係性の中で起こったものとして受け止めることが求められる。つまり、児童・生徒・学生と年齢や発達の段階は上がるとしても、学校という場での子供たちが抱える課題は、個人内にその原因を求めるのではなく、良くも悪くも関係性の中でとらえる必要があるということである。

多くの子供たちは、家族や友人、そして教師の心理・社会的サポートを基盤に、自己を確立するきっかけとして様々な課題を解決しながら成長していく。しかしながら、そうした課題に対して、心理・社会的サポーターの存在を感じられず、自分一人では乗り越えられない課題として感じたとき、子供たちはその壁を前にして立ち尽くすしかなくなるのである。

本事案の聴き取りが終わり、その原因や背景を考えたとき、時代背景や社会情勢などの違いはあるが、脳裏に浮かんだ言葉がある。その言葉は、次の詩の一節である。「教えるとは 希望を語ること / 学ぶとは 誠実を胸にきざむこと」というフランスの詩人レイ・アラゴンの「ストラスブール大学の詩」の一節である。この言葉は、70行もの長い詩の中のわずか2行の言葉であるが、多くの教育関係者の間で「望むべき教育の姿」を表す言葉として重く受け止められている。教師には、「子供たちが最後まであきらめずに真理を探究できるように支援する厳格な愛」と「子供たちの持っている個性や適性をありのまま受け止め、自己実現へと勇気づける優しい人類愛」の両者の愛により、未来に向かって希望をもって逞しく成長することができるように子供たちを導いていくことが求められている。

<ストラスブール大学の歌>

1943年11月、中仏オーヴェルニュ地方のクレルモン・フェランにおいて、ストラスブール大学の教授、学生が銃殺され、数百名が逮捕された。

大学は戦禍と弾圧を避けて、ドイツとの国境にあったストラスブールから、このクレルモンの地に疎開していたのである。

第2次世界大戦のさなか、ナチス・ドイツの迫害受け、レジスタントとして活動していたルイ・アラゴンがその惨劇を見て謳ったのがこの「ストラスブール大学の歌」です。多くの人が知っていると思いますが、アウシュビッツ捕虜収容所など、ドイツ国内には、17カ所の捕虜収容所があり、600万人以上のユダヤ人が犠牲になったホロコーストが行われた当時の歌です。

調査を進めるにつれ、本学院の教師間に共有されていた指導方針は、学生たちにとって課題に対して正面から立ち向かうことを支援してくれているという教師の支えというよりも、意欲をそがれ選別されるという思いを強くする思いとして受け止められていたと考えられる。そのことは、「命を預かる医療現場で働く一人前の看護師」として教員が学生を育てようとしていたにも関わらず、3年次への進級時に対象者自身が同級生に漏らした言葉、「もう俺の人生は、高校で終わってるからさ。」と言わせるほど精神的に追い込んでいたことは、本学院の教職員全体の責任である。

今日、医療や教育の現場では、「コ・メディカル・スタッフ」や「チーム医療」、または、「チームとしての学校」などの言葉で代表される関係者相互による協力関係が重要視されている。「個業型組織」に陥りがちな学校では、教師間のコミュニケーション不足は、学校としての一体感のある指導体制の確立や共通理解に基づいた教師の指導方針の一貫性を阻害する要因となる。また、教室という密室で起こりがちな問題への対応や教師個々の指導の在り方などについては、日頃から管理職による監督や指導・助言が必要となる。しかしながら、本学院の教師間のコミュニケーションの確立や指導方針の共有の機会は図られておらず、管理職のリーダーシップも十分機能しているとは言い難い状況であった。

今後は、管理職の兼職は避け、他の道立高等看護学院との人的交流を図るなど、慣習的な指導方針の矛盾などを指摘し合えるような開かれた学校風土の醸成が必要であると考えます。

末尾になりますが、ご遺族に哀悼の意を表するとともに、亡くなられた学生には、心からのご冥福をお祈り申し上げます。

別表

年月日	内容
令和4年5月17日	○ ご遺族(代理人弁護士)から道に対し、ハラスメントの有無の調査等を要望する旨の文書を受理
6月30日	○ 道立江差高等看護学院を巡る諸問題への対応に関する第三者調査委員会設置(開催要領の制定) ○ 道から北海道弁護士会連合会及び日本学校心理士会宛に第三者委員の推薦依頼
8月22日	○ 委員の委嘱
9月1日～	○ 各委員と道との事前打合せ、日程調整等
10月11日(午前)	○ 第1回第三者調査委員会の開催 ・ 座長の選任、事案の概要、調査方法等について
10月11日(午後)	○ 第三者委員会によるご遺族への現地聴き取り調査
11月15日	○ 第2回第三者調査委員会の開催 ・ 聴き取り対象者(参考人:元学生等)の特定について
11月29日～	○ 参考人(元学生等)への現地聴き取り調査 ○ 現地聴き取り調査内容の精査
令和5年1月11日	○ 第3回第三者調査委員会の開催 ・ 参考人(元学生等)への聴き取り調査結果について ・ 聴き取り対象者(教員、元教員等)の特定について ・ 今後のスケジュールについて
1月20日～	○ 教員等への現地聴き取り調査 ○ 現地聴き取り調査内容の精査、調査結果のとりまとめ、調査書原案の作成作業
3月24日	○ 第4回第三者調査委員会の開催 ・ 調査結果のとりまとめについて ・ 調査書(原案)について
3月25日～	○ 調査書(原案)の修正作業等
3月31日	○ 道立江差高等看護学院を巡る諸問題への対応に関する第三者調査委員会調査書を道に提出

道立江差高等看護学院を巡る諸問題への対応に関する第三者調査委員会開催要領

第1 目的

令和4年5月16日付けで、令和元年に自死した道立江差高等看護学院(以下「江差高看」という。)の学生のご遺族から、代理人弁護士を通じて道に対し、第三者委員会によるハラスメントの有無の調査を要望する旨の文書を受理したことを踏まえ、本件事案の重大性に鑑み、客観性を確保する観点から、第三者による調査等を実施するため、第三者調査委員会(以下「委員会」という。)を開催する。

第2 内容

委員会の活動内容は次のとおりとする。

- (1)本件事案に関するハラスメントの情報収集
- (2)現地調査
- (3)現地調査結果の取りまとめ
- (4)その他調査に必要な事項

第3 構成

- (1)委員会は、目的の達成のために必要な見識を持つ、人権問題等に精通した弁護士2名、心理学や人権問題等に精通した大学教授1名の計3名で構成する。
- (2)委員は、公正・中立の立場で客観的に調査等を行うことができる学識経験等を有する者のうちから、関係団体の推薦及び承認を得た者を北海道保健福祉部長が委嘱する。

第4 運営

- (1)委員会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- (2)座長は、不在の場合などの都度、これを代行する者を指名することができる。
- (3)委員会は、必要に応じて座長が招集し、主催する。
- (4)座長が特に必要があると認めるときは、構成員以外の有識者等に委員会への出席を求め、その意見等を聴くことができる。

第5 その他

委員会の事務は、保健福祉部地域医療推進局医務業務課に置くが、客観性の確保のため、事務的な作業のみとする。

附則 この要領は、令和4年6月30日から施行する。



〒060-0003
北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道知事 鈴木 直道 様

(北海道保健福祉部地域医療推進局
医務薬務課看護政策担当課長
田原 良英 様)

簡易書留

親展





道立江差高等看護学院を巡る諸問題への対応に関する
第三者委員会 座長 須田布美子
【事務所（連絡先）】

須田布美子法律事務所 弁護士 須田布美子

決 定 書

分類記号	保存期間
P-01-1-1	30年

回付番号	起案年月日	決定年月日	施行年月日	文書番号	例規番号
第 号	R05・04・03	R. 4. 4	R. 4. 4	2	

施行及び取扱方法

決裁権者 次のとおり決定する。 看護政策担当課長 田原 良英	起案者 保健福祉部 地域医療推進局医務薬務課 主幹 矢元 栄司 電話
---	--



標題
 道立江差高等看護学院を巡る諸問題への対応に関する第三者調査委員会「調査書」〈概要版〉の送付について


情報公開用標題
 道立江差高等看護学院を巡る諸問題への対応に関する第三者調査委員会「調査書」〈概要版〉の送付について

趣旨
 このことについて、別紙のとおり [] いて送付する。

協議

回付先

看護政策担当課長 田原 良英 	看護政策係長 清水 慎介 /	主査(看護教育) 赤石 知香枝 /	専門主任 高村 寿男 /
主事 久恒 竜太郎 /	主幹 矢元 栄司 		

課長 柳 佐


医薬第 号
令和5年(2023年)4月 日

様

北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課
看護政策担当課長 田原 良英

道立江差高等看護学院を巡る諸問題への対応に関する第三者調査委員会
「調査書」〈概要版〉の送付について

○ 貴職から提出があった令和4年5月16日付け「受任のご通知と要望について」に係るこのことについて、道が設置した道立江差高等看護学院を巡る諸問題への対応に関する第三者調査委員会の座長(須田布美子法律事務所須田布美子弁護士)から道に対し、令和5年3月31日付けで、別添のとおり「調査書」〈概要版〉の提出がありましたので、写しを送付いたします。

なお、さきにご連絡させていただいたとおり、道としては、調査書の内容を精査の上、後日、ご遺族様に対しまして、謝罪の上、道の今後の対応方針についてご説明させていただくなど、誠意を持って対応させていただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

【連絡先】

担当：看護政策係 主幹(道立高看) 矢元

電話：011-231-4111

(内線：25-362)

FAX：011-232-4108

E-mail：yamoto.eiji@pref.hokkaido.lg.jp

課長 補佐 主幹 4/9(水)10:00代理入 [redacted] 訪問
①田原 ②弓野 ③大元 [redacted] に本考を手交済 (対し田原と弓野)

第4回「道立江差高等看護学院を巡る諸問題への対応に関する 第三者調査委員会」の開催結果を受けた知事コメント

令和5年3月24日(金) 16時

- 本日、第4回「道立江差高等看護学院を巡る諸問題への対応に関する第三者調査委員会」が開催され、会議後、座長から、調査結果の概要について説明があり、その中で、令和元年に亡くなられた学生に対する教員のハラスメントが確認された旨、報告がありました。
- 道としては、この結果を大変重く受け止めており、ご遺族に対し、深くお詫び申し上げますとともに、亡くなられた学生のご冥福をお祈りいたします。
- 第三者調査委員会からは、後日、調査結果をとりまとめた「調査書」を提出いただけると伺っておりますことから、受け取り次第、早急に内容を精査の上、ご遺族に対し、調査結果と併せ、道の対応方針について説明させていただくなど、今後とも、ご遺族のご意向を伺いながら、誠意を持って対応してまいります。
- また、一連のハラスメントを踏まえ、道立江差高看では、学院の組織の見直しや教員の再教育などに取り組んできておりますが、引き続き、学生の皆様に安心して学んでいただけるよう、適切な学院運営を図ってまいります。
- 最後に、このたびの調査にご協力を頂いた第三者調査委員会の皆様のご労苦に対し、感謝を申し上げます。

北海道知事 鈴木 直道

保健福祉部地域医療推進局医務薬務課
看護政策担当課長 田原 良英
電話：011-204-5251(直通)

課長 主幹



本書のとおり報告する

部外秘

取扱注意

非開示資料

への法律相談結果（概要）

1 日時：令和 年 月 日

2 場所：

3 出席者

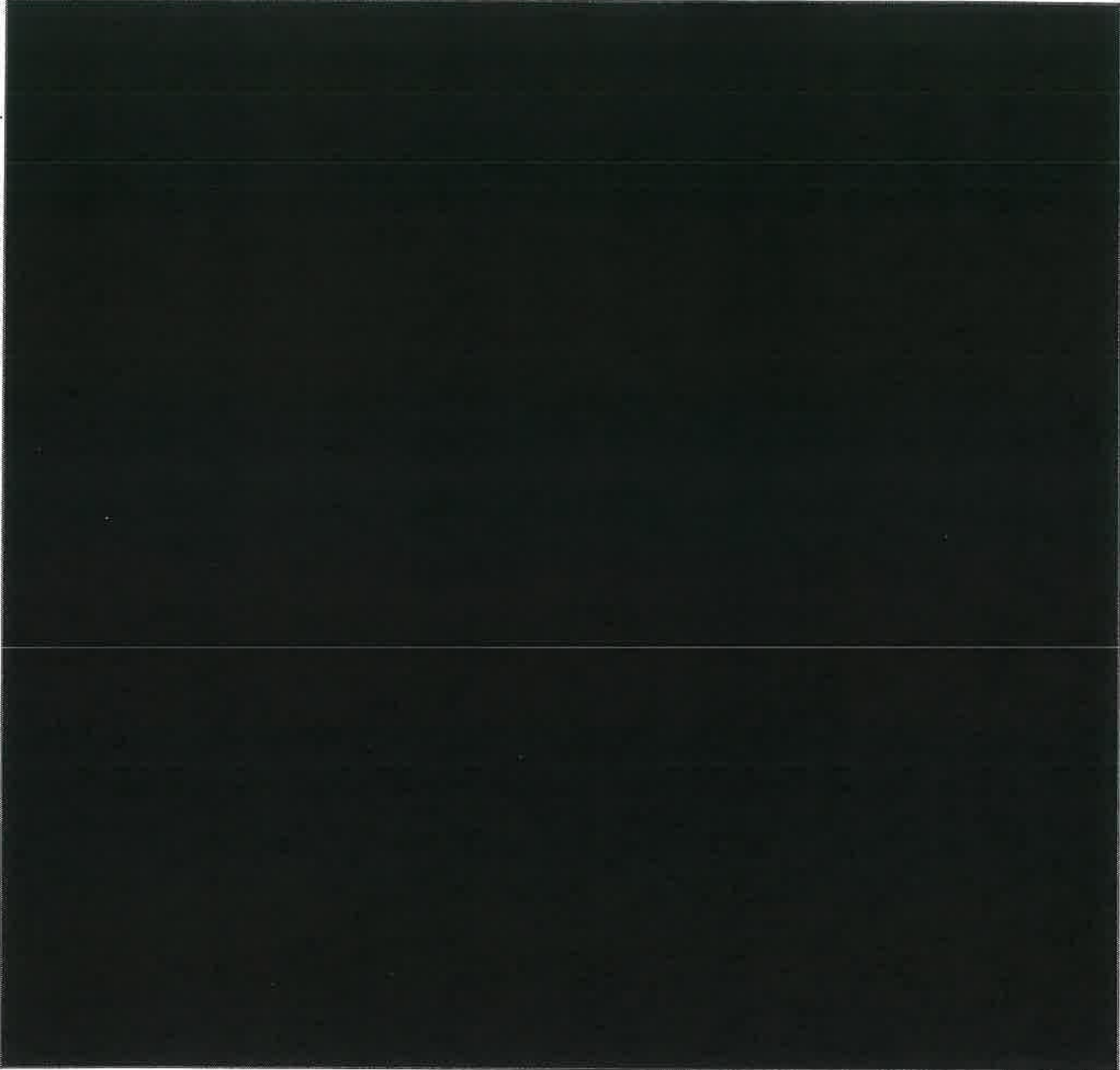
(1) 相手側：

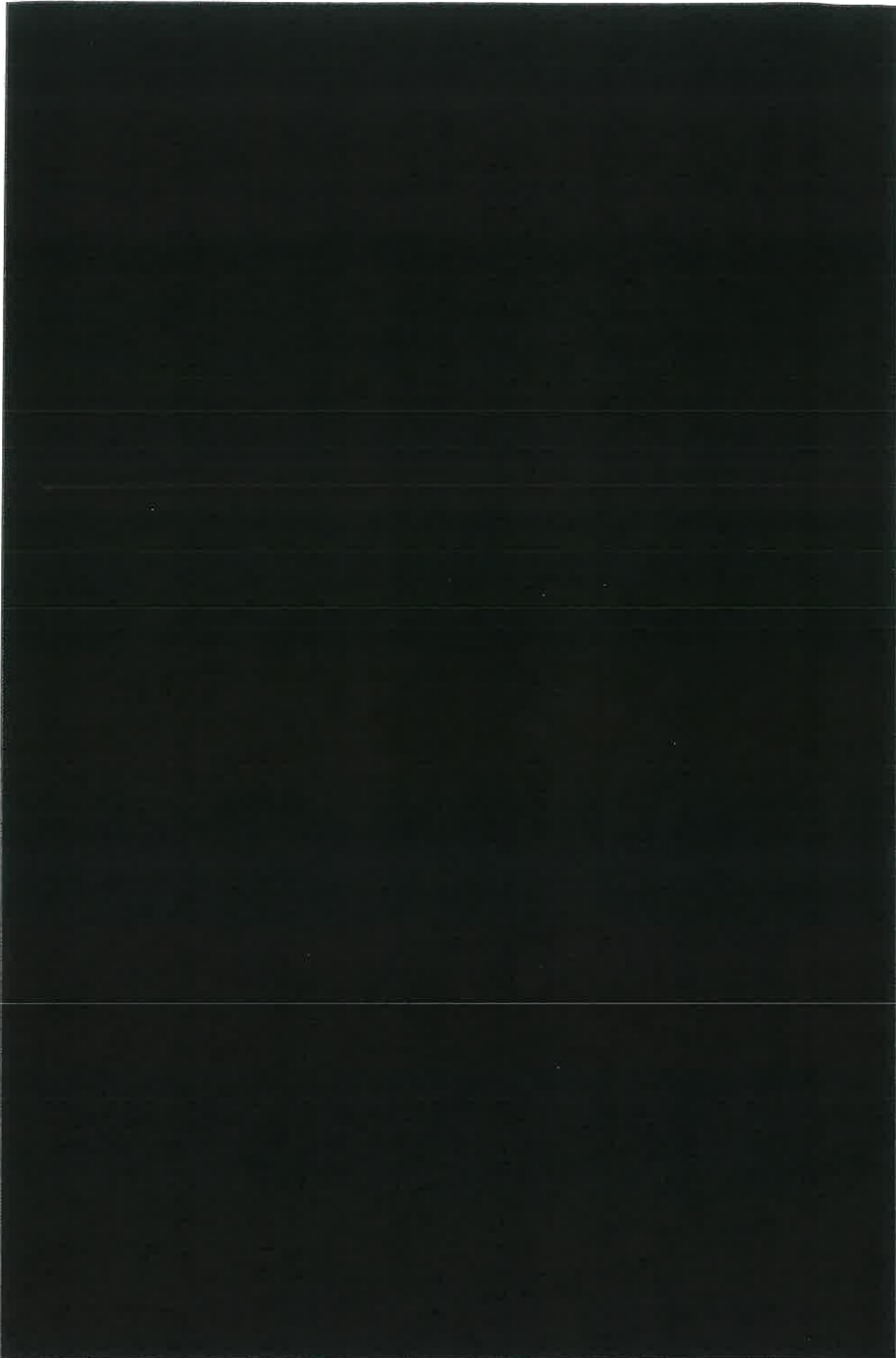
(2) 当方：保健福祉部医務薬務課 矢元主幹
総務部行政局文書課 熊澤課長補佐、水野主査

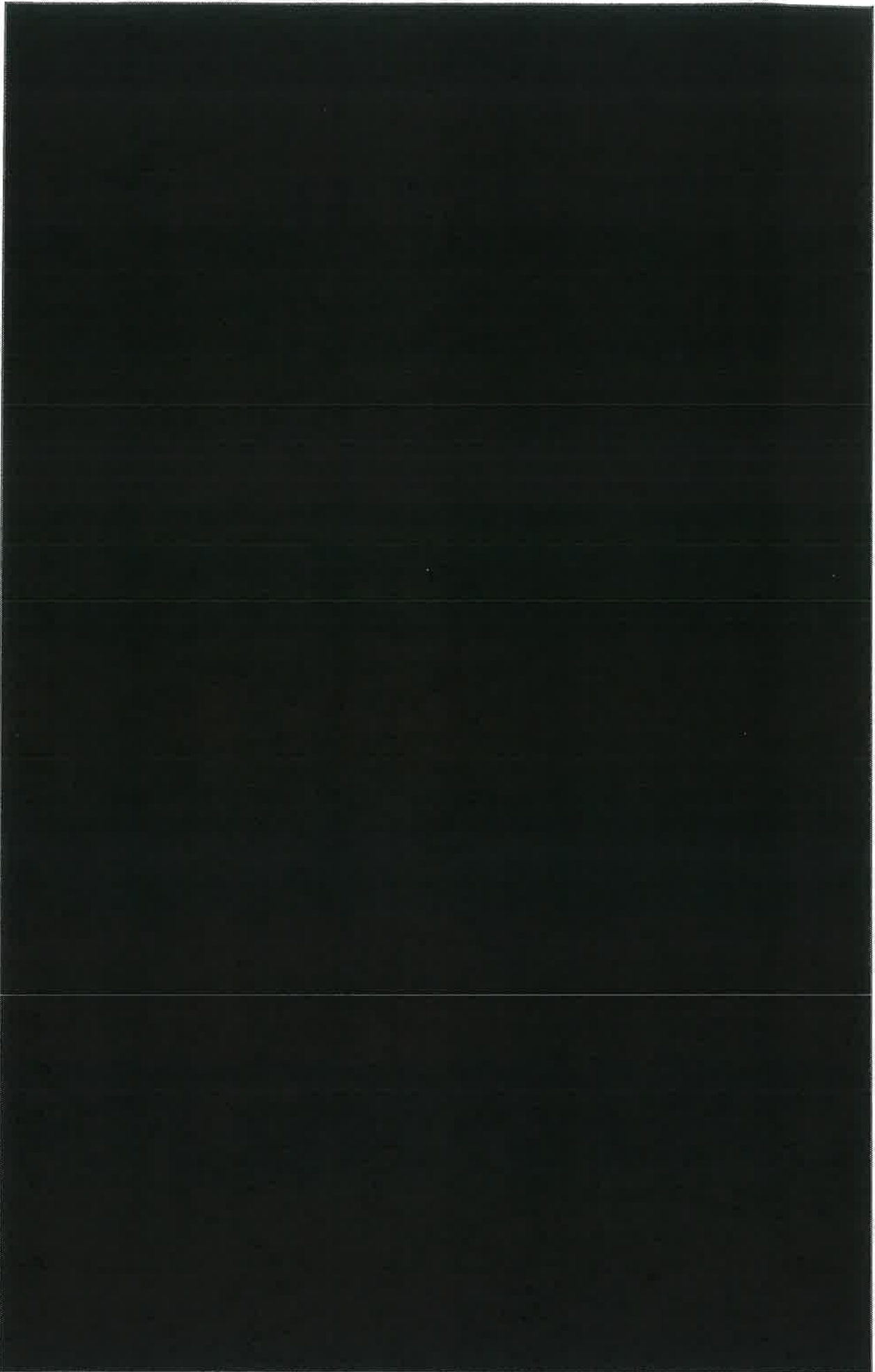
4 要旨：

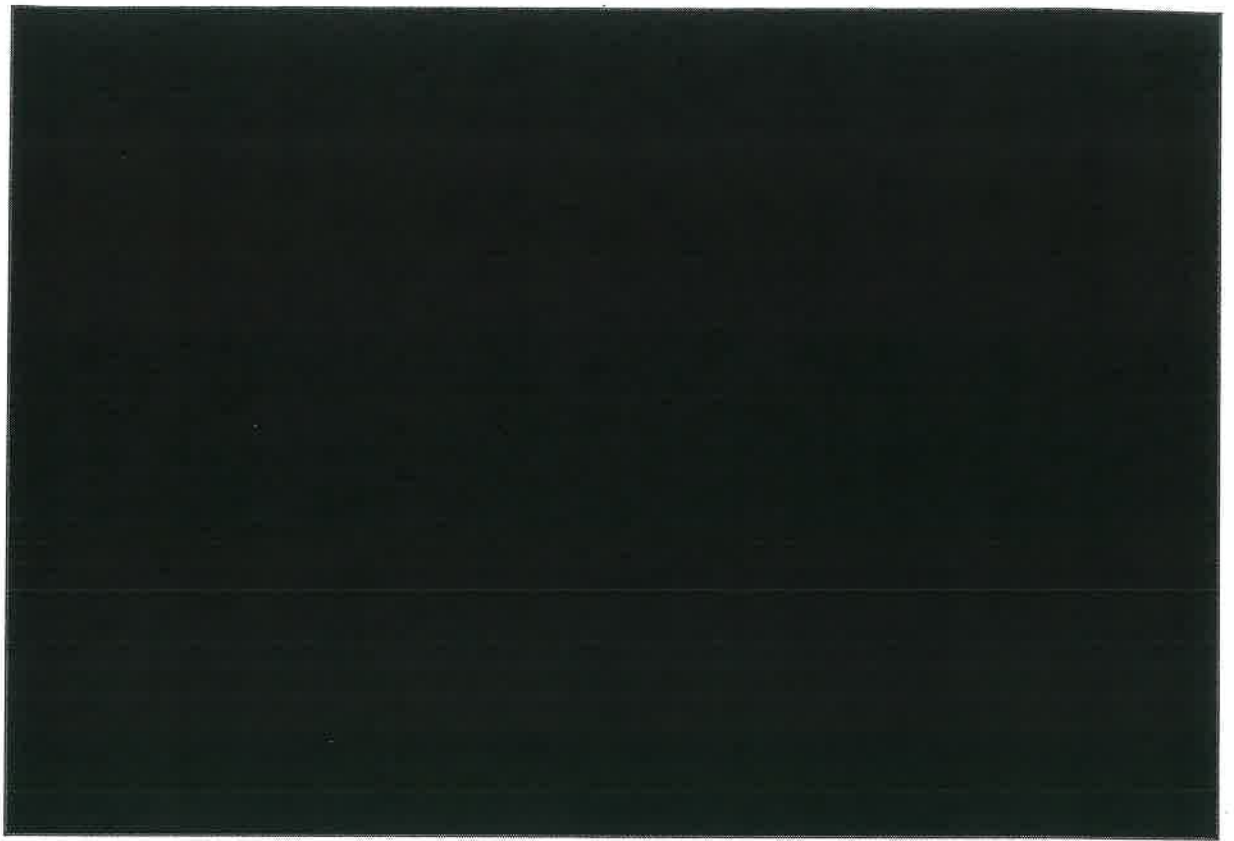
次の事案への対応について、具体的な今後の検討方針等をご教示頂きたい。

5 議事概要（●：矢元主幹 △：熊澤課長補佐 ○：）









北海道立江差高等看護学院学則（平成10年3月31日規則第37号）

- | | | |
|----|-------------------|------------------|
| 改正 | 平成12年9月29日規則第268号 | 平成13年1月5日規則第1号 |
| | 平成14年3月1日規則第7号 | 平成14年3月29日規則第25号 |
| | 平成15年3月28日規則第31号 | 平成16年1月16日規則第2号 |
| | 平成16年3月12日規則第17号 | 平成19年3月27日規則第27号 |
| | 平成20年1月11日規則第1号 | 平成20年2月22日規則第5号 |
| | 平成21年3月31日規則第39号 | 平成22年3月31日規則第36号 |
| | 平成23年3月1日規則第3号 | 平成23年7月19日規則第48号 |
| | 平成24年3月30日規則第40号 | |

北海道立江差高等看護学院学則をここに公布する。

北海道立江差高等看護学院学則

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
 - 第2章 教育課程等（第5条・第6条）
 - 第3章 入学、転学、休学、復学及び退学（第7条—第17条）
 - 第4章 懲戒（第18条）
 - 第5章 単位の授与、卒業等（第19条・第20条）
 - 第6章 休日及び休暇（第21条・第22条）
 - 第7章 運営会議（第23条）
 - 第8章 寄宿舎（第24条）
 - 第9章 雑則（第25条—第31条）
- 附則

第1章 総則

（目的及び使命）

第1条 北海道立江差高等看護学院（以下「学院」という。）は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づき、看護師として必要な専門的知識及び技能を修得させるとともに、その徳性を養うことを目的とし、医療及び公衆衛生の普及向上に寄与することを使命とする。

一部改正〔平成14年規則7号〕

（名称及び位置）

第1条の2 学院の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
北海道立江差高等看護学院	檜山郡江差町字伏木戸町483番地

追加〔平成21年規則39号〕

（学院の課程等）

第2条 学院には、専門課程を置く。

2 前項の専門課程には、看護学科を置く。

一部改正〔平成14年規則25号〕

（学生の定員、修業年限及び在学年限）

第3条 学生の総定員は120人とし、各学年の定員は40人とする。

2 修業年限は、3年とする。

3 学生は、6年を超えて在学することができない。

一部改正〔平成15年規則31号〕

（学年及び学期）

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学期を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

第2章 教育課程等

(教育課程)

第5条 教育課程は、別表のとおりとする。

(単位の計算方法)

第6条 授業科目の単位を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次に掲げる基準により単位を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習は、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技は、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 臨地実習は、45時間の実習をもって1単位とする。

第3章 入学、転学、休学、復学及び退学

一部改正〔平成20年規則5号〕

(入学資格)

第7条 学院に入学することができる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項に規定する者とする。

一部改正〔平成20年規則1号〕

(入学の選考)

第8条 入学の選考は、学科試験及び面接試験により行う。

2 入学の選考に関し必要な事項は、学院長が定める。

全部改正〔平成15年規則31号〕

(受験手続)

第9条 入学を志願する者は、別記第1号様式の入学願書に次に掲げる書類、写真（出願前3月以内の脱帽して正面から上半身を撮影した名刺型のものに限る。）及び入学検定料（北海道立看護学院の条例（昭和46年北海道条例第64号。以下「条例」という。）第3条第2項に規定する入学検定料の額に相当する額面の北海道収入証紙を入学願書にはり付けること。）を添えて、所定の期日までに学院長に提出しなければならない。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校（以下この号において「高等学校等」という。）の卒業証明書又は高等学校等を卒業する見込みであることを証する書類及び当該高等学校等の成績証明書
- (2) 通常の課程による12年の学校教育（通常の課程以外の課程によりこれに相当するものを含む。）を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類及び当該学校教育に係る成績証明書
- (3) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）第10条第1項の合格証明書及び同条第2項の合格成績証明書又は同条第5項の特別合格証明書及び同条第6項の特別合格成績証明書
- (4) その他学校教育法第90条第1項の規定に該当する者であることを証する書類

一部改正〔平成15年規則31号・19年27号・20年1号〕

(入学の許可)

第10条 学院長は、入学試験の合格者に対して入学の許可をする。

(入学手続)

第11条 入学を許可された者は、学院長の指定した期日までに、保証人（原則として道内において、独立の生計を営む成年者とする。）1人を定め、これと連署の上、別記第2号様式により作成した誓約書に入学料（条例第3条第2項に規定する入学料の額に相当する額面の北海道収入証紙をちよう付用紙にはり付けること。）を添えて提出しなければならない。

2 入学を許可された者が、前項に規定する手続を指定の期日までに行わないときは、学院長は、入学の許可を取り消すことができる。

3 保証人を変更したときは、第1項の規定に準じ更に誓約書を提出しなければならない。

一部改正〔平成12年規則268号・15年31号・19年27号〕

(転学)

第11条の2 他の看護師学校養成所（保健師助産師看護師法第21条第1号に規定する大学、同条第2号に規定する学校又は同条第3号に規定する養成所（次項において「看護師養成所」という。）をいう。以下同じ。）に転学を志望する学生は、学院長に願い出てその許可を受けなければならない。

2 学院長は、道外の看護師学校養成所又は他の道立の看護師養成所（以下この項及び次項において「特定学校養成所」という。）から転学を志望する者があるときは、定員に欠員がある場合に限り、その者が特定学校養成所で修得した単位に応じて、相当学年に転学を許可することができる。

3 前項の規定に基づき転学の許可を受けた者が在学することができる年限は、第3条第3項の規定

にかかわらず、当該許可を受けた者が特定学校養成所に在学していた期間等を考慮して学院長が定める年限とする。

- 4 第7条から前条までの規定は、第2項の規定により転学しようとする者について準用する。この場合において、第9条中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類、学院長が別に定める書類」と読み替えるものとする。

追加〔平成20年規則5号〕、一部改正〔平成23年規則3号〕

(氏名及び住所の変更の届出)

第12条 学生又は保証人の氏名又は住所を変更したときは、学生は、速やかにその旨を学院長に届け出なければならない。

第13条 削除

削除〔平成15年規則31号〕

(欠席の届出)

第14条 学生は、疾病その他やむを得ない理由により欠席しようとするときは、その理由を付し、速やかに学院長に届け出なければならない。

- 2 前項の場合において、欠席が疾病のため7日以上にわたるときは、医師の診断書を添えなければならない。

(休学)

第15条 学生は、疾病その他やむを得ない理由により引き続き1月以上休学しようとするときは、その理由を付し、保証人と連署の上、学院長に願い出て、その許可を受けなければならない。

- 2 前項の場合において、休学が疾病によるときは、医師の診断書を添えなければならない。

3 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、休学の期間が1年に達した場合であつても、特別の理由がある者については、学院長は、引き続き1年を超えない期間で延長することができる。

- 4 休学の期間を通算した期間は、6年を超えることができない。

- 5 休学の期間は、第3条第3項に規定する在学することができない年限に算入しない。

一部改正〔平成15年規則31号〕

(復学)

第16条 休学中の学生が復学しようとするときは、学院長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(退学)

第17条 学生は、疾病その他やむを得ない理由により退学しようとするときは、その理由を付し、保証人と連署の上、学院長に願い出て、その許可を受けなければならない。

- 2 前項の場合において、退学が疾病によるときは、医師の診断書を添えなければならない。

第4章 懲戒

(懲戒)

第18条 学院長は、教育上必要があると認めるときは、学生に懲戒を加えることができる。

- 2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対してのみ行うことができる。

(1) 成績不良で成業の見込みがないと認められる者

(2) 正当な理由がなく出席が常でない者

(3) 学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(4) 正当な理由がなく授業料を滞納し、督促を受けたにもかかわらずなお納入しない者

一部改正〔平成15年規則31号〕

第5章 単位の授与、卒業等

全部改正〔平成15年規則31号〕

(単位の授与)

第19条 単位は、授業科目を履修した者に対して認定の上、所定の単位を与える。

- 2 単位の認定は、学科試験及び臨地実習の成績により行う。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者に係る当該各号に定める授業科目の単位の認定については、学院長は、当該者からの申請に基づき、その既修の学習内容(第2号に掲げる者については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第42号)第2条の規定による改正前の社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和62年厚生労働省令第50号)別表第4若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成20年文部科学省・厚生

働省令第2号)別表第4に定める人間と社会の領域に係るものに限る。)を評価し、当該授業科目の教育内容に相当すると認める場合は、当該授業科目の履修に替え、単位の認定を行うことができる。

- (1) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部省・厚生省令第1号)別表3の備考の2に規定する大学、高等専門学校、学校、養成所又は養成施設に在学していた者 別表に掲げる授業科目
 - (2) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第39条第1号の規定に該当する者 別表に掲げる基礎分野の授業科目
- 4 前項の規定により認定を行うことができる単位数の合計は、別表に定める単位数の合計の2分の1を超えないものとする。
 - 5 授業の出席時間数が各授業科目の出席すべき時間数の3分の2に達しない者は、当該授業科目の評価を受けることができない。ただし、授業の出席時間数が当該授業科目の出席すべき時間数の3分の2に満たない者であっても、学院長が必要な補習を行ったものについてはこの限りではない。
 - 6 授業科目の成績は、1科目100点満点とし、60点以上を合格とする。
 - 7 授業科目の成績が前項の合格点数に達しない者は、当該授業科目の再試験又は再実習を受けることができる。
 - 8 学科試験に欠席した者又は臨地実習の出席時間数が当該臨地実習の出席すべき時間数の3分の2に達しない者であつて、その理由が正当であると認められるものは、追試験又は補習実習を受けることができる。

一部改正【平成15年規則31号・16年2号・22年36号】

(卒業等)

第20条 学院長は、第3条第2項に規定する修業年限以上在学し、かつ、別表に掲げる教育課程の単位を修得した者について、卒業の認定を行う。

- 2 前項の規定により卒業の認定を受けた者は、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士の称号の付与に関する規程(平成6年文部省告示第84号)第2条の規定により、専門士(医療専門課程)と称することができる。
- 3 学院長は、第1項の規定により学院を卒業させる者に対して卒業証書を授与する。
- 4 前項の卒業証書の様式は、別記第3号様式とする。

一部改正【平成15年規則31号】

第6章 休日及び休暇

(休日)

第21条 休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 学院の創立記念日
- 2 前項に定めるもののほか、学院長が必要と認めるときは、授業を行わないことができる。
 - 3 学院長は、必要と認めるときは、休日でも授業を行うことができる。

一部改正【平成15年規則31号】

(休暇)

第22条 休暇は、次に掲げる期間とする。

- (1) 春期休暇 3月下旬から4月上旬までの間において引き続き2週間
 - (2) 夏期休暇 7月下旬から8月中旬までの間において引き続き4週間
 - (3) 冬期休暇 12月下旬から翌年1月中旬までの間において引き続き4週間
- 2 学院長は、必要と認めるときは、休暇期間中でも授業を行うことができる。

一部改正【平成15年規則31号】

第7章 運営会議

第23条 学院の運営に関する事項を協議するため、運営会議を置く。

- 2 運営会議の組織及び運営に関し必要な事項は、学院長が別に定める。

第8章 寄宿舍

(寄宿舍の使用)

第24条 学生は、学院長の許可を受け、寄宿舍を使用することができる。

- 2 寄宿舍の使用に関し必要な事項は、学院長が定める。

一部改正【平成15年規則31号】

第9章 雑則

(学生心得)

第25条 学生は、学院長の定める学生心得を守らなければならない。

(授業料及び寄宿舎使用料の納期)

第26条 授業料及び寄宿舎使用料の納期は、次のとおりとする。

第1期(4月から9月までの分) 4月末日

第2期(10月から翌年3月までの分) 10月末日

2 前項の納期後に納付義務の生じた授業料又は寄宿舎使用料の納期は、当該納付義務の生じた日の属する月の末日とする。

一部改正〔平成16年規則17号〕

(入学検定料等の免除)

第27条 学院長は、学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、授業料を免除することができる。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯(その保護を停止されている世帯を除く。)に属する者である場合

(2) 地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定により課する所得割を除く。次号において同じ。)がその者と生計を一にする者のすべてについて非課税とされている世帯に属する者である場合

(3) 地方税法の規定による市町村民税を天災その他特別の事情により市町村の条例で定めるところにより免除された者と同じの世帯に属する者である場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、これらに準ずる場合として知事が認める場合

2 学院長は、入学を志願する者、入学を許可された者若しくは学生又はこれらの者の学資を主として負担する者が著しく大規模な災害として知事が定めるものの被災者である場合は、当該入学を志願する者の入学検定料、当該入学を許可された者の入学料又は当該学生の授業料(寄宿舎を使用する学生にあっては、授業料及び寄宿舎使用料)を免除することができる。

追加〔平成16年規則17号〕、一部改正〔平成23年規則48号〕

(授業料の返還)

第28条 既に納入した授業料及び寄宿舎使用料は、返還しない。ただし、学院長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(証明書の交付申請等)

第29条 証明書の交付を受けようとする者は、別記第4号様式の証明書交付申請書を学院長に提出しなければならない。

2 前2条の規定は、証明書交付手数料について準用する。

追加〔平成24年規則40号〕

(保健管理及び安全管理)

第30条 学院長は、定期的に学生の健康診断を行う。

2 前項に定めるもののほか、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第5条に規定する保健計画及び同法第27条に規定する安全計画は、学院長が定める。

一部改正〔平成19年規則27号・22年36号・24年40号〕

(学院長への委任)

第31条 この規則の施行に関し必要な事項は、学院長が定める。

一部改正〔平成24年規則40号〕

附 則

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

一部改正〔平成20年規則5号〕

2 第11条の2第2項の規定は、平成20年2月22日から同年3月31日までの間に限り、北海道立釧路高等看護学院から転学を志望する者について準用する。この場合において、当該転学を志望する者の入学の選考及び入学手続については、学院長が別に定める。

追加〔平成20年規則5号〕

附 則(平成12年9月29日規則第268号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年1月5日規則第1号)

1 この規則は、平成13年1月6日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙があ

る場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成14年3月1日規則第7号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第25号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月28日規則第31号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年1月16日規則第2号抄）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月12日規則第17号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月27日規則第27号抄）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成20年1月11日規則第1号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の私立学校等に係る学校教育法の施行に関する細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の私立学校等に係る学校教育法の施行に関する細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成20年2月22日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成21年3月31日規則第39号抄）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

- 5 平成21年3月31日において現に北海道立江差高等看護学院に在学している者の教育課程については、第5条の規定による改正後の北海道立江差高等看護学院学則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月31日規則第36号抄）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月1日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年7月19日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行し、（中略）第4条の規定による北海道立江差高等看護学院学則の規定は、平成23年3月11日から適用する。

附 則（平成24年3月30日規則第40号抄）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

基礎分野			専門基礎分野			専門分野Ⅰ			専門分野Ⅱ			統合分野													
区分	授業科目	単位	区分	授業科目	単位	区分	授業科目	単位	区分	授業科目	単位	区分	授業科目	単位											
基礎分野	科学的思考の基礎	国語表現法	1	専門分野Ⅱ	成人看護学	成人看護学概論	1	統合分野	在宅看護論	在宅看護概論	1	専門分野Ⅰ	基礎看護学	看護学概論Ⅰ	1										
		情報科学	1			成人看護方法Ⅰ	1			在宅看護方法Ⅰ	1			看護学概論Ⅱ	1										
		環境学	1			成人看護方法Ⅱ	1			在宅看護方法Ⅱ	1			看護過程Ⅰ	1										
	人間と生活・社会の理解	心理学	1			成人看護方法Ⅲ	1		在宅看護方法Ⅲ	1	看護過程Ⅱ			1											
		人権論	1			成人看護方法Ⅳ	1		看護の統合と実践	医療安全	1			フィジカルアセスメントⅠ	1										
		カウンセリング理論と技法	1		成人看護方法Ⅴ	1	研究実践			1	フィジカルアセスメントⅡ			1											
		社会学	1		老年看護学	老年看護学概論	1		看護管理・災害看護	1	看護研究			1											
		文化人類学	1			老年看護方法Ⅰ	1		統合技術	1	看護方法Ⅰ			1											
		生命倫理	1			老年看護方法Ⅱ	1		臨地実習	在宅看護論	在宅看護論実習			2	看護方法Ⅱ	1									
		英語Ⅰ	1		老年看護方法Ⅲ	1	看護の統合と実践				統合実習			2	看護方法Ⅲ	1									
		英語Ⅱ	1		小児看護学	小児看護学概論	1		小計	(時間)	12			看護方法Ⅳ	1										
		健康とスポーツⅠ	1			小児看護方法Ⅰ	1							合計	(時間)	102	看護方法Ⅴ	1							
		健康とスポーツⅡ	1			小児看護方法Ⅱ	1										合計	(時間)	(3015)	看護方法Ⅵ	1				
	江差の文化と伝統芸能	1	小児看護方法Ⅲ		1	小計	(時間)		(495)	看護方法Ⅶ	1														
小計	14	母性看護学	母性看護学概論	1	臨地実習			基礎看護学		基礎看護学実習Ⅰ	1														
(時間)	(360)		母性看護方法Ⅰ	1						基礎看護学実習Ⅱ	2														
人体の構造と機能	解剖生理学Ⅰ		1	母性看護方法Ⅱ		1	小計		(時間)	(495)															
疾病の成り立ちと回復の促進	解剖生理学Ⅱ	1	母性看護方法Ⅲ	1	臨地実習	精神看護学		精神看護学概論			1														
	解剖生理学Ⅲ	1	精神看護学	精神看護学概論				1			精神看護方法Ⅰ	1													
	解剖生理学Ⅳ	1		精神看護方法Ⅰ			1	精神看護方法Ⅱ	1																
	生化学	1		精神看護方法Ⅱ	1	精神看護方法Ⅲ	1	臨地実習	成人看護学	成人看護学実習Ⅰ	2														
	栄養学	1	精神看護方法Ⅲ	1	成人看護学実習Ⅱ	2																			
	薬理学	1	臨地実習	成人看護学	成人看護学実習Ⅲ	2	成人看護学実習Ⅲ			2															
	微生物学	1			老年看護学	老年看護学実習Ⅰ	2	老年看護学実習Ⅱ	2																
	病理学Ⅰ	1				小児看護学	小児看護学実習	2	母性看護学	母性看護学実習	2														
	病理学Ⅱ	1	母性看護学	母性看護学実習			2	精神看護学		精神看護学実習	2														
	疾病・治療論Ⅰ	1		小計	(時間)		38			(1275)															
疾病・治療論Ⅱ	1																								
疾病・治療論Ⅲ	1																								
疾病・治療論Ⅳ	1																								
疾病・治療論Ⅴ	1																								
健康支援と社会保障制度	社会福祉論	1	在宅看護論	在宅看護方法Ⅰ	1	看護の統合と実践	医療安全	1																	
関係法規Ⅰ	1	在宅看護方法Ⅱ		1	研究実践		1																		
関係法規Ⅱ	1	在宅看護方法Ⅲ		1	看護管理・災害看護		1																		
小計	(時間)	21	統合分野	在宅看護論	在宅看護概論	在宅看護方法Ⅰ	在宅看護方法Ⅱ	在宅看護方法Ⅲ	統合技術	1															
											基礎看護学	看護学概論Ⅰ	看護学概論Ⅱ	看護過程Ⅰ	看護過程Ⅱ	フィジカルアセスメントⅠ	フィジカルアセスメントⅡ	看護研究	看護方法Ⅰ	看護方法Ⅱ	看護方法Ⅲ	看護方法Ⅳ	看護方法Ⅴ	看護方法Ⅵ	看護方法Ⅶ
小計	(時間)	17	(495)																						

北海道立江差高等看護学院 単位の認定、卒業等の取扱いに関する規程

(趣旨)

第1条 北海道立江差高等看護学院学則(以下「学則」という。)第19条、第20条の規定に基づく、単位の認定、卒業等に関して必要な事項を定める。

(単位の認定)

第2条 学則第19条の規定により、単位の認定は学科試験及び臨地実習の成績により行う。

2 卒業を認定されるために必要な授業科目の単位合計数は、学則別表(第5条関係)の欄に規定する単位数に従い、102単位とする。

(評価を受ける資格)

第3条 当該授業科目の講義(演習を含む。)、実験、実習及び実技について出席すべき時間数の3分の2に達しない者は、当該授業科目の評価を受けることができない。

2 正当な理由により所定の時間数に満たない者については、当該授業科目の担当講師が成業の見込みがあると認められた者に限り、補習等により評価を受けることができる。

3 補習を受けようとする場合は、別記第1号様式により学院長に補習の実施を願い出なければならない。

4 前項第3条第2項の欠席が正当な理由と認められるのは、おおむね次の者とする。

- (1) 疾病のためやむを得ず欠席した者
- (2) 災害等の不測の事態によりやむを得ず欠席した者
- (3) 学院長が欠席を認められた者

(学科の評価方法)

第4条 学科成績の評価は、筆記、口述又は実技その他の方法により行う。

2 学科試験は、各科目の所定の授業終了後に行う。

3 試験の期日は、試験実施の2週間前までに掲示することを原則とする。

4 試験の実施については、別に定める。

(臨地実習の評価方法)

第5条 臨地実習成績の評価は、実習の取り組み状況、実習記録等から各実習科目の担当講師が行う。

2 評価は実習終了後に行う。

(成績評価の基準)

第6条 授業科目の成績は100点を満点とする点数又はA、B、C、Dで行う。60点以上又はA、B、Cを合格とし、60点未満又はDを不合格とする。

2 前項の点数及びA、B、C、Dとの関係は、次のとおりとする。

80点以上	A
70点以上80点未満	B
60点以上70点未満	C
60点未満	D

(再試験及び再実習)

第7条 学則第19条第7項の規定により、学科試験又は臨地実習の成績が合格に達しない者は、別記第2号様式、別記第3号様式により学院長に再試験又は再実習の実施を願い出なければならない。

2 再試験及び再実習を受け、合格した者は60点とする。

(追試験)

第8条 学則第19条第8項の規定により、正当な理由により学科試験を欠席した者が追試験を受けようとする場合は、別記第4号様式により学院長に追試験の実施を願い出なければならない。

- 2 前項の欠席が正当な理由と認められるのは、本規程第3条第4項に該当する者である。
- 3 追試験は、60点以上を合格とする。

(単位の授与)

第9条 学則第19条の規定により単位の認定に当たり、会議（以下「単位認定会議」という。）をもって単位を認定し授与する。

- 2 前項の単位認定会議の構成員は、学院長、副学院長、教務主幹、事務長、教務主査、講師とし、必要に応じ当該授業科目の担当講師を加えることができる。
- 3 履修した授業科目の成績評価が60点以上の者について単位の授与を行う。
- 4 前項の規程により、単位を授与されなかった者については、当該授業科目について再履修できる。
- 5 前項の規程により再履修しようとする者は、別記第5号様式により学院長に再履修を願い出なければならない。

(卒業の認定)

第10条 学則第20条の規定により卒業の認定に当たり、会議（以下「卒業認定会議」という。）をもって卒業を認定する。

- 2 前項の卒業認定会議の構成員は、学院長、副学院長、教務主幹、事務長、教務主査、講師とし、必要に応じ当該授業科目の担当講師を加えることができる。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別記第1号様式

別記第1号様式

補 習 願

平成 年 月 日

北海道立江別高等学校校長 様

学籍番号 氏名

私は、次の理由により授業時間が必要不足しているため、補習の受講をお願いいたします。

- 1 科目名
- 2 科目担当教員
- 3 不足時間数
- 4 理由

許 可 書

平成 年 月 日

下記科目の補習を許可します。

- 1 科目名
- 2 科目担当教員

学籍番号 氏名

北海道立江別高等学校校長

補習 時間については別途説明します。

別記第2号様式

別記第2号様式

再 試 験 願

平成 年 月 日

北海道立江別高等学校校長 様

学籍番号 氏名

私は、次の科目が科目試験で不合格のため、再試験の受講をお願いいたします。

- 1 科目名
- 2 科目担当教員

許 可 書

平成 年 月 日

下記科目の再試験を許可します。

- 1 科目名
- 2 科目担当教員

学籍番号 氏名

北海道立江別高等学校校長

再試験 日時： 月 日 () ; ~ ()

場所： _____

別記第3号様式

別記第3号様式

再 実 習 願

平成 年 月 日

北海道立江別高等学校校長 様

学籍番号 氏名

私は、次の実習科目が不合格のため、再実習の受講をお願いいたします。

- 1 科目名
- 2 科目担当教員

許 可 書

平成 年 月 日

下記科目の再実習を許可します。

- 1 科目名
- 2 科目担当教員

学籍番号 氏名

北海道立江別高等学校校長

再実習 時間については別途説明します。

別記第4号様式

別記第4号様式

追 試 験 願

平成 年 月 日

北海道立江別高等学校校長 様

学籍番号 氏名

私は、次の理由により科目試験を受けたいため、追試験の受講をお願いいたします。

- 1 科目名
- 2 科目担当教員
- 3 理由

許 可 書

平成 年 月 日

下記科目の追試験を許可します。

- 1 科目名
- 2 科目担当教員

学籍番号 氏名

北海道立江別高等学校校長

追試験 日時： 月 日 () ; ~ ()

場所： _____

北海道立江差高等看護学院 欠席、休学、復学及び退学の取扱いに関する規程

(趣旨)

第1条 北海道立江差高等看護学院学則（以下「学則」という。）第14条から第17条の規定に基づく、欠席、休学、復学及び退学に関する必要な事項を定める。

(授業時間)

第2条 講義時間は原則として1講を90分（2時間）とし、1時限を45分（1時間）として行われる。1日当たりの講義時間数は6時間程度とする。

2 1日の時間割は次のとおりとする。ただし、学院長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

曜 期	第1講		第2講		第3講		第4講	
	第1時限	第2時限	第3時限	第4時限	第5時限	第6時限	第7時限	第8時限
時間	9:00	9:45	10:40	11:25	13:10	13:55	14:50	15:35
	～	～	～	～	～	～	～	～
	9:45	10:30	11:26	12:10	13:55	14:40	15:35	16:20

3 実習時間は1時間を60分とし、1日当たりの実習時間数は6時間程度とする

(欠席)

第3条 授業時間と欠席との関係は、次のとおりとする。

(1) 講義時間1時限の3分の1以上（15分以上）を出席しない場合を欠席とする。

(2) 講義時間1講の3分の1以上（30分以上）を出席しない場合を欠席とする。

(3) 実習時間1時間の3分の1以上（20分以上）を出席しない場合を欠席とする。

2 疾病その他のやむを得ない理由により欠席した場合、学則第14条に基づき別記第1号様式により速やかに届け出なければならない。

(出席停止及び臨時休業)

第4条 学校保健安全法第19条及び第20条に該当する場合は、出席停止及び臨時休業を行うことができる。

(休学)

第5条 休学とは、疾病その他やむを得ない理由により引き続き1月以上欠席することをいう。

2 休学しようとするときは、学則第15条に基づき別記第2号様式により学院長に願い出て、その許可を受けなければならない。

3 当該年を休学し、その年度内に復学できないときは、年度末に休学に関する手続きを更新しなければならない。

(復学)

第6条 休学した者が復学するときは、学則第16条に基づき別記第3号様式により、学院長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 疾病が理由で休学した者が復学するときは、医師の診断書を添えなければならない。

(退学)

第7条 学院長は、学則第3条第3項又は、学則第15条第4項に規定する期間に単位の認定又は卒業できない者を、学則第18条第3項の規定により退学させることができる。

2 退学しようとするときは、学則第17条に基づき別記第4号様式により、学院長に願い出て、その許可を受けなければならない。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別記第1号様式

欠 席 届

平成 年 月 日

北海道立江陵高等学校長 様

学籍番号 氏名

私は、次のとおり欠席します(した)ので届け出ます。

記

1 欠席日 平成 年 月 日 曜日

2 欠席科目名及び担当講師名

1) 講義

		科目名	担当講師名
1 課目	1 時限		
	2 時限		
2 課目	3 時限		
	4 時限		
3 課目	5 時限		
	6 時限		
4 課目	7 時限		
	8 時限		

2) 実習

欠席時間	科目名	担当講師名
: ~ :		

3 理由

別記第2号様式

休 学 届

平成 年 月 日

北海道立江陵高等学校長 様

学籍番号 氏名

保証人氏名

私は、^{診断書}別紙により次のとおり休学したいので保証人と連署の上理由書
理由書
をお願いします。

記

第 四 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

(注) 休学の理由が実病による場合は、診断書を添付すること。また、理由書はできるだけ具体的に記載のこと。

別記第3号様式

復 学 届

平成 年 月 日

北海道立江陵高等学校長 様

学籍番号 氏名

保証人氏名

私は、^{診断書}別紙により次のとおり復学したいので保証人と連署の上理由書
理由書
をお願いします。

記

休学許可期間 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

復学希望年月日 平成 年 月 日

別記第4号様式

退 学 届

平成 年 月 日

北海道立江陵高等学校長 様

学籍番号 氏名

保証人氏名

私は、別紙理由により退学したいので、保証人と連署の上お願いします。

温 由 香

平成 年 月 日

北海道立江差高等学校 様

在学年 年生 (学籍番号 番)
学生氏名

記

履 修 要 領

1 学年及び学期

学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。
本学院では、学期を次の2期に分けます。

前 期	4月1日から9月30日
後 期	10月1日から翌年3月31日

2 講義時間

講義時間は原則として1講を90分(2時間)とし、1時限を45分(1時間)として行います。
1日当たりの講義時間数は6時間程度とします。

期	第1講		第2講		第3講		第4講	
	第1時限	第2時限	第3時限	第4時限	第5時限	第6時限	第7時限	第8時限
時間	9:00 ～ 9:45	9:45 ～ 10:30	10:40 ～ 11:25	11:25 ～ 12:10	13:10 ～ 13:55	13:55 ～ 14:40	14:50 ～ 15:35	15:35 ～ 16:20

※ 欠席については、「欠席、休学、復学及び退学の取扱いに関する規程」を参照

3 単位の算定基準

授業科目は、内容により講義、演習、校内実習、臨地実習等に分けています。

授業科目の単位数は、1単位の授業時間を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準としています。

講義及び演習	15時間から30時間の授業をもって1単位とする
実験、実習及び実技	30時間から45時間をもって1単位とする
臨地実習	45時間の実習をもって1単位とする

4 履修方法

(1) 各科目を履修するには、入学時及び当該年度の始業日に履修届(別紙1)を提出する必要があります

(2) 各学年において科目を履修するには、次に示す先行科目の単位修得等の条件があります。

《1年次》

ア 先行科目がC以上の評価であることが条件で履修できる科目(同一学年での開講科目)

分野	区分	先行科目	履修できる科目
専門分野Ⅰ	基礎看護学	看護過程Ⅰ	看護過程Ⅱ
	臨地実習	基礎看護学実習Ⅰ・看護過程Ⅱ	基礎看護学実習Ⅱ
専門分野Ⅱ	老年看護学	老年看護学概論、看護過程Ⅰ 看護過程Ⅱ	老年看護方法Ⅲ

《2年次》

ア 2年次開講科目は、1年次の単位をすべて修得していないと履修できません。

イ 先行科目がC以上の評価であることが条件で履修できる科目（同一学年での開講科目）

分野	区分	先行科目	履修できる科目
専門分野Ⅱ	臨地実習	成人看護方法V	成人看護学実習Ⅰ・Ⅱ
統合分野	在宅看護論	在宅看護概論	在宅看護方法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ

《3年次》

ア 3年次開講科目は、2年次までの単位をすべて修得していないと履修できません。

イ 先行科目がC以上の評価であることが条件で履修できる科目（同一学年での開講科目）

分野	区分	先行科目	履修できる科目
統合分野	看護の統合と実践	右記科目以外のすべての科目	統合技術
	臨地実習	専門分野Ⅱの臨地実習 在宅看護論実習	統合実習

(3) 再履修について

単位が認定されていない科目を再履修するには、当該年度の始業日までに履修届と共に再履修願（別記第5号様式）を提出する必要があります。

(4) 聴講希望について

聴講を希望する者は、履修届とともに聴講希望届（別紙2）を提出する必要があります。

なお、提出しても必ず受講できるとは限りません。

(5) 履修辞退について

履修届に記載し、履修や再履修、聴講を願い出た科目について辞退する場合や、再試験・追試験・再実習・補習を願い出たあとに辞退する場合は、履修届に必要事項を記載し提出する必要があります。

別紙1

履修届 (Enrollment Form) form with multiple tables for course selection and student information.

別紙2

聴講希望届 (Lecture Request Form) form with fields for course name and student details.

5 単位の認定

履修した授業科目の評価は、学科試験及び実習等の成績により行います。

【学科の評価方法】

学科成績の評価は、筆記、口述又は実技その他の方法により行います。

【試験の実施】

- (1) 本学院では、試験期間を設けていません。試験は、各科目の所定の授業終了後に行います。試験の期日は、試験実施の2週間前までに提示します。
- (2) 試験時間は60分となります。
- (3) 試験を受けるためには、学科試験時間を除いた講義時間数の2/3以上の出席が必要です。

講義時間数 (総時間)	評価方法	必要出席時間
14時間 (15時間)	筆記試験	10時間以上
	筆記試験以外	
28～29時間 (30時間)	筆記試験	19時間以上
	筆記試験以外	20時間以上

【補習】

- (1) 評価を受けるために必要な出席時間数に満たない場合、学則第19条第5項に基づき、補習願(別記第1号様式) および補習実習願を提出することができます。
- (2) 補習願を提出し、補講や補習実習が許可される場合は以下のとおりです。ただし、補習実習については、不足時間を補うのではなく新たに実習を行う事となります。
 - ・当該科目の評価が終了していないとき
 - ・非常勤講師が、補講ができる状況であるとき
 - ・実習施設の受け入れが可能などとき

【追試験】

- (1) 追試験願(別記第4号様式)には「単位の認定、卒業等の取扱いに関する規程」第8条に基づき、次の証明書の添付が必要となります。
 - ア 疾病のためやむを得ず欠席した者：病院を受診したという証明ができるもの(日付が入った診断書、領収書、処方箋など)
 - イ 災害等不測の事態によりやむを得ず欠席した場合：最大限努力しても、テストに間に合わないということを証明できるもの。(事故であれば、事故証明、公共交通機関の遅延証明など)
 - ウ 学院長が正当な理由と認めた者：指示された証明書
- (2) 上記を確認された者については、許可書が交付され追試験が実施されます。追試験時には、交付された許可書を提示してください。

【成績評価の基準】

成績は授業科目ごとに、次のように評価されます。

評点 (100点中)	評定	判定
80点以上	A	合格
70点以上、80点未満	B	
60点以上、70点未満	C	
60点未満	D	不合格

【再試験・再実習について】

- (1) 試験が不合格となり再試験を希望する者は、成績を伝えられた当日の17:00までに再試験願(別記第2号様式)を提出し、許可を受ける必要があります。
再試験時には、交付された許可書を提示する必要があります。
- (2) 実習が不合格となり再実習を希望する者は、成績を伝えられた当日の17:00までに再実習願(別記第3号様式)を提出し、許可を受ける必要があります。
- (3) 再試験および再実習は、1回限り受けることができます。

【単位の認定】

成績評定の基準を満たした者に、単位の認定を行います。

6 卒業の要件

本学院における授業科目は、すべて必修です。

卒業に必要な修得単位は102単位で、分野別の単位数は次のとおりです。

基礎分野	14単位
専門基礎分野	21単位
専門分野Ⅰ	17単位
専門分野Ⅱ	38単位
統合分野	12単位
合計	102単位

以上の単位を修得すると看護師国家試験受験資格を得られます。

5 / 15 (月) の行事

報道発表資料の配付日時 5月12日(金) 15時00分

発表項目 (行事名)	道立江差高等看護学院学生の自死事案に係る第三者調査委員会の調査結果のご遺族への説明について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>○ 標記に関するご遺族への説明を次のとおり実施することとしましたので、お知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 日時：令和5年5月15日(月) 14:00 ~</p> <p>2 場所：ホテルポールスター札幌</p> <p>3 説明等の流れ</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 第三者調査委員会による調査結果及び道の対応方針の説明</p> <p style="padding-left: 20px;">イ ご遺族(代理人弁護士)のぶら下がり取材</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 道のぶら下がり取材</p> <p>4 道の出席者：保健福祉部地域医療推進局長</p>		
参考			

報道(取材)に当たってのお願い	<p>○ <u>上記3のアの取材は、冒頭部分のみとさせていただきます。</u></p> <p>○ <u>報道(取材)に当たっては、ご遺族の個人情報(住所や氏名、顔、声など)が特定されないよう、十分に留意願います。</u></p> <p style="text-align: right;">(幹事社協議済み)</p>		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		

担当 (連絡先)	<p>保健福祉部地域医療推進局医務薬務課(担当：主幹 矢元)</p> <p style="text-align: right;">TEL ダイヤルイン 011-204-5251</p> <p style="text-align: right;">内線 25-362</p> <p style="text-align: right;">公用スマホ 011-585-6102</p> <p style="text-align: right;">内線 23927</p>		
-------------	--	--	--

ファクシミリ送信票

令和5年(2023年)5月12日

様

送信枚数 2枚 (本票含む)

【 件名 】

道立江差高等看護学院学生の自死事案に係る第三者調査委員会の調査結果のご遺族への説明について

いつも大変お世話になっております。

標記について、別紙のとおりお送りします。よろしくお願い申し上げます。

発信者 北海道 保健福祉部 地域医療推進局 医務薬務課
主幹(道立高着) 矢元 栄司
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話:011-231-4111(内線)25-362
FAX:011-232-4108


5 / 15 (月) の行事

報道発表資料の配付日時 5月12日(金) 15時00分

発表項目 (行事名)	道立江差高等看護学院学生の自死事案に係る第三者調査委員会の調査結果のご遺族への説明について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>○ 標記に関するご遺族への説明を次のとおり実施することとしましたので、お知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 日時：令和5年5月15日(月) 14:00 ~</p> <p>2 場所：ホテルポールスター札幌</p> <p>3 説明等の流れ</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 第三者調査委員会による調査結果及び道の対応方針の説明</p> <p style="padding-left: 20px;">イ ご遺族(代理人弁護士)のぶら下がり取材</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 道のぶら下がり取材</p> <p>4 道の出席者：保健福祉部地域医療推進局長</p>		
参考			
報道(取材)に当たってのお願い	<p>○ <u>上記3のアの取材は、冒頭部分のみとさせていただきます。</u></p> <p>○ <u>報道(取材)に当たっては、ご遺族の個人情報(住所や氏名、顔、声など)が特定されないよう、十分に留意願います。</u></p> <p style="text-align: right;">(幹事社協議済み)</p>		
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	(場所)	
担当 (連絡先)	<p>保健福祉部地域医療推進局医務薬務課(担当：主幹 矢元)</p> <p style="text-align: right;">TEL ダイヤルイン 011-204-5251</p> <p style="text-align: right;">内線 25-362</p> <p style="text-align: right;">公用スマホ 011-585-6102</p> <p style="text-align: right;">内線 23927</p>		

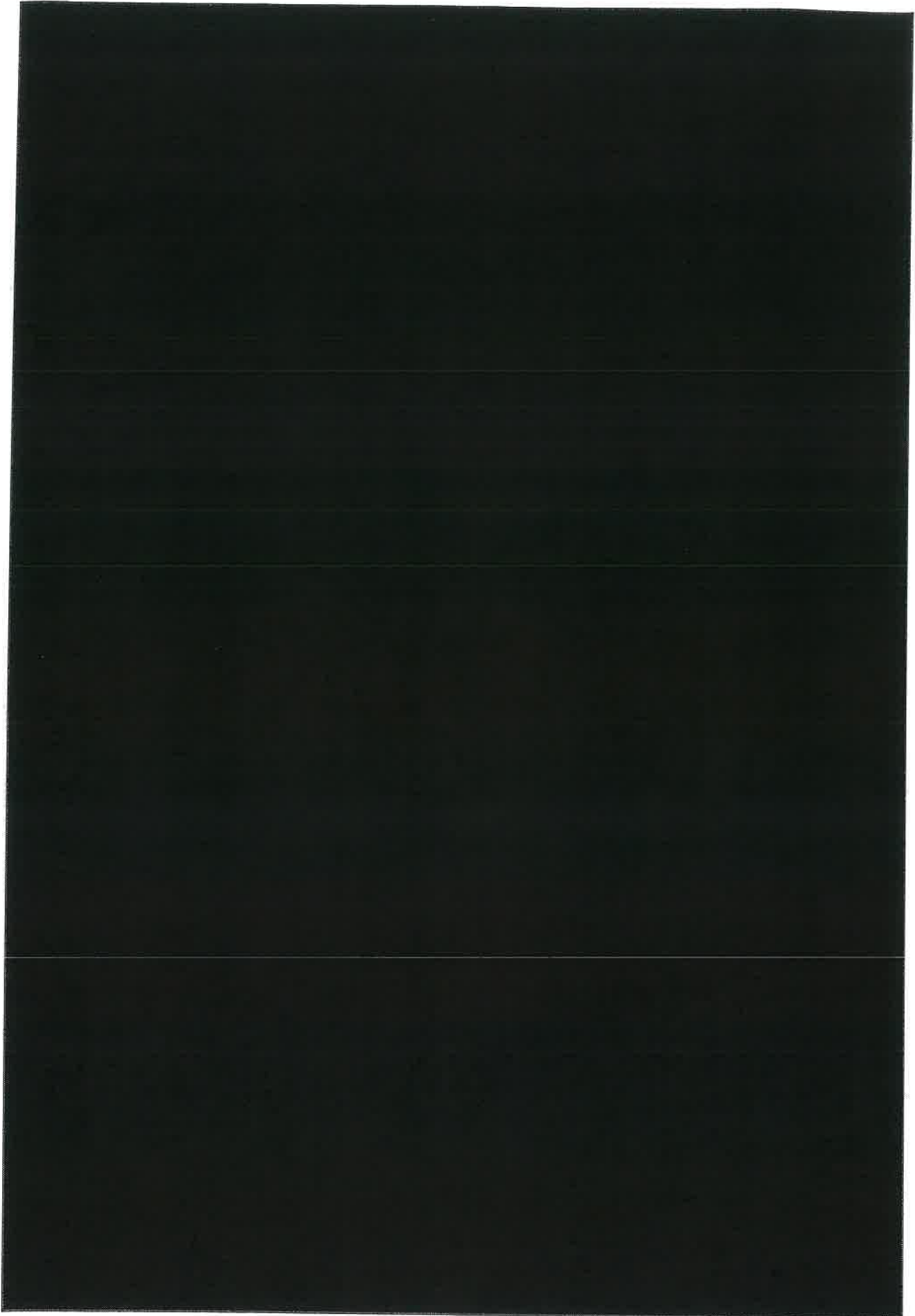
部 外 秘 取 扱 注 意

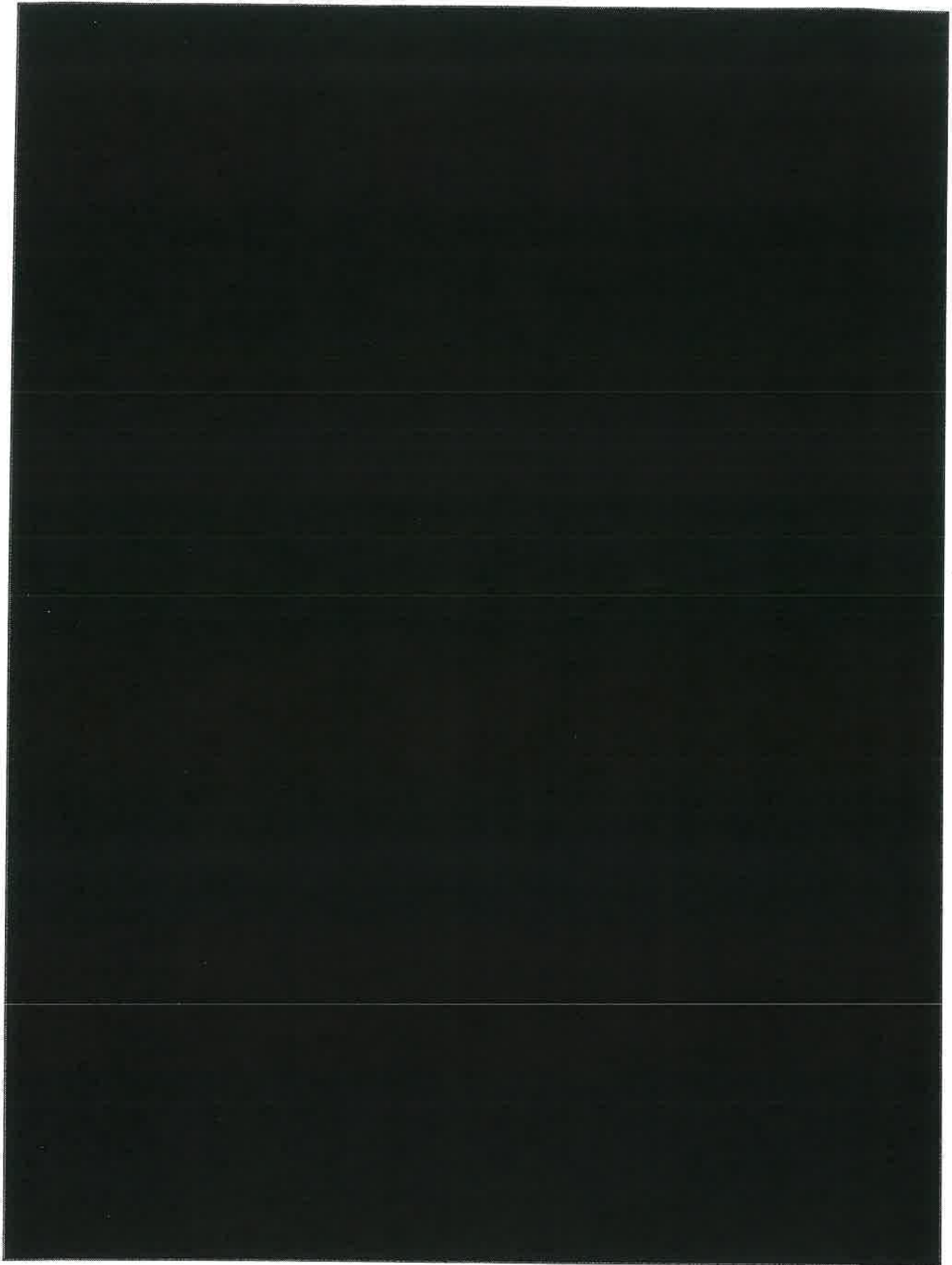
道立江差高等看護学院の自死事案に係る第三者調査委員会
の調査結果のご遺族への説明について

- 日 時 : 令和5年5月15日(月) 14:05~14:50
- 場 所 : ホテルポールスター札幌 4階 ライラック
- 出席者 : 道 側 岡本収司地域医療推進局長、田原良英看護政策担当課長
遺族側 

■ 内 容 :

- 謝罪(局長)
- 第三者調査委員会「道立江差高等看護学院の学生の自死事案に係る対応について」資料に沿って説明(局長)
 - ・ 「1 第三者調査委員会「調査書」の概要」について
特に遺族等から質疑なし。
 - ・ 「2 道の対応方針」
以下、遺族等から発言あり





令和5年5月15日 北海道保健福祉部

道立江差高等看護学院を巡る諸問題への対応に関する第三者調査委員会 調査結果等について

1 第三者調査委員会「調査書」の概要

(1) 調査の経過 (P22)

年 月 日		内 容
令和4年5月17日		ご遺族からハラスメントの有無の調査等を要望する旨の文書を受理
6月30日		道立江差高等看護学院を巡る諸問題への対応に関する第三者調査委員会の設置を決定
8月22日		北海道弁護士会連合会及び日本学校心理士会からの推薦に基づき委員を委嘱
10月11日	午前	第1回第三者調査委員会 ・ 事案の概要、調査方法等について
	午後	ご遺族への現地聴取り調査
11月15日		第2回第三者調査委員会 ・ 聴取り対象者（参考人：元学生等）の特定について
11月29日～		参考人（元学生等）への現地聴取り調査
令和5年1月11日		第3回第三者調査委員会 ・ 参考人（元学生等）への聴取り調査結果について ・ 聴取り対象者（教員、元教員等）の特定について
1月20日～		教員等への現地聴取り調査
3月24日		第4回第三者調査委員会 ・ 調査結果のとりまとめについて
3月31日		第三者調査委員会から道へ調査書の提出

(2) パワーハラスメントの評価について (P 2)

行為者側の認識や動機については、基本的に問題としない。行為者側が必要かつ相当と認識していても、一般人を基準として客観的に必要かつ相当な範囲を逸脱していると思われる場合や、実際に見聞きしていた人において必要かつ相当な範囲を逸脱しているように感じていた場合は、ハラスメント該当性を認定しようと解すべきである。

(3) 評価の対象となる事実の認定について (P 2～3)

具体的事実の認定については、関係者の供述等客観的資料から認定し、それが対象者に与えた影響については、資料がなければ一般人を基準として判断せざるを得ない。

(4) 事実の評価と自死との関係について (P 3～9、11～15)

ア ハラスメント該当性

- ハラスメントが疑われる9件の事実のうち、教員3名による4件をハラスメントとして認定。(推認、可能性を含む)

イ 自死への影響

- ハラスメントと認定した4件全てについて、自死との関連性を認定。(可能性を含む)

ハラスメントと認定された事実	自死への影響
<ul style="list-style-type: none">提出期限に1分ほど遅れたため、B教員が、再試験のプリントを受け取らなかったこと。留年が決まり、対象者が非常に落ち込んだこと。また、その結果、対象者がショックを受けて失声したこと。	直接的に自死を誘引したとは考えにくい。しかし、1年間の留年という極めて大きな損失をもたらす事実であったことから、自死に至る過程で大きな要因となった可能性がある。
<ul style="list-style-type: none">実習において、C教員が対象者に求められても指導を拒絶し、対象者が絶句していたこと。具体的な言動の特定に至っていないが、C教員が、必要かつ相当な範囲を超えて厳しい指導をしていたこと。(暴言や執拗な非難、無視と評価できる言動があったものと推認)それによって対象者が煙草の吸殻を食べて死ぬということに思い至るほど苦悩していたこと。	自死をほのめかすほど精神的に追い詰められていたことが認められ、自死に大きな影響を与えていたものと認められる。
<ul style="list-style-type: none">言葉自体は正確には確認できないものの、D教員が、少なくとも、対象者に「人格を変えなければいけない」と思わせるような指導をしたこと。(暴言や侮辱(人格を否定するような罵詈雑言)に該当する可能性が高い)	相当性を大きく逸脱するパワー・ハラスメントであり、人格を否定されるような言動であるから、自死に影響を与えたものと認められる。
<ul style="list-style-type: none">泣きながら、実習の指導を懇願する対象者に対し、どう対応すべきかを示したり、フォローしたりすることなく、連日ただ冷たく対応したこと。これにより、対象者が単位を落としたと受け取った「可能性が高い」こと。	左記のようなパワー・ハラスメントが、自死に影響を与えた可能性は大きい。

ウ ハラスメント行為の背景となる事情

- ・ 本学院の教員全体が、学生を育てるよりも、振るい落とすような教育方針ないし態度を取っていたこと。
- ・ 複数人の供述から、教員間のハラスメントが横行していたことが認められるところ、教員が自らの身を守る必要から、学生を教うことができなかつた状況が見受けられることも、学生へのハラスメントが容認される土壌ができてしまった要因と思われる。

(5) ハラスメント以外の自死と関連性の疑われる事実等 (P10~11, 15~16)

ハラスメント以外の6件の事実のうち、1件について、対象者に自死を選択させる要因になった可能性が高いと認定。

自死と関連性の疑われる事実等	自死への影響
<ul style="list-style-type: none">・ 用務のため長期不在にしていたC教員が、学院に戻ってくる予定であったこと。・ 対象者がそのことを気にしていたこと。	対象者が、C教員の復帰時期を気にしていたこと、及び、実習についてかなり大きな精神的負担がかかっていたであろうことについて複数の供述があること、C教員が学院に復帰した後、授業や実習の担当をしなくても対象者に関わることが予想された状況にあることから、対象者に自死を選択させる要因になった可能性が高い。

(6) 結論 (P16)

以上を総合的に考えると、当委員会は、次のような経緯であった可能性が高いものと推認する。最終的な要因については確定できないが、少なくとも本学院における学習環境が要因となったものと認定でき、自死との相当因果関係は認められる。

- ① 対象者は、1年生の時からずっと、多くの教員による振るい落とすような教育方針や不適切な指導態度に、徐々に精神的な負担を募らせた。
- ② 2年生の時、提出期限にたった1分遅れたことでB教員にレポートを受け取ってもらえず、1年間の留年という大きな損失を招いたことによって、本学院に対する信頼や希望を失った。
- ③ 3年生になり、C教員の講義やD教員の实習において、パワー・ハラスメントを受けたことにより、自死を考えるようになった。
- ④ この間、親しい友人が卒業したり、退学したり、祖父が亡くなったりして、精神的な支えを失う状況となった。
- ⑤ D教員の実習において、指導を受けられなかつたことにより、単位を落としたと誤解して、さらなる経済的損失や、今後も続くであろうC教員及びD教員によるパワー・ハラスメントを予想して絶望し、自死を選択した。

(7) 原因と今後の再発防止策 (P16~17)

ア 原因と責任の所在

- ・ パワー・ハラスメントの行為者であるB教員、C教員、D教員には、対象者を精神的に追い詰めることになった原因と責任の一端があることは明らかである。これらの積み重ねにより、自死に至らしめたことについて、帰責性も認められる。
- ・ もっとも、教員個々人の資質や行動によるものというよりも、本学院全体として、学生を尊重し、育てようという意図が感じられなかった点に、大きな問題点がある。
- ・ その管理監督責任を負っていたはずの歴代の学院長、ひいては、北海道が職責を果たしてこなかったことにも、問題点が指摘できる。

イ 今後の再発防止

- ・ 前回の第三者調査委員会の調査報告の後、本学院では人事を刷新し、根本的な指導体制の変化によって学生の学びやすい環境が整ったことが報道されている。今後も、この体制を維持して、学生の自死などという重大な被害を二度と生じさせないように、引き続き改善の努力を続けるべきである。

2 道の対応方針

(1) ご遺族への対応

- ・ 関係教員による謝罪については、ご遺族の意向を踏まえ、方法等を調整の上で実施。
- ・ 調査結果を踏まえ、ご遺族の意向も丁寧に伺いながら、道の顧問弁護士に相談の上、誠意をもって対応。

(2) 教員の処遇

- ・ 第三者調査委員会によるハラスメント等の確認結果を踏まえ、法令に基づく手続きに沿って、現職2名について、懲戒処分を検討。

(3) 再発防止の取組

- ・ 教員の指導力向上のための研修や、学生や保護者とのコミュニケーションの充実に向けた各種の取組を継続して実施。
- ・ 学院としての取組状況を「学校関係者評価会議」において評価いただき、不断の見直しを実施。

道立江差高等看護学院を巡る諸問題への対応 謝罪会見

令和5年5月15日

報道機関数
13社30名

19

(内訳)

北海道新聞	5名(記者クラブ、江差支局、論説委員)
読売新聞	1名
毎日新聞	1名
共同通信	1名
函館新聞	1名
NHK	3名
HBC	3名
HTB	3名
STV	3名
TVH	3名
UHB	3名
STV ラジオ	2名
北方ジャーナル	1名

13社 30名

課長 補佐 主幹
◎◎

本書のこみり送信する。
5/16

ファクシミリ送信票

令和5年(2023年)5月16日

(※ [redacted] から、オーダーがあったもの)

[redacted]

[redacted]

[redacted]

様

送信枚数 2枚 (本票含む)

【件名】

報道機関数について

- [redacted] 様におかれましては、昨日、札幌までご足労いただき、感謝申し上げます。
- さて、標記について別添のとおり、送信しますので、参考としてください。
- 道としては引き続き、誠意をもって対応させていただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

発信者 北海道保健福祉部 地域医療推進局 医務薬務課
 看護政策担当課長 田原 良英
 〒 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
 電話：011-231-4111 (内線) 25-306
 F A X：011-232-4108

令和5年5月16日 北海道保健福祉部

道立江差高等看護学院の自死事案に係る第三者調査委員会の調査結果の
ご遺族への説明等における報道機関数等について

○ 日時等

令和5年5月15日(月) 14:10～

ホテル・ポールスター札幌 4F ライラック

○ 報道機関数等

13社 30名 テレビカメラ6台

<内訳>

報道機関名	人数 (記者、カメラマン、論説委員等)	テレビカメラ
北海道新聞	5 (記者クラブ3、江差支局1、論説委員1)	
読売新聞	1	
毎日新聞	1	
共同通信	1	
函館新聞	1	
NHK	3	○
HBC	3	○
HTB	3	○
STV	3	○
UHB	3	○
TVH	3	○
STVラジオ	2	
北方ジャーナル	1	
13社	30名	6台

今後の対応方針の検討にあたり、
雇員若護士に相談可。

令和●年●月●日 部外秘 非開示資料 保健福祉部

道立江差高看を巡る諸問題への対応に関する損害賠償に係る道の対応方針 [法律相談]

1 趣旨

道立江差高等看護学院を巡る諸問題への対応に関する第三者調査委員会の調査書が、令和5年3月31日付けで道に提出されたことから、その内容を踏まえ、損害賠償に係る道の対応方針を検討するもの。

2 損害賠償に係る検討

(1) 特別損害

[Redacted content]

(2) 通常損害

[Redacted content]

[Redacted content]

課長 補佐 主幹
田原 水野 矢元

部外秘

取扱注意

非開示資料

5/30 部長へ説明済

の法律相談結果（概要）

1 日時：令和●年●月●日

2 場所：

3 出席者

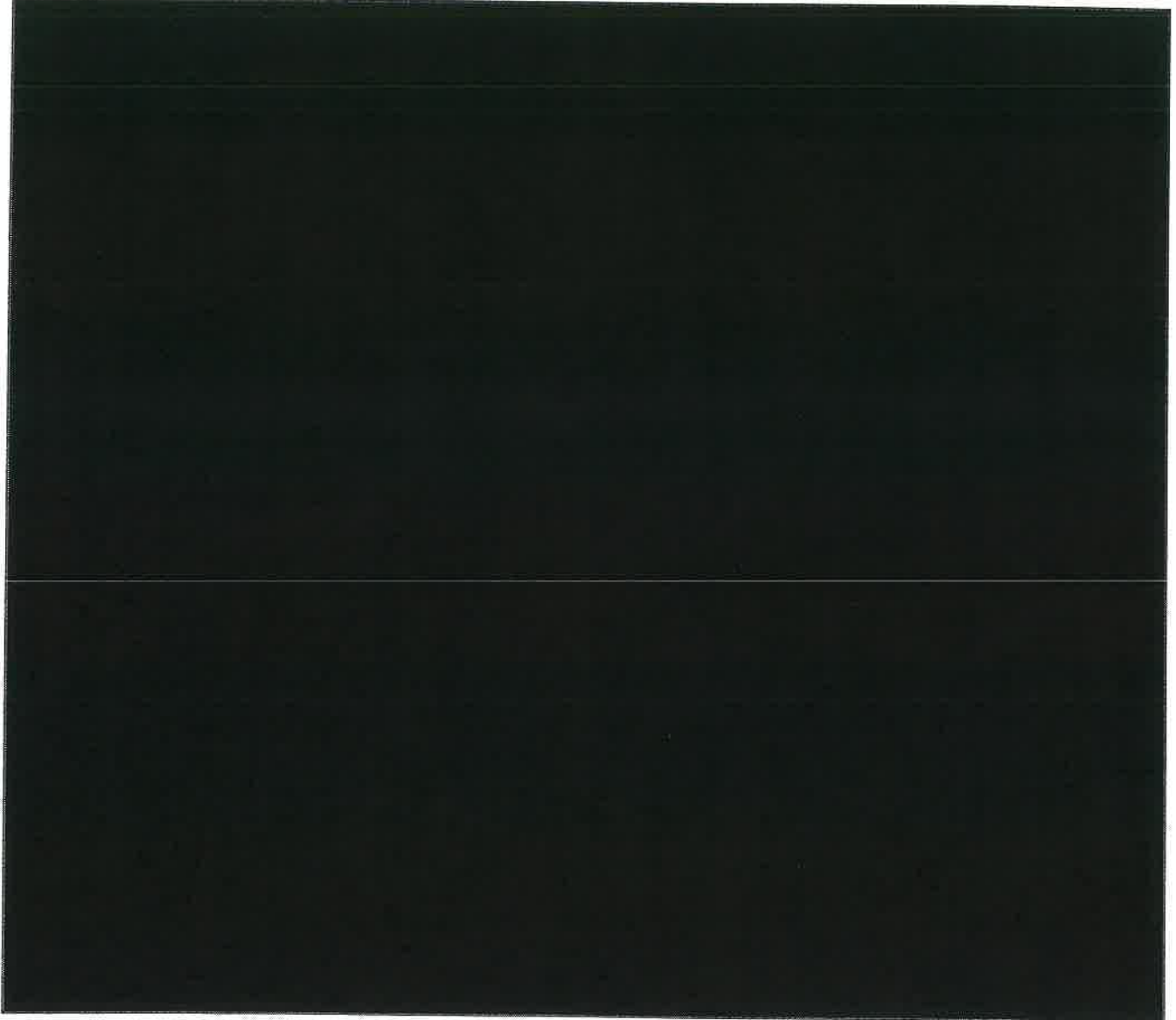
(1) 相手側：

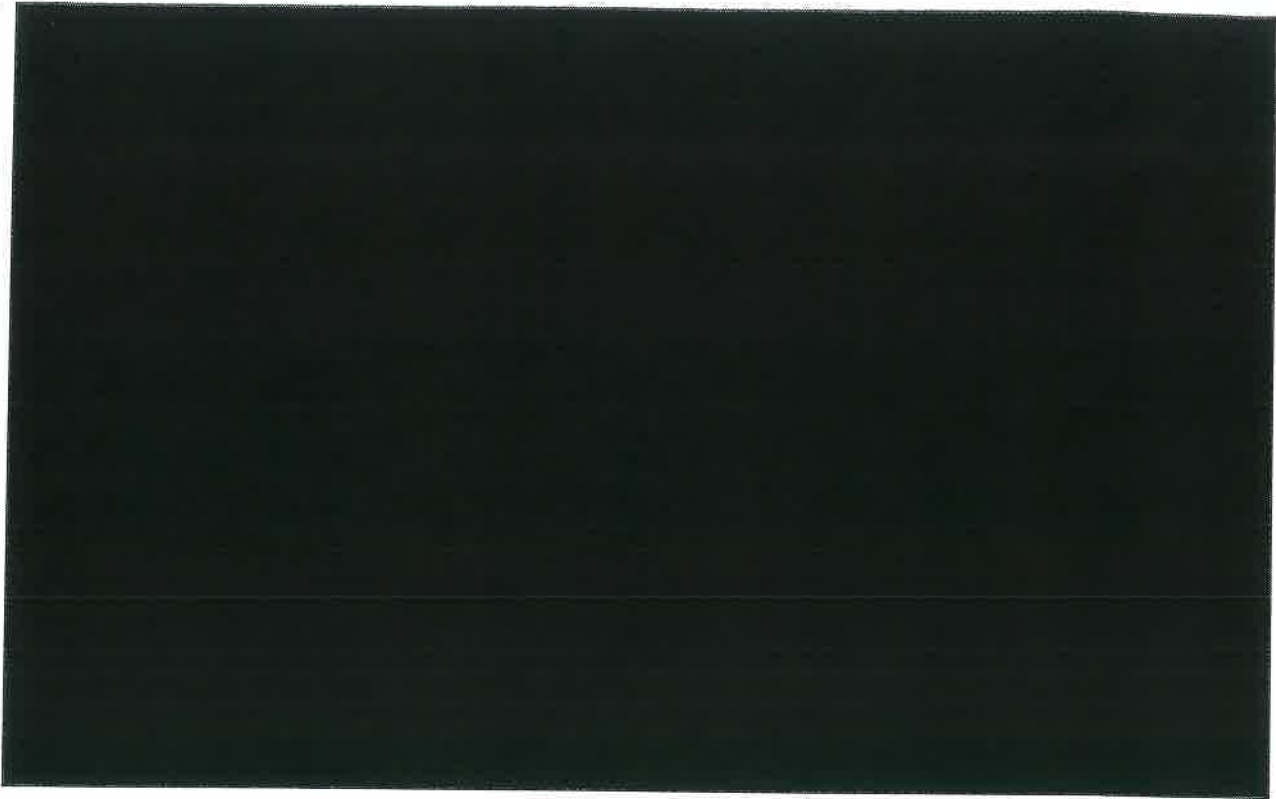
(2) 当方：保健福祉部医務薬務課 矢元主幹
総務部行政局文書課 久門文書課長、熊澤課長補佐、水野主査

4 要旨：

次の事案への対応について、今後の検討方針等をご教示頂きたい。

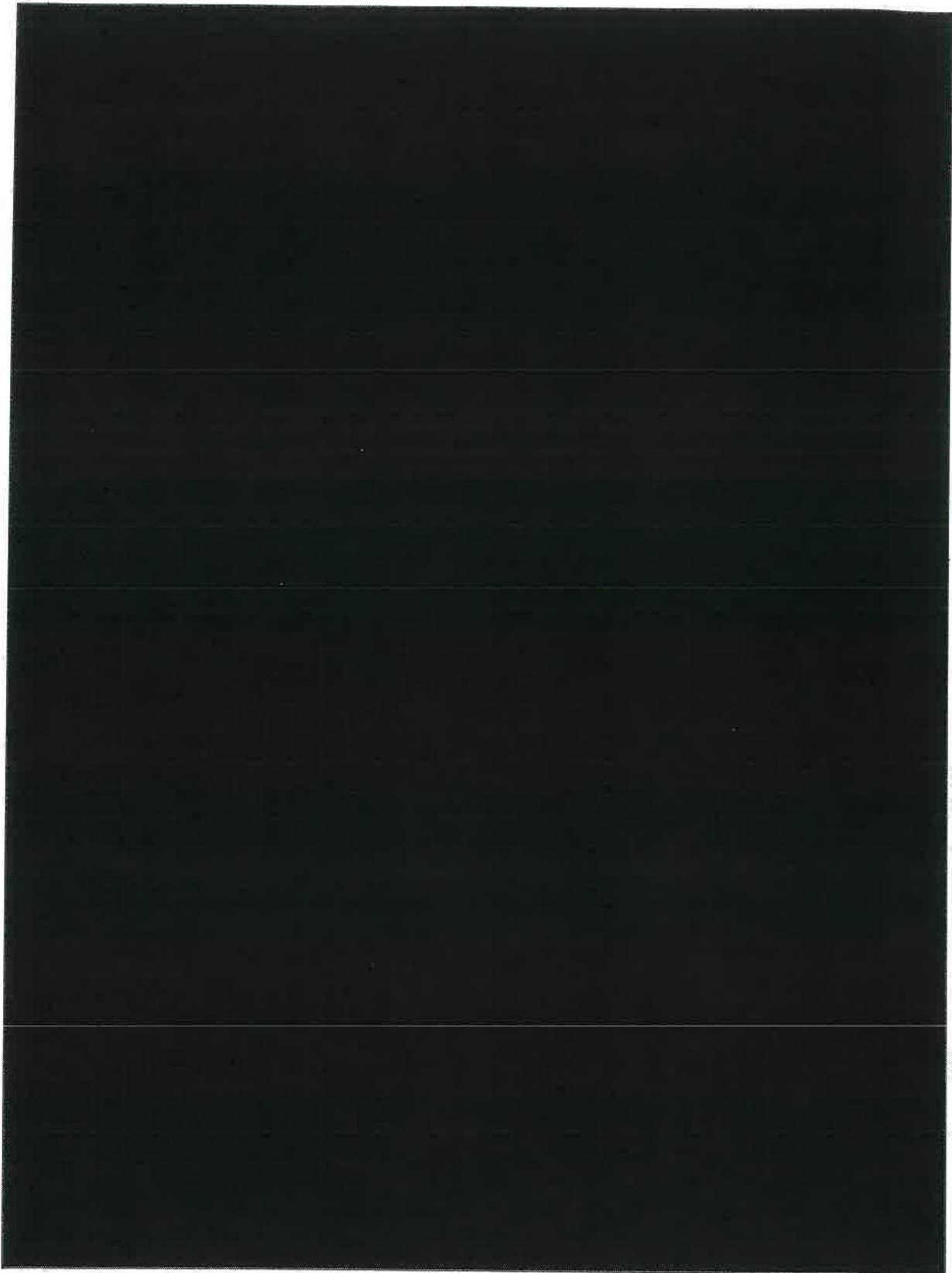
5 議事概要（●：久門課長 △：水野主査 ▲：矢元主幹 ○：）





○

○



部外秘

取扱注意

非開示資料

への法律相談結果（概要）

1 日時：令和●年●月●日●

2 場所：

3 出席者

(1) 相手側：

(2) 当方：保健福祉部医務業務課 佐藤看護政策担当課長、矢元主幹
総務部行政局文書課 佐藤訟務担当課長、熊澤課長補佐、水野主査

4 要旨：

江差高着に係るハラスメント事案について、今後の対応方針等をご教示頂きたい。

5 議事概要

別紙のとおり

課長



補佐



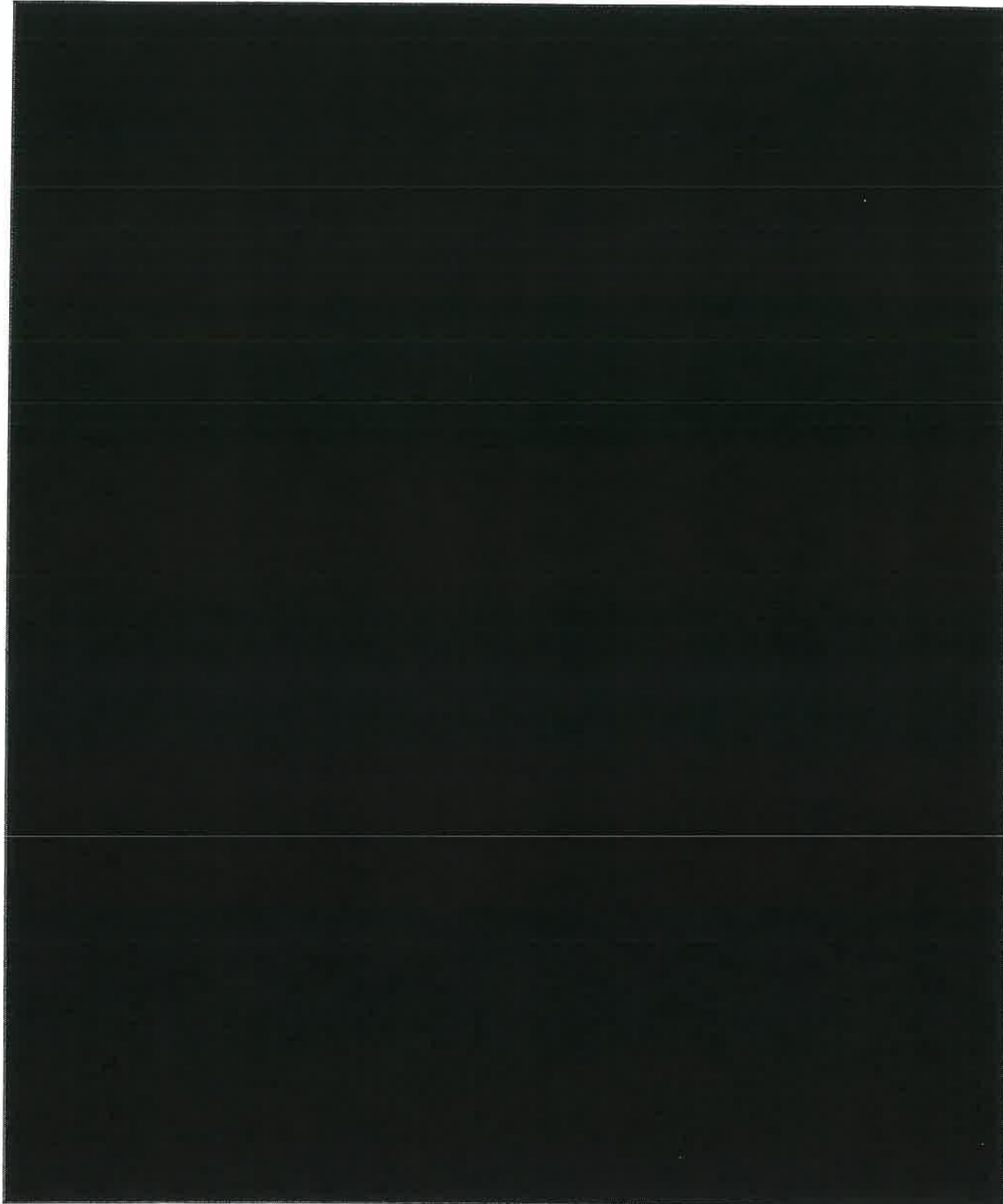
主幹



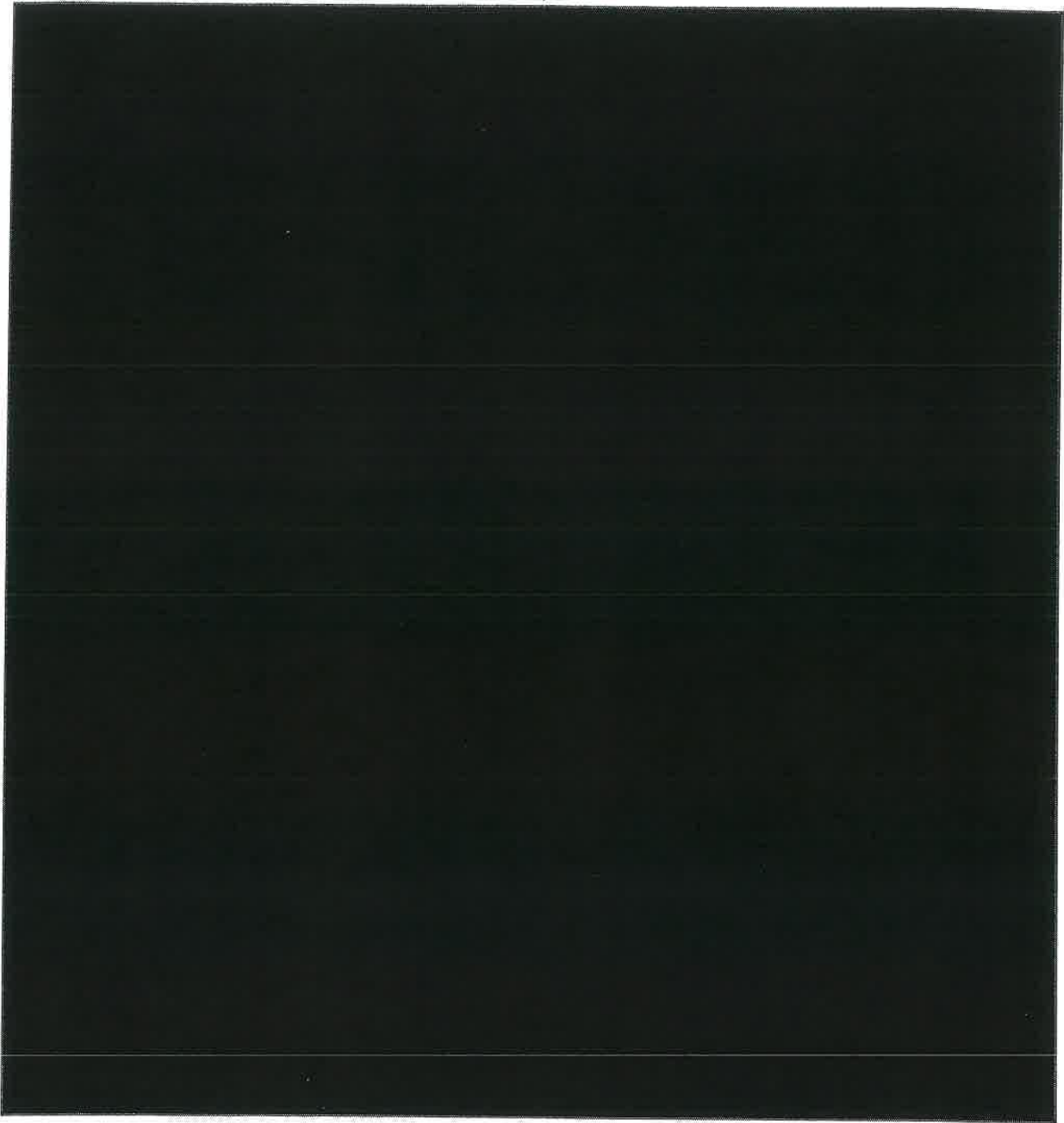
本件について報告する。

5 議事概要

- : 佐藤課長(看護) ○ : 矢元主幹 △ : 佐藤課長(文書)
× : 熊澤課長補佐 ☆ : 水野主査 ▲ : ██████████



2
2



令和●年●月●日

令和●年●月●日

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

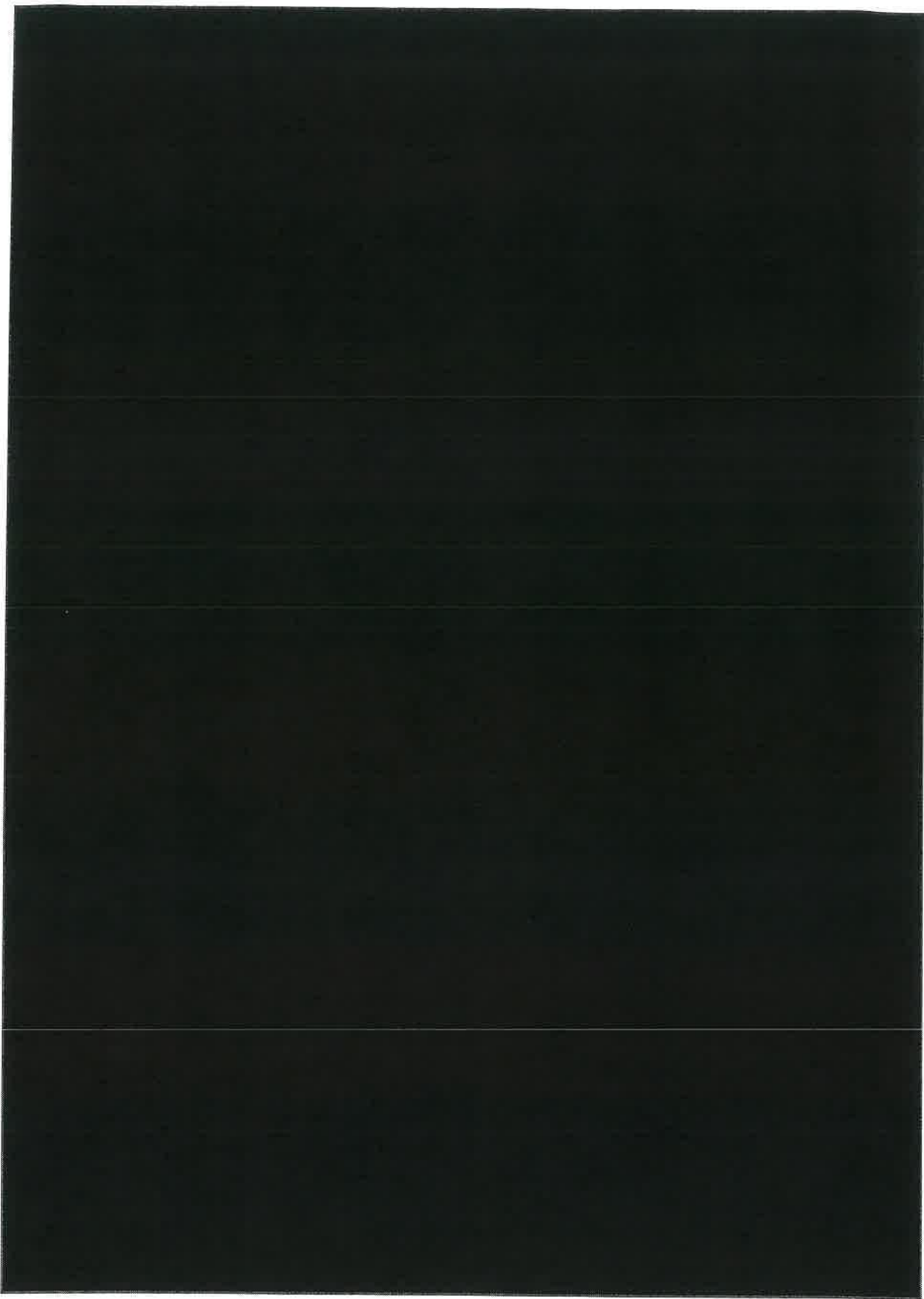
[Redacted]

[Redacted]

ご連絡

[Redacted]

[Redacted]



部外秘

取扱注意

非開示資料

への法律相談結果（概要）

1 日時：令和 年 年) 月 日

2 場所：

3 出席者

(1) 相手側：

(2) 当方：保健福祉部医務業務課 佐藤看護政策担当課長、矢元主幹

総務部行政局文書課 佐藤訟務担当課長、熊澤課長補佐、水野主査

4 要旨：

5 議事概要

別紙のとおり

佐藤課長

水野補佐

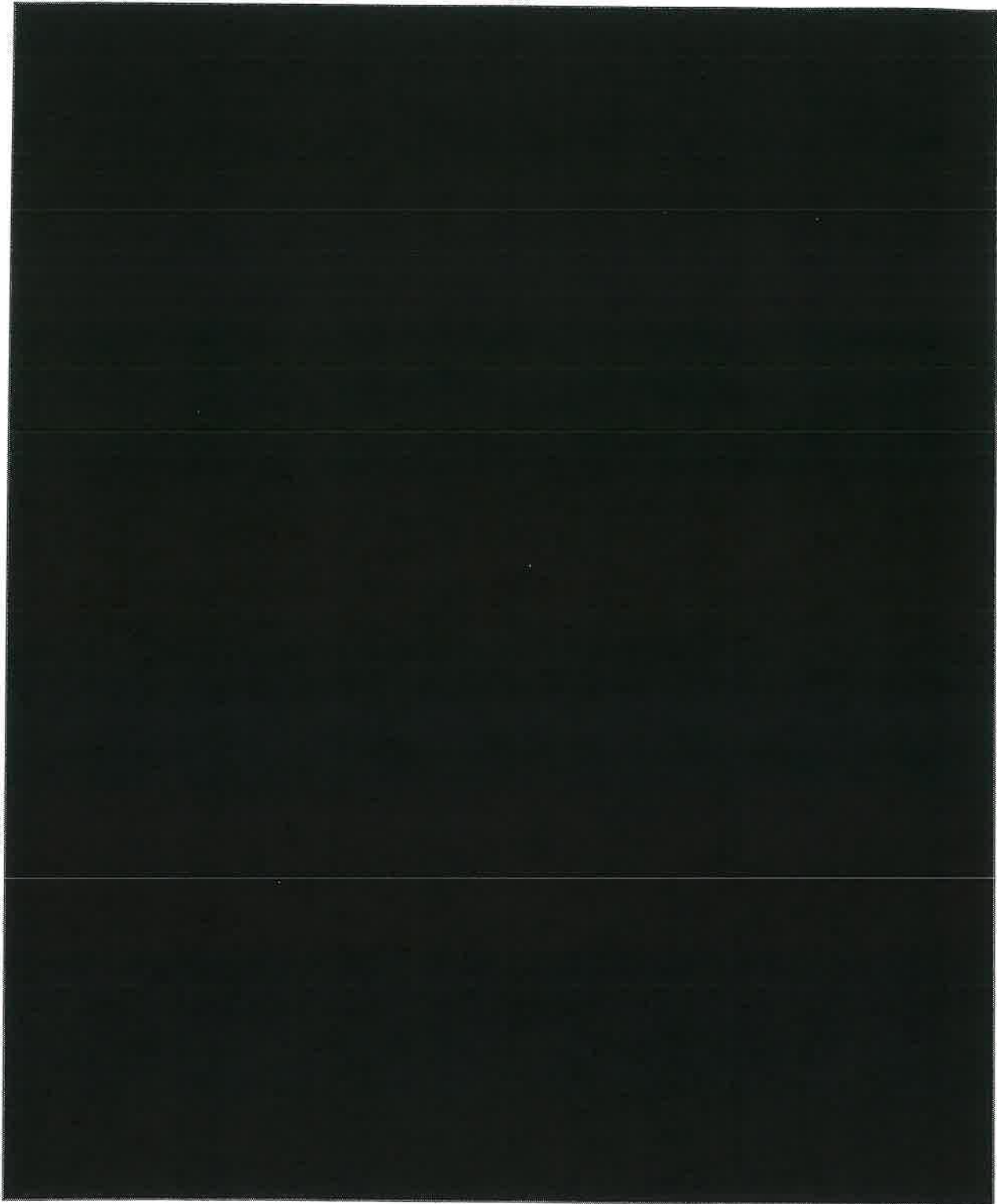
担当

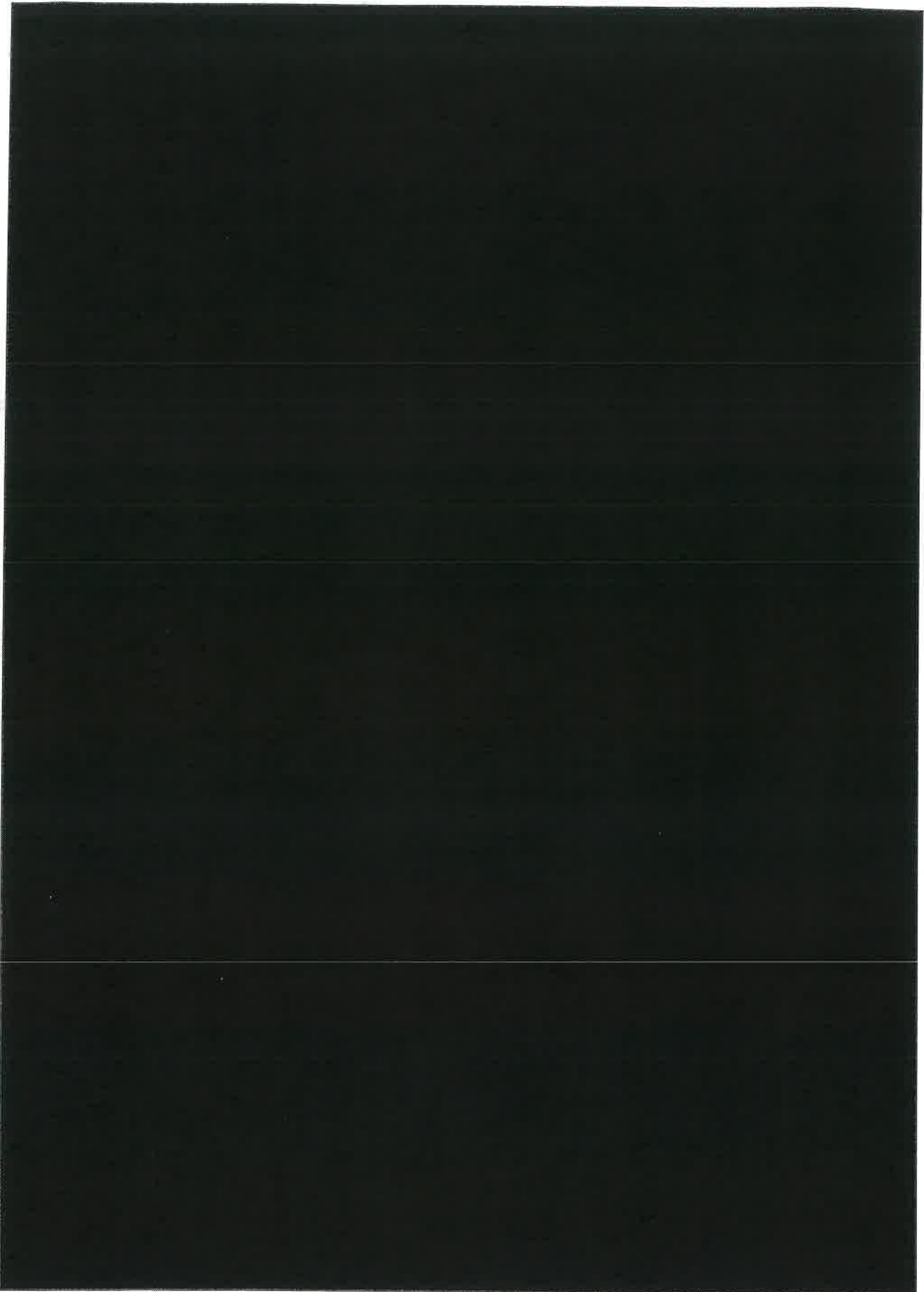


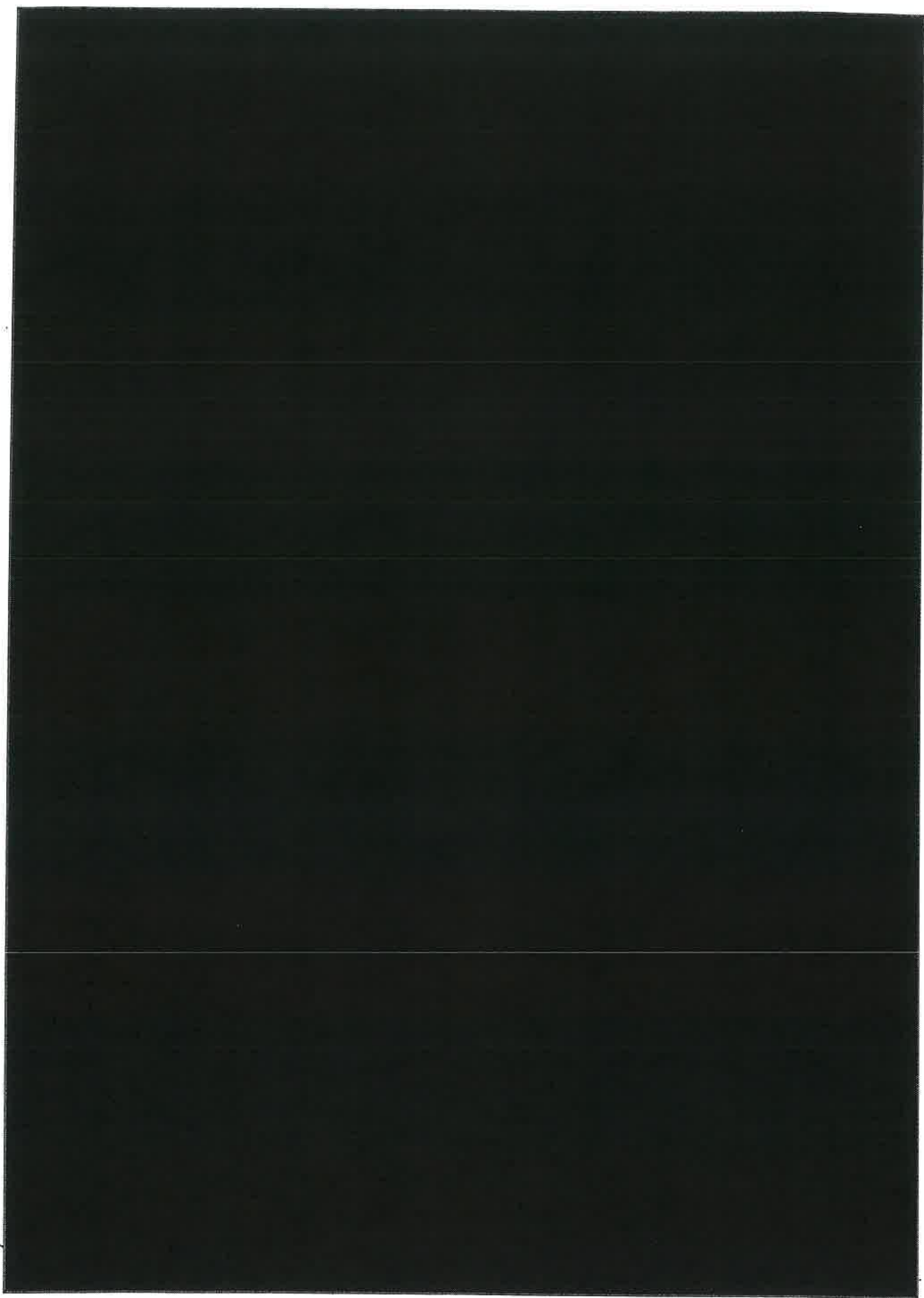
別紙のとおり報告す。

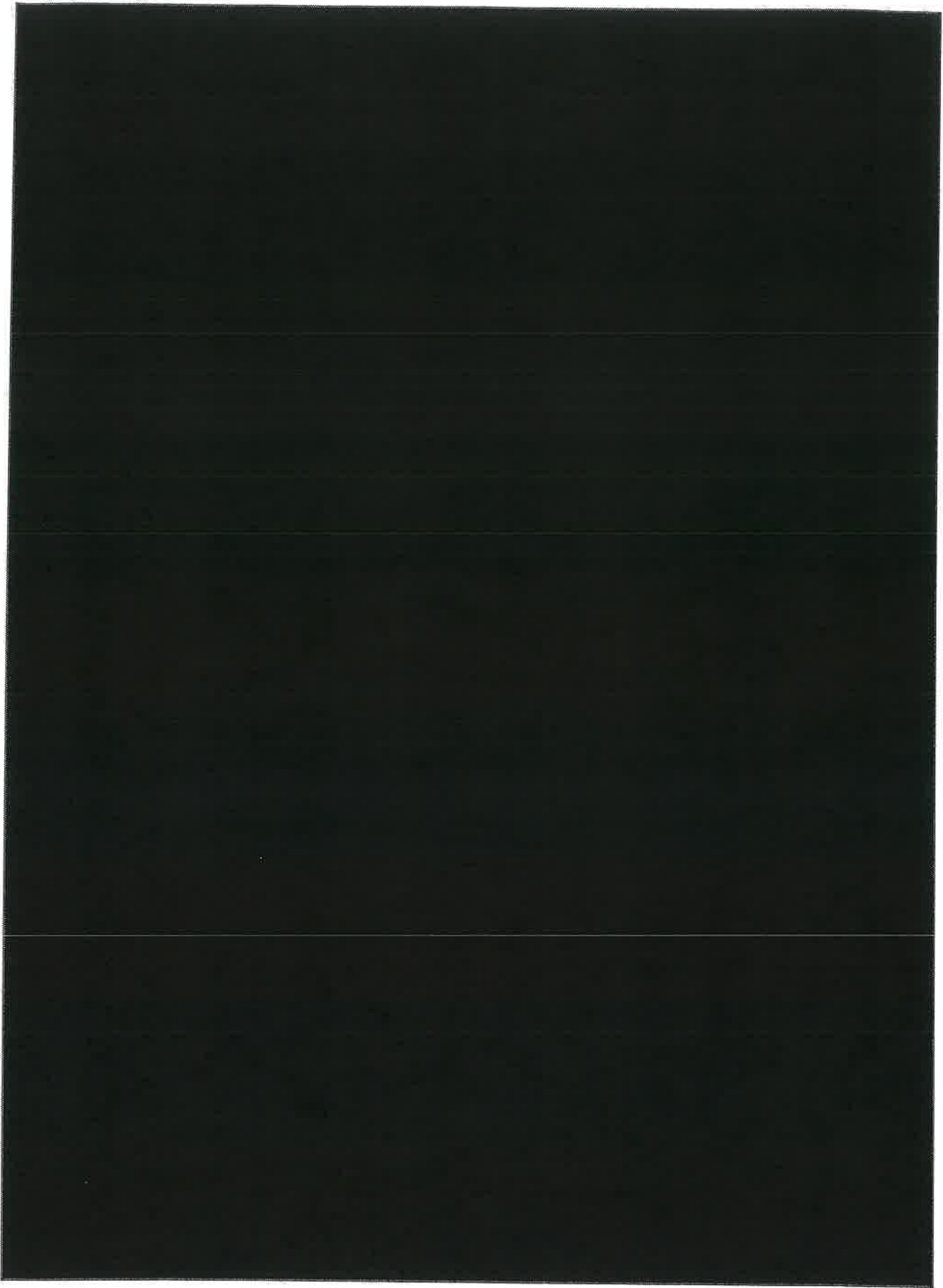
5 議事概要

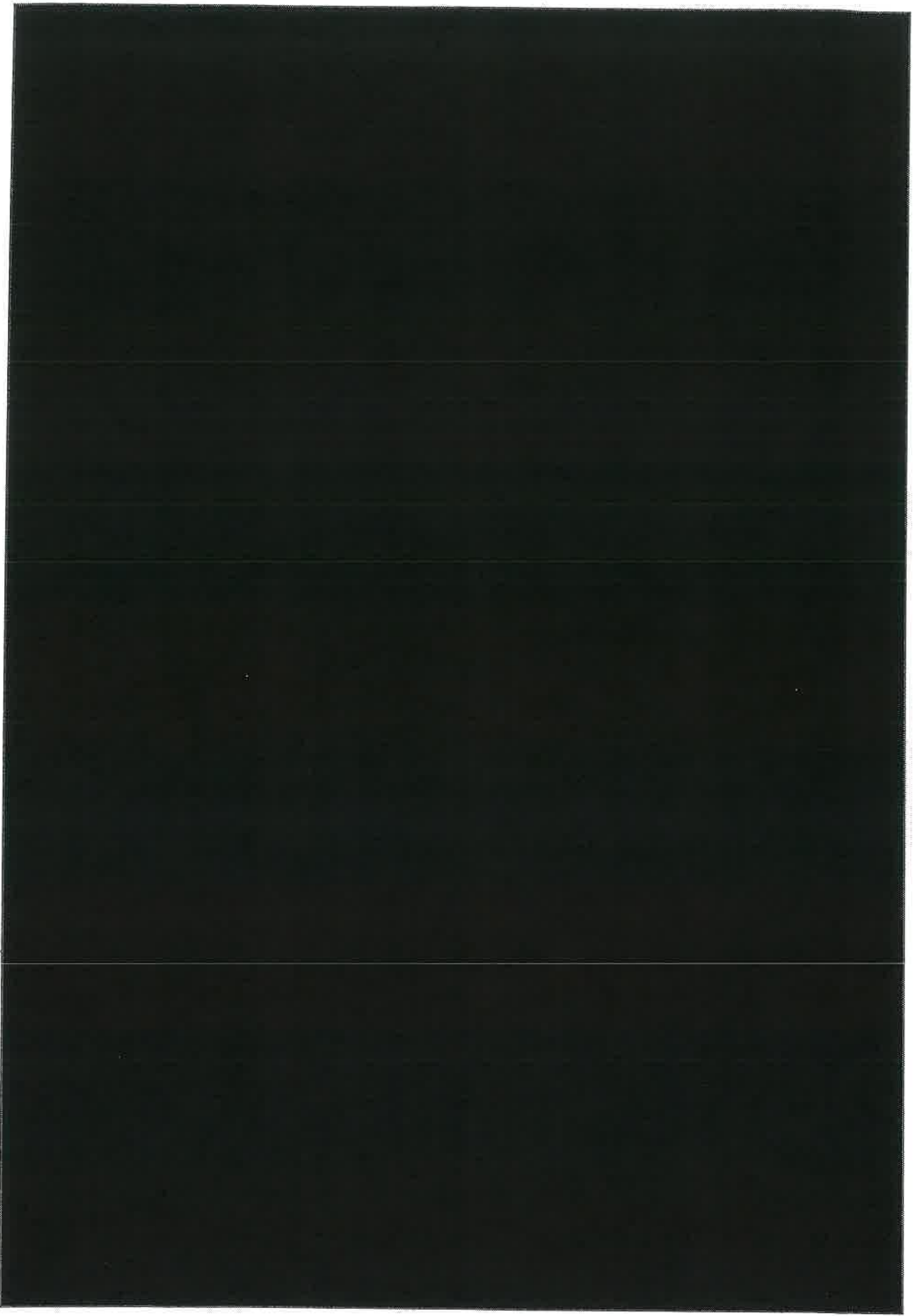
● : 佐藤課長 (看護) ○ : 矢元主幹 △ : 佐藤課長 (文書)
× : 熊澤課長補佐 ☆ : 水野主査 ▲ : ██████████

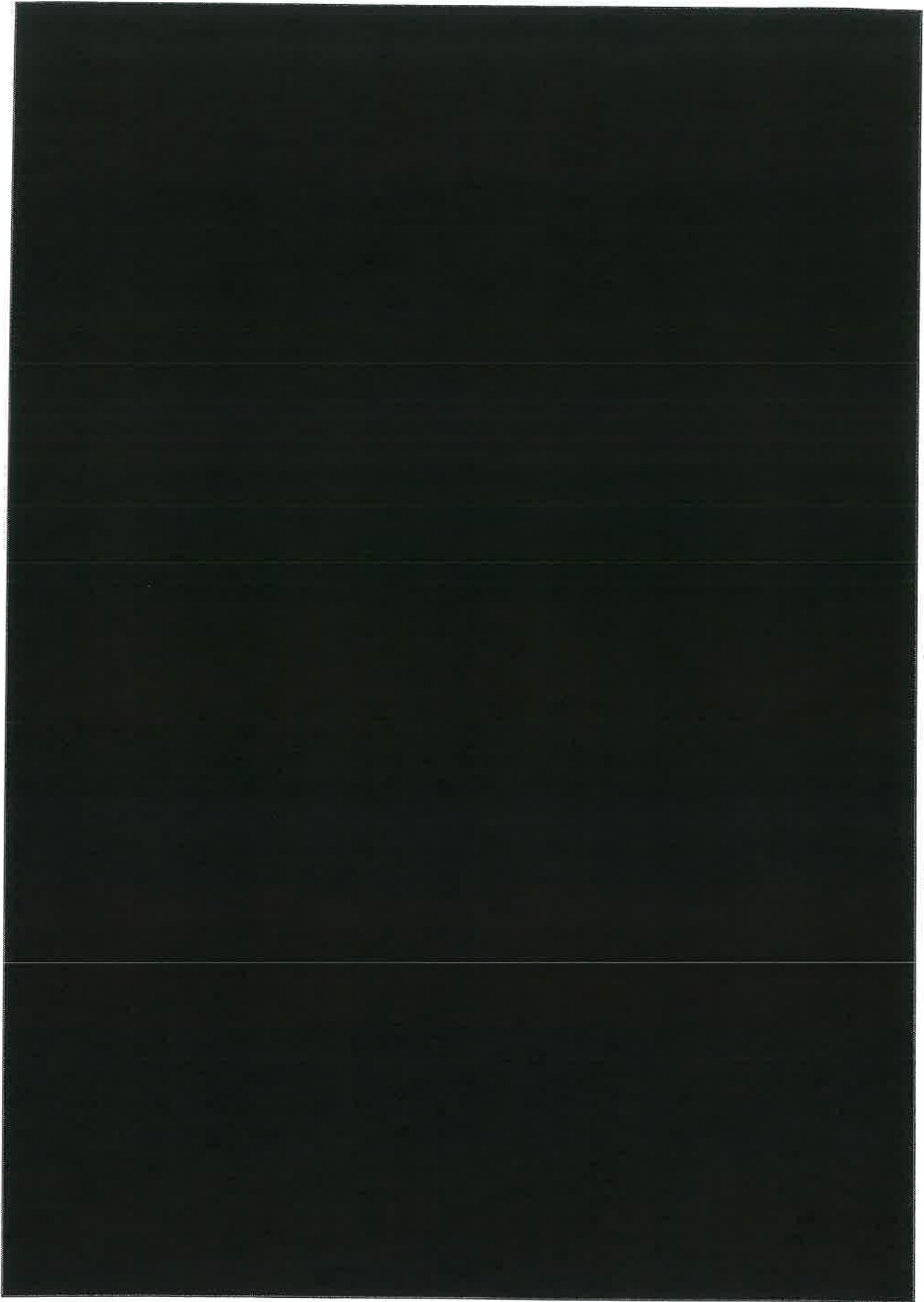


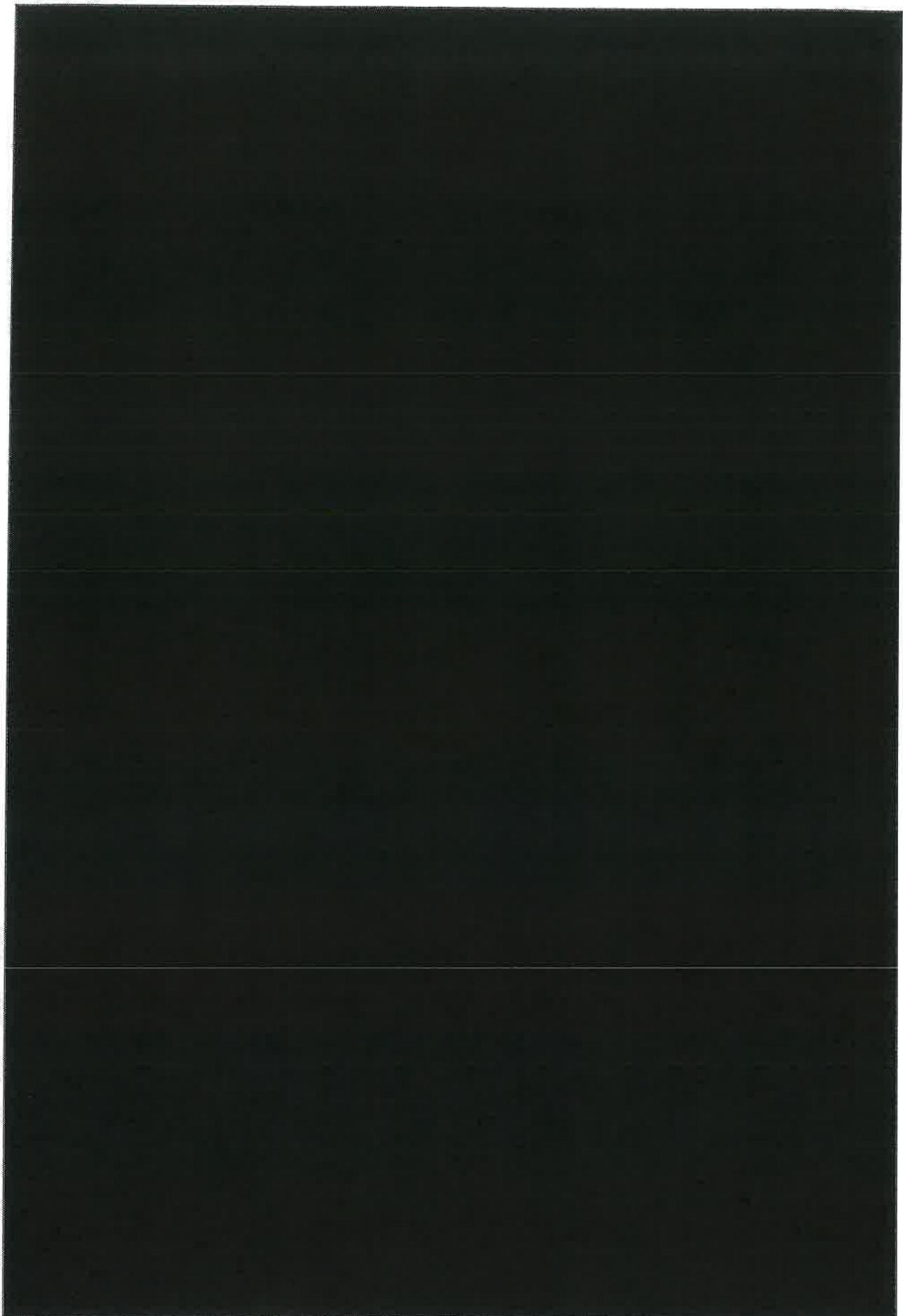


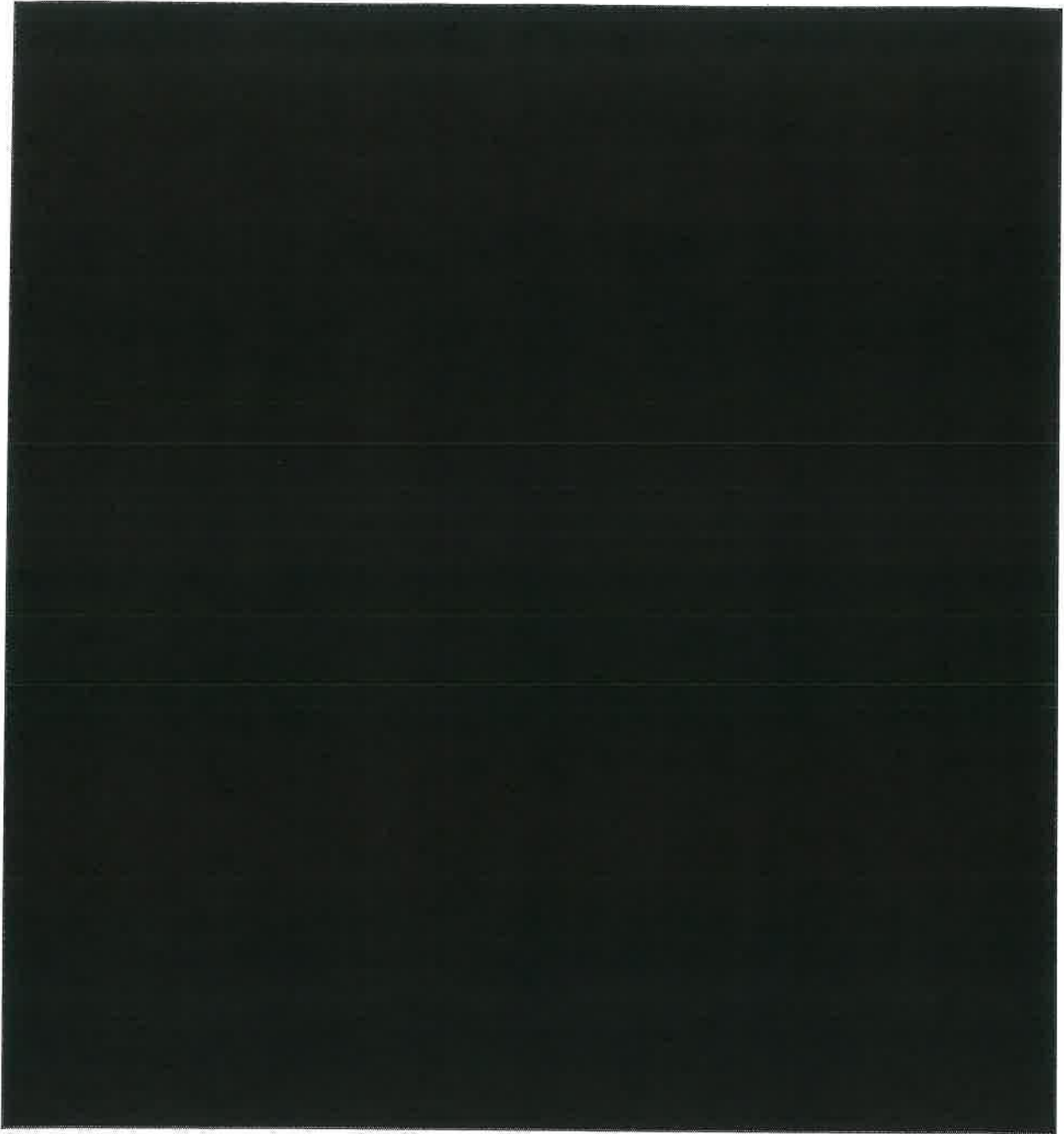


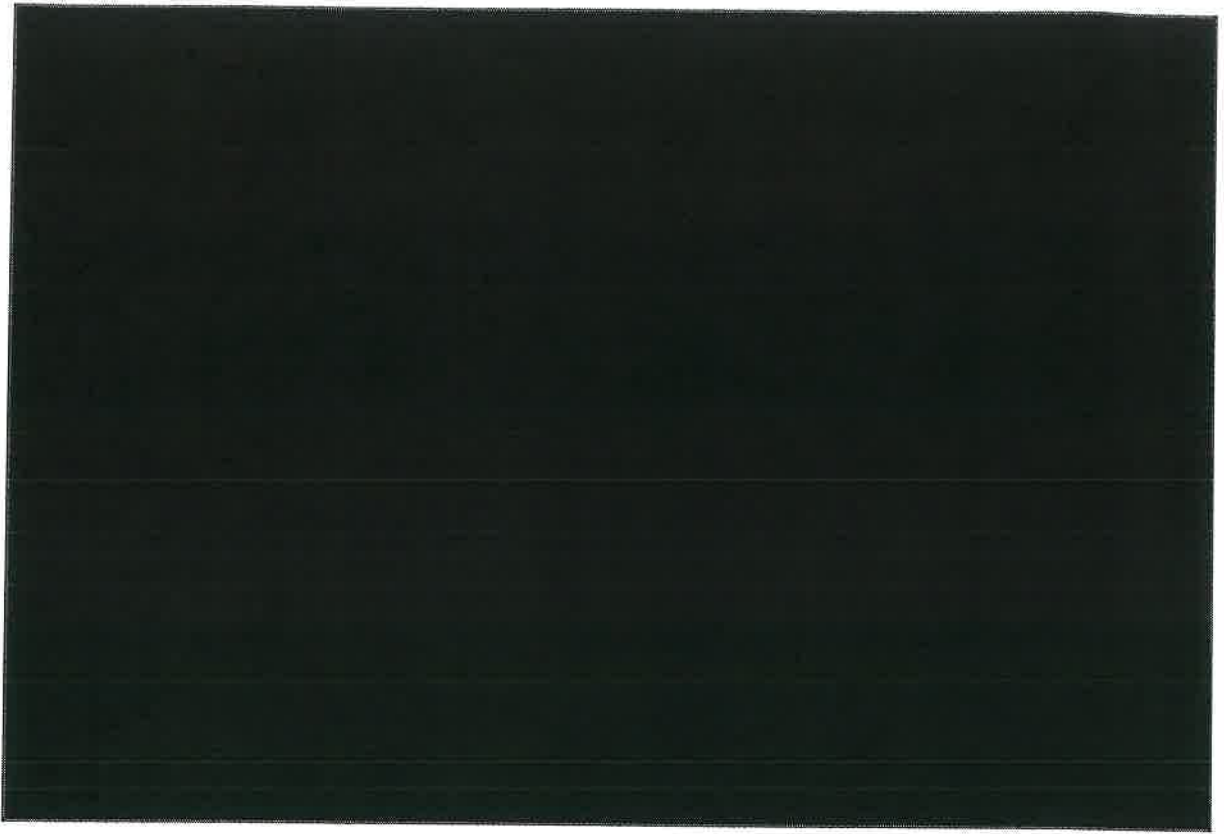












今後の対応について
弁護士と相談

部外秘 非開示資料

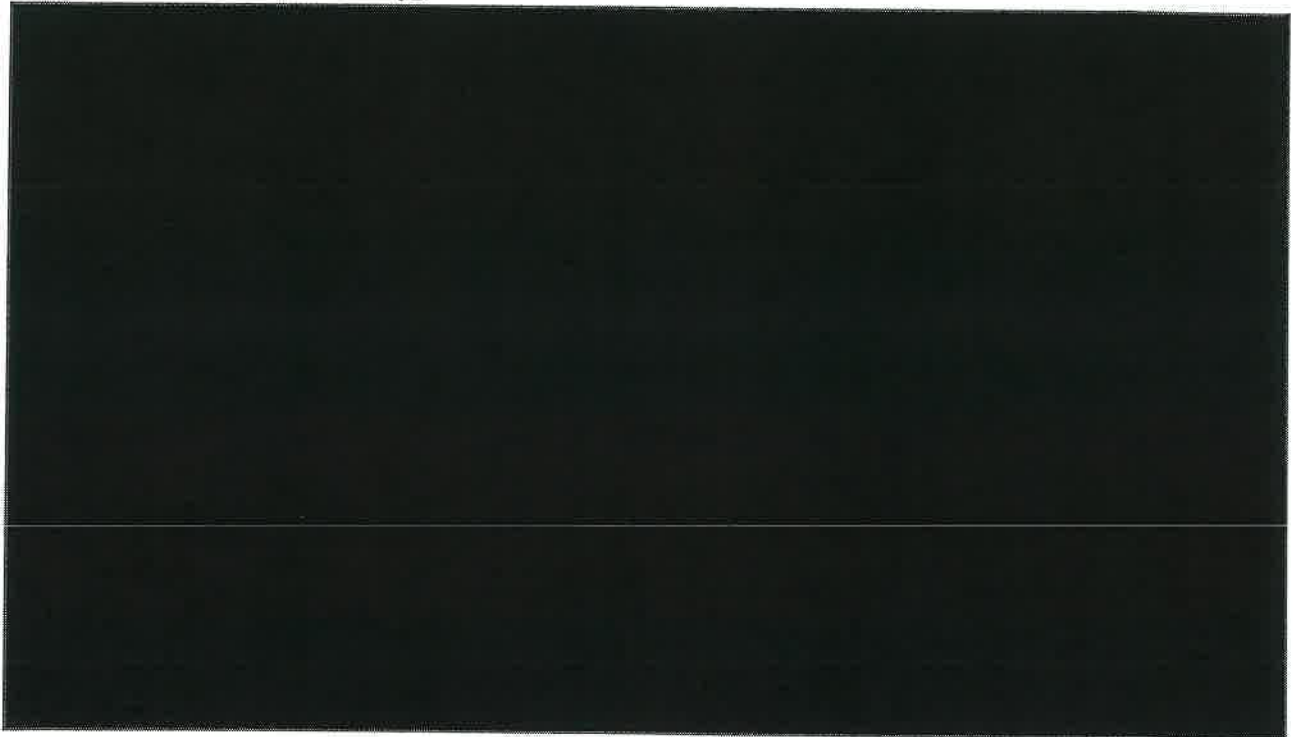
令和5年(2023年)8月26日 保健福祉部

江差高看学生の自死事案に係る賠償方針について

1 経過

4月3日	第三者調査委員会調査結果報告書を受理
5月15日	遺族への説明及び謝罪(担当局長)
6月2日	道顧問弁護士と示談交渉に係る業務委託契約を締結
6日	保健福祉委員会で報告(自民・民主から質疑)

2 道の損害賠償に係る対応



3 道からの損害賠償提示額(予定)



4 弁護士からの意見

5 今後の対応等

6 想定される今後の動き

7 その他

部 外 秘

取 扱 注 意

非 開 示 資 料

への法律相談結果（概要）

1 日 時：令和●年（●年）●月●日（●）

2 場 所：

3 出席者

(1) 相手側：

(2) 当 方：保健福祉部医務業務課 佐藤看護政策担当課長、矢元主幹
総務部行政局文書課 佐藤訟務担当課長、熊澤課長補佐、水野主査

4 要 旨：

課長



課長補佐



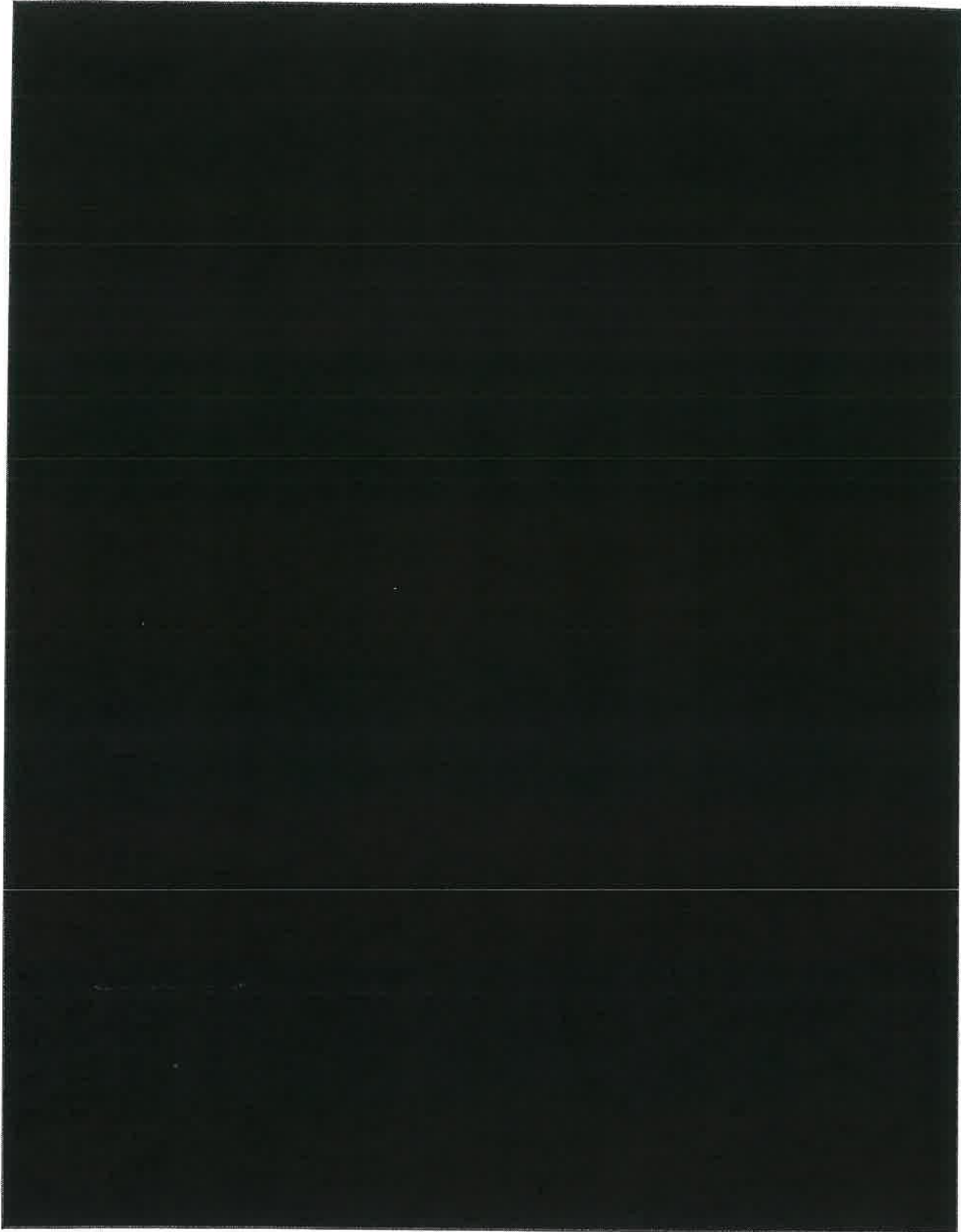
主幹

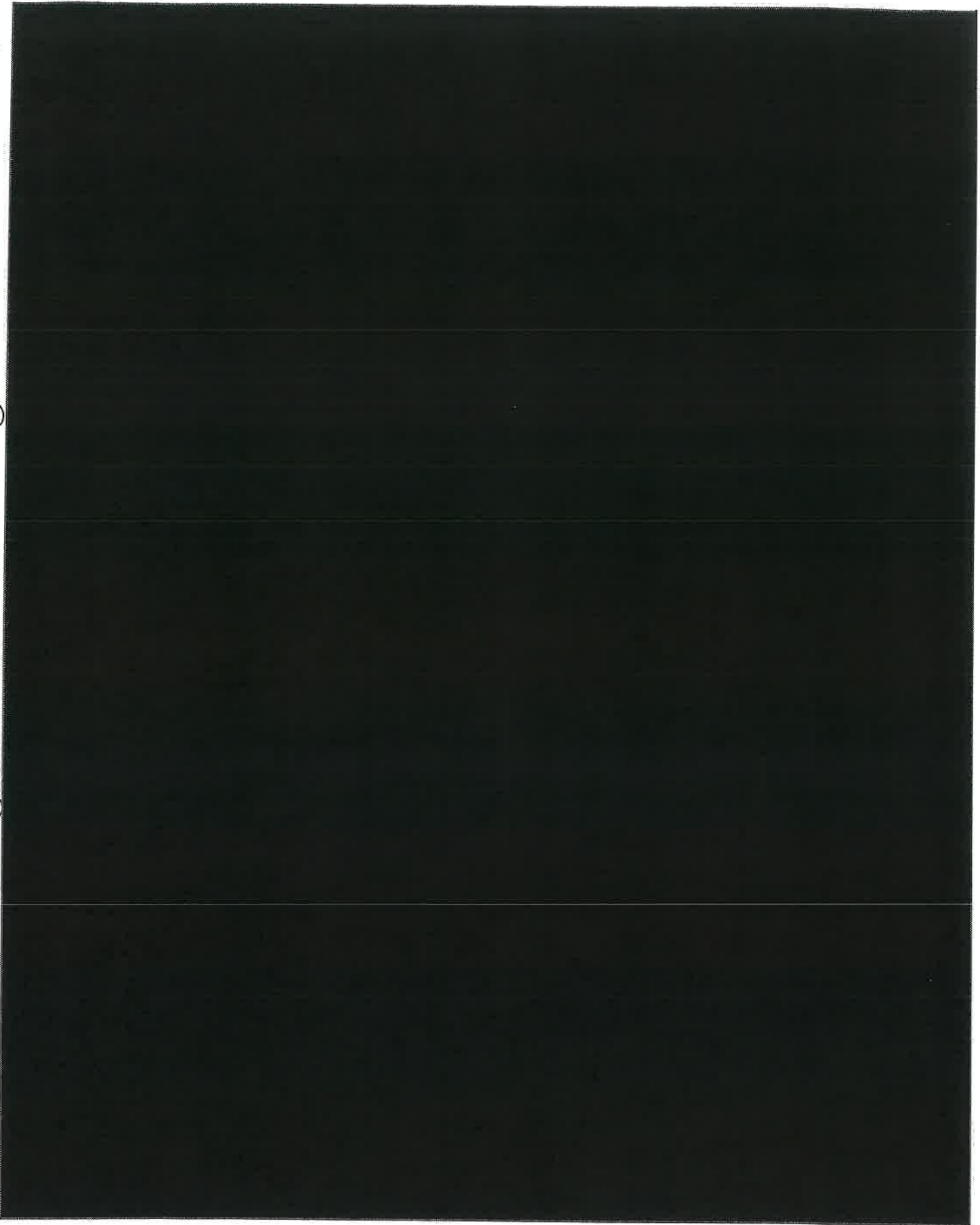


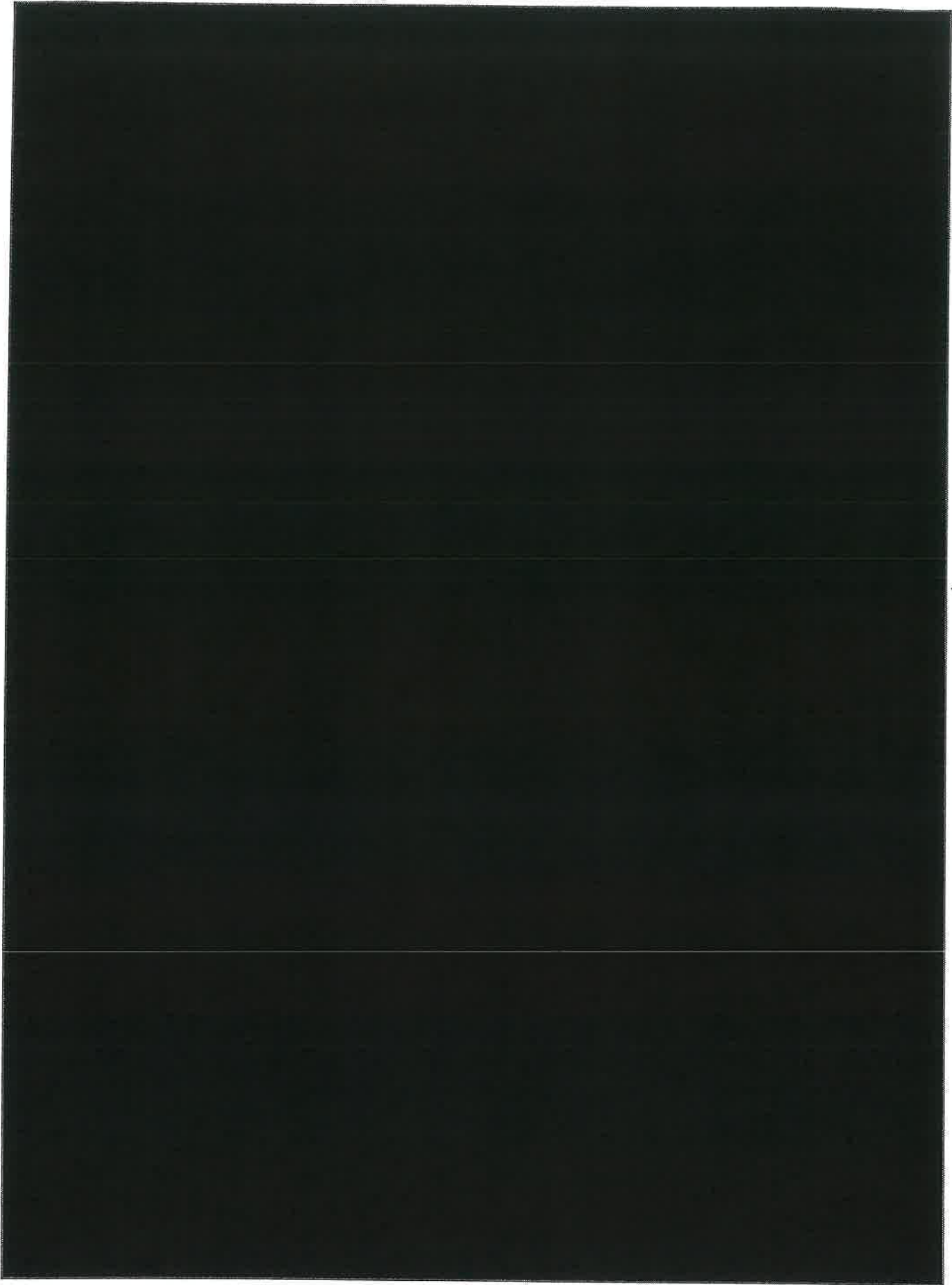
9/7 本署より報告あり

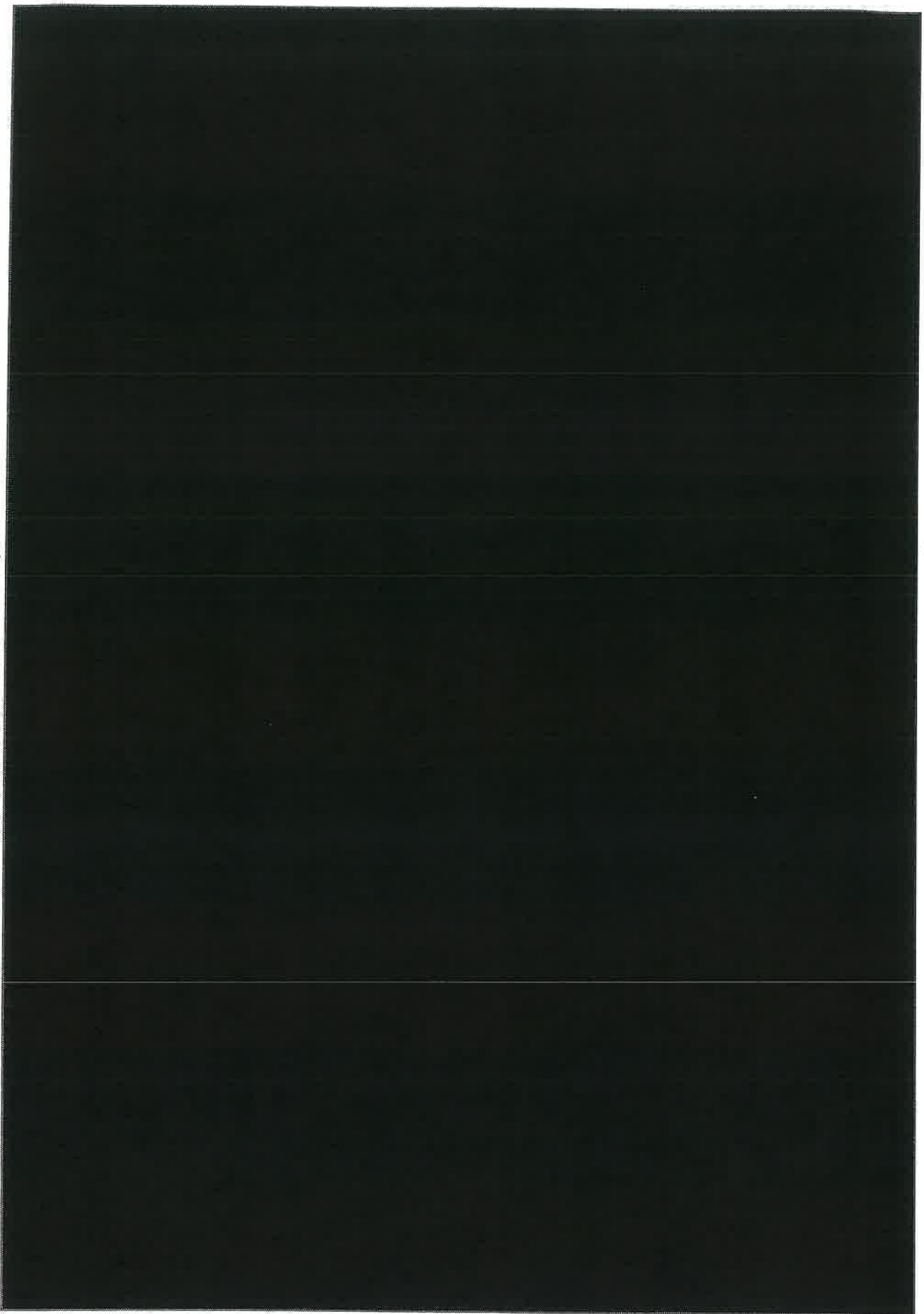
5 議事概要

- : 佐藤課長 (看護) ○ : 矢元主幹 △ : 佐藤課長 (文書)
× : 熊澤課長補佐 ☆ : 水野主査 ▲ : ██████████



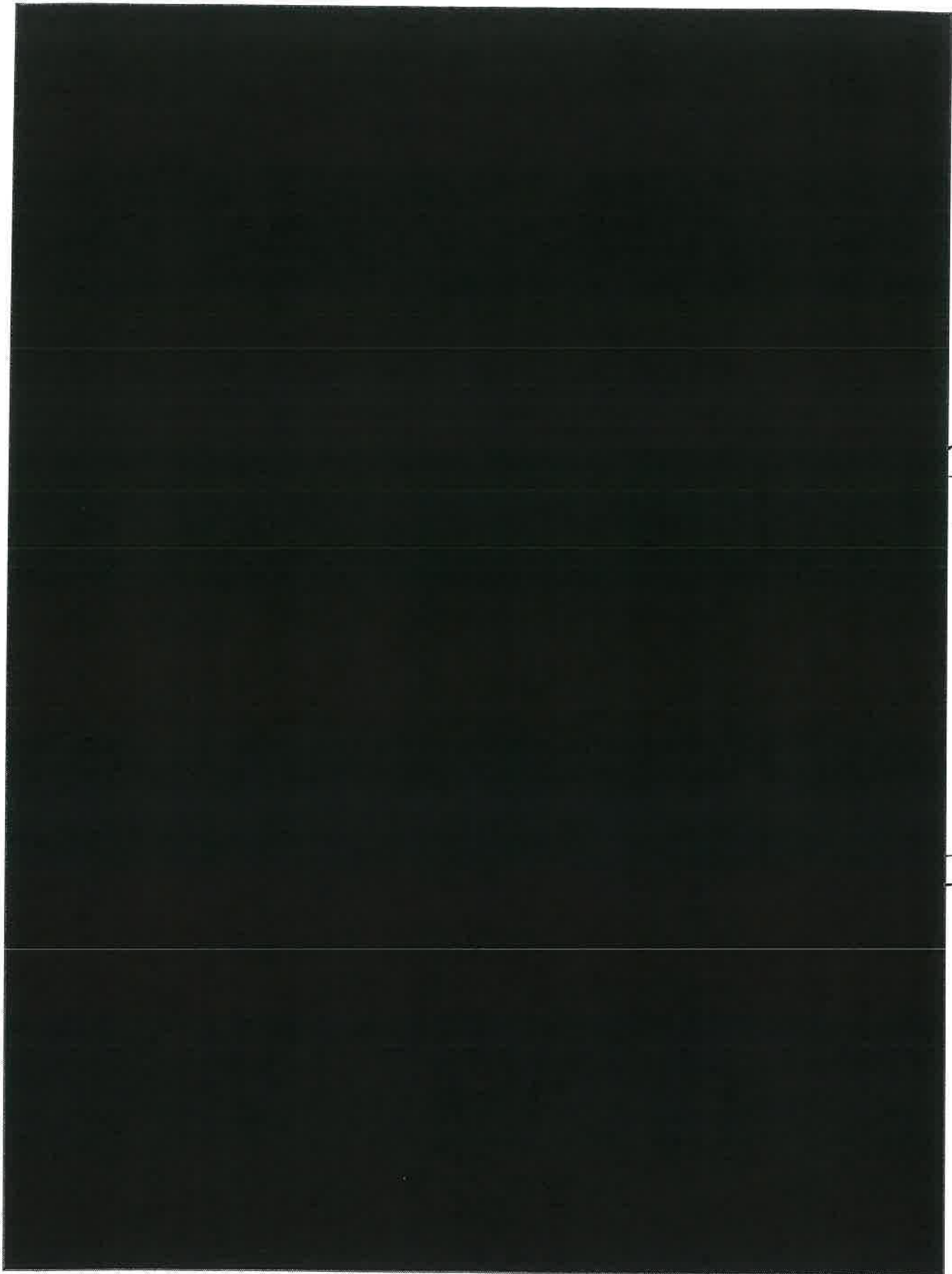




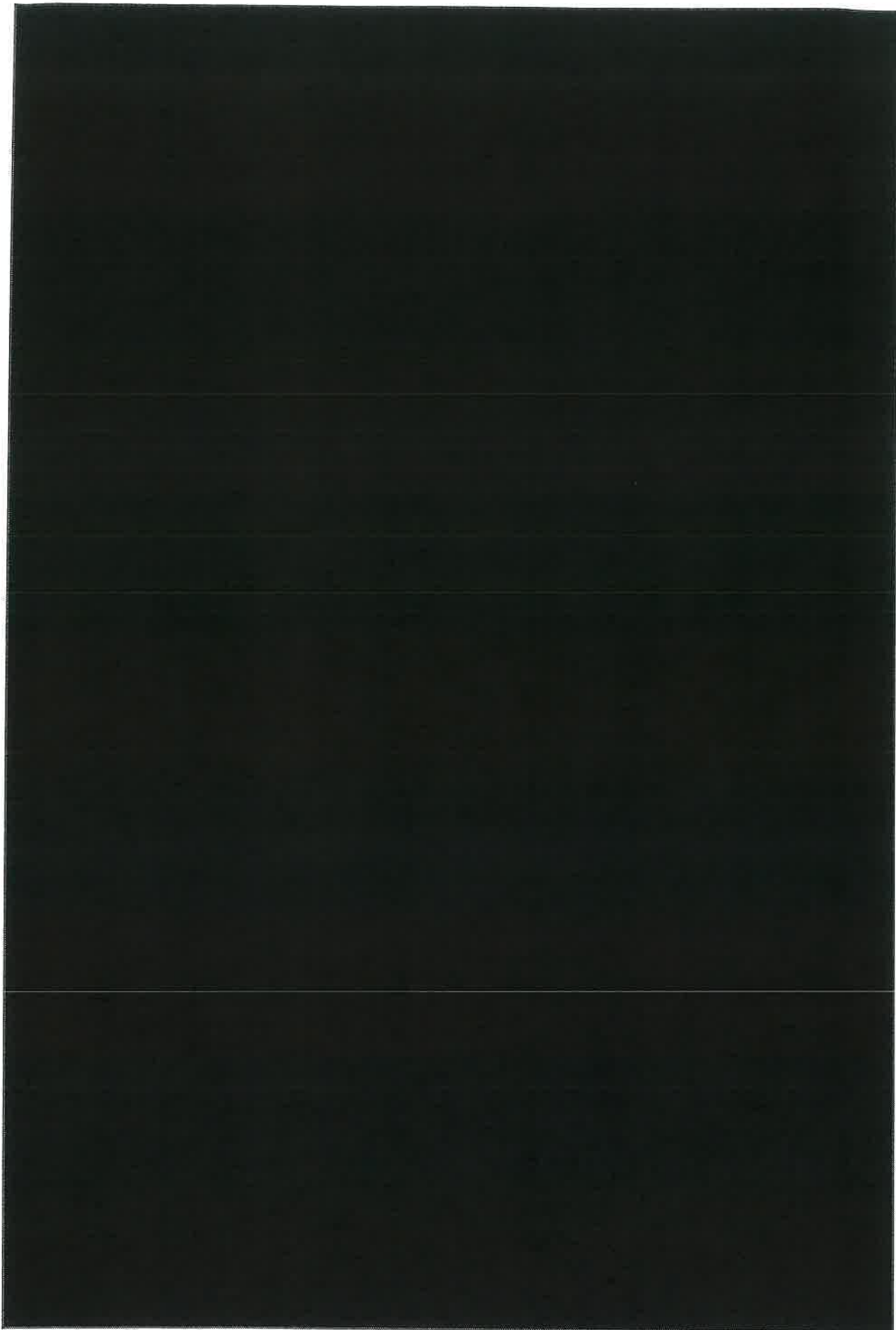


O

O



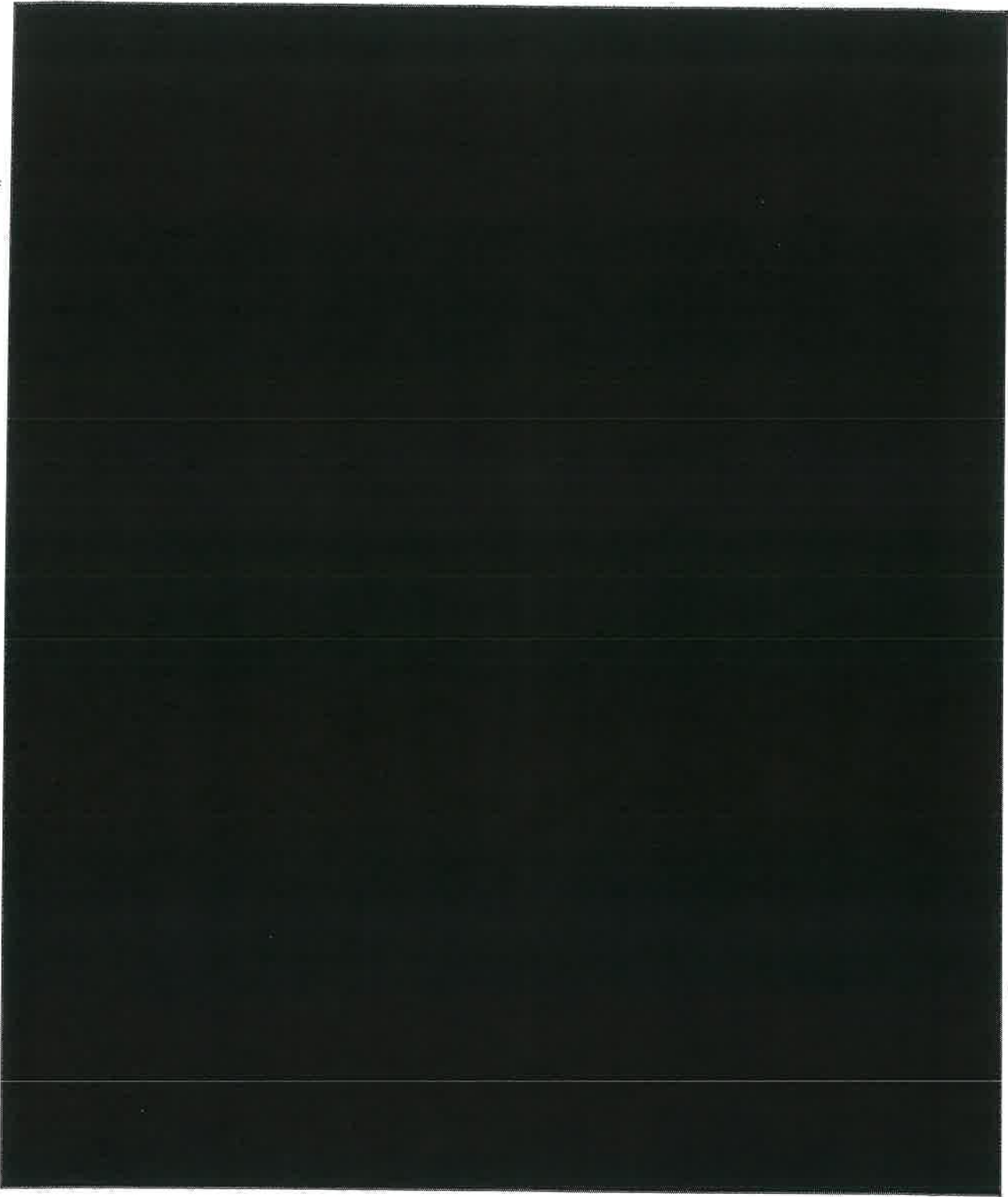


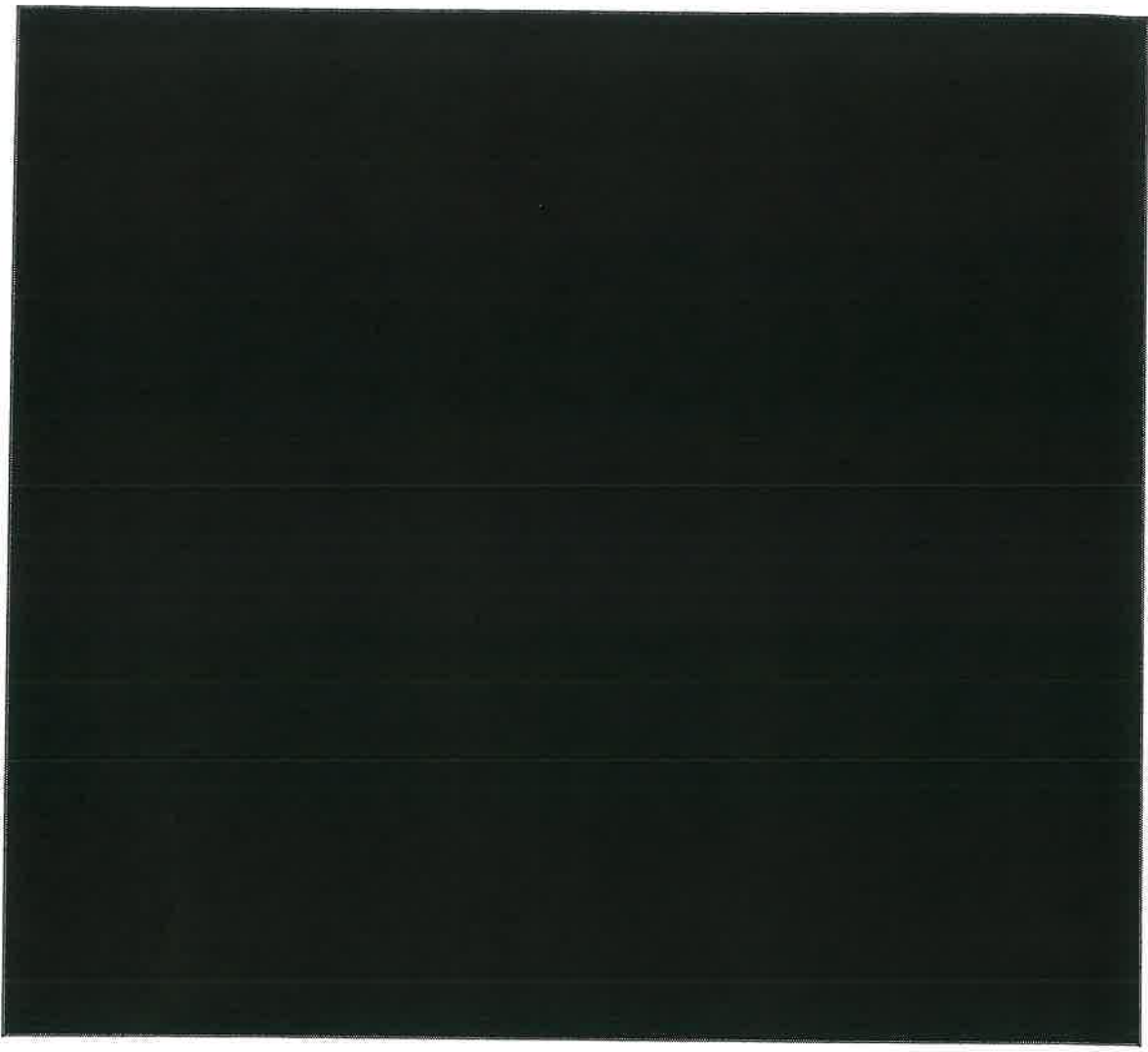




O

O





Q

Q

決定書

次のとおり決定する。

起案	令和 5年 9月13日	総務課 主幹 矢元栄司
決定	令和 5年 9月13日	整理番号 <input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 時限
施行	令和 5年 9月13日	第 号
報告	令和 年 月 日	公開状況

看護政策担当課長

課長補佐

主幹



○

標 題	江差高看学生の自死事案に係る賠償方針について
-----	------------------------

このことについて、別紙のとおり保健福祉部長に説明する。

○

江差高看学生の自死事案に係る賠償方針について

1 経 過

4月3日	第三者調査委員会調査結果報告書を受理
5月15日	遺族への説明及び謝罪(担当局長)
6月2日	道顧問弁護士と示談交渉に係る業務委託契約を締結
6日	保健福祉委員会で報告(自民・民主から質疑)
	[Redacted]
	[Redacted]

2 自死との因果関係に対する考え方

(1) 第三者調査委員会「報告書」の結論部分(p16)

「最終的な要因については確定できないが、少なくとも本学院における学習環境が要因となったものと認定でき、自死との相当因果関係は認められる」と記載。

(2) 第三者調査委員会委員 野谷弁護士の意見(第三者調査委員会「報告書」p19)

「限りある資料から推認できる限りでハラスメントの事実と因果関係を認定したものとどまる」、「本調査結果は、直ちに行為者および管理者の民事上の責任を裏付けるものでないことを付言」と記載。

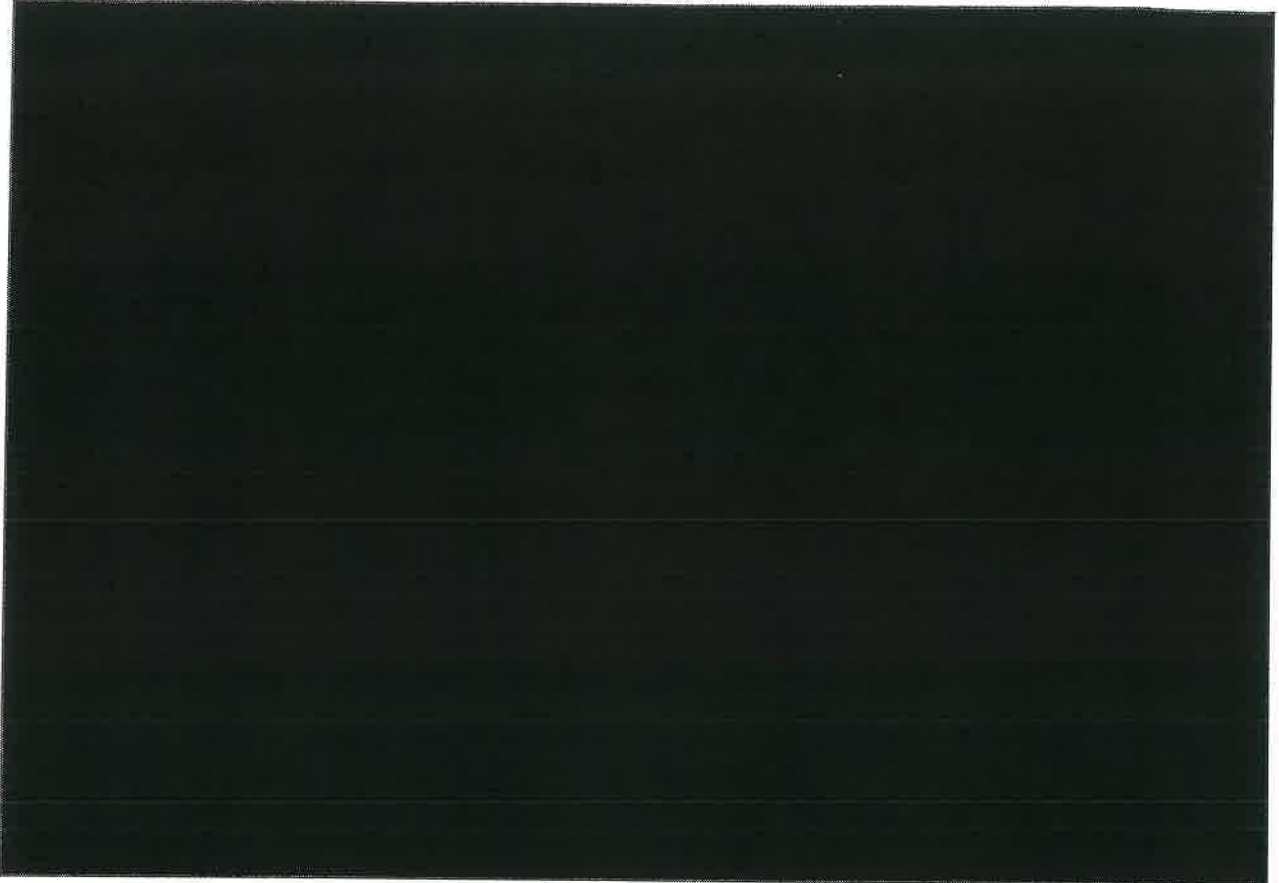
(3) 道顧問弁護士 [Redacted] の見解

[Redacted]

3 道の損害賠償に係る対応

[Redacted]

4 道からの損害賠償提示額(案)



5 今後の対応等



6 想定される今後の動き



7 その他



8 参 考

民法第416条(損害賠償の範囲)

債務の不履行に対する損害賠償の請求は、これによって通常生ずべき損害の賠償をさせることをその目的とする。

2 特別の事情によって生じた損害であっても、当事者がその事情を予見すべきであったときは、債権者は、その賠償を請求することができる。

【項目】道立江差高等看護学院の自死事案に係る損害賠償について

【概要等】道立江差高等看護学院で発生した自死事案に係る損害賠償について

1 事故の概要

発生部局	北海道江差高等看護学院
発生日時	平成28年度～令和元年度
当事者	道元教員3名(内1名は退職者)
生徒	令和元年9月に自死した学生
事故の概要	○ 令和元年9月に自死した学生に対し、道立江差高等看護学院の教員によるハラスメント行為が発生(第三調査委員会認定)

2 事故の責任等

3 損害賠償等について

(1) 対応方針

(2) 示談交渉等

(3) 損害賠償金

4 今後の日程等

【所要額】

江差高看学生の自死事案に係る賠償方針について

1 経過

4月3日	第三者調査委員会調査結果報告書を受理
5月15日	遺族への説明及び謝罪(担当局長)
6月2日	道顧問弁護士と示談交渉に係る業務委託契約を締結
6日	保健福祉委員会で報告(自民・民主から質疑)

2 自死との因果関係に対する考え方

(1) 第三者調査委員会「報告書」の結論部分(p16)

「最終的な要因については確定できないが、少なくとも本学院における学習環境が要因となったものと認定でき、自死との相当因果関係は認められる」と記載。

(2) 第三者調査委員会委員 野谷弁護士の意見(第三者調査委員会「報告書」p19)

「限りある資料から推認できる限りでハラスメントの事実と因果関係を認定したものとどまる」、「本調査結果は、直ちに行為者および管理者の民事上の責任を裏付けるものでないことを付言」と記載。

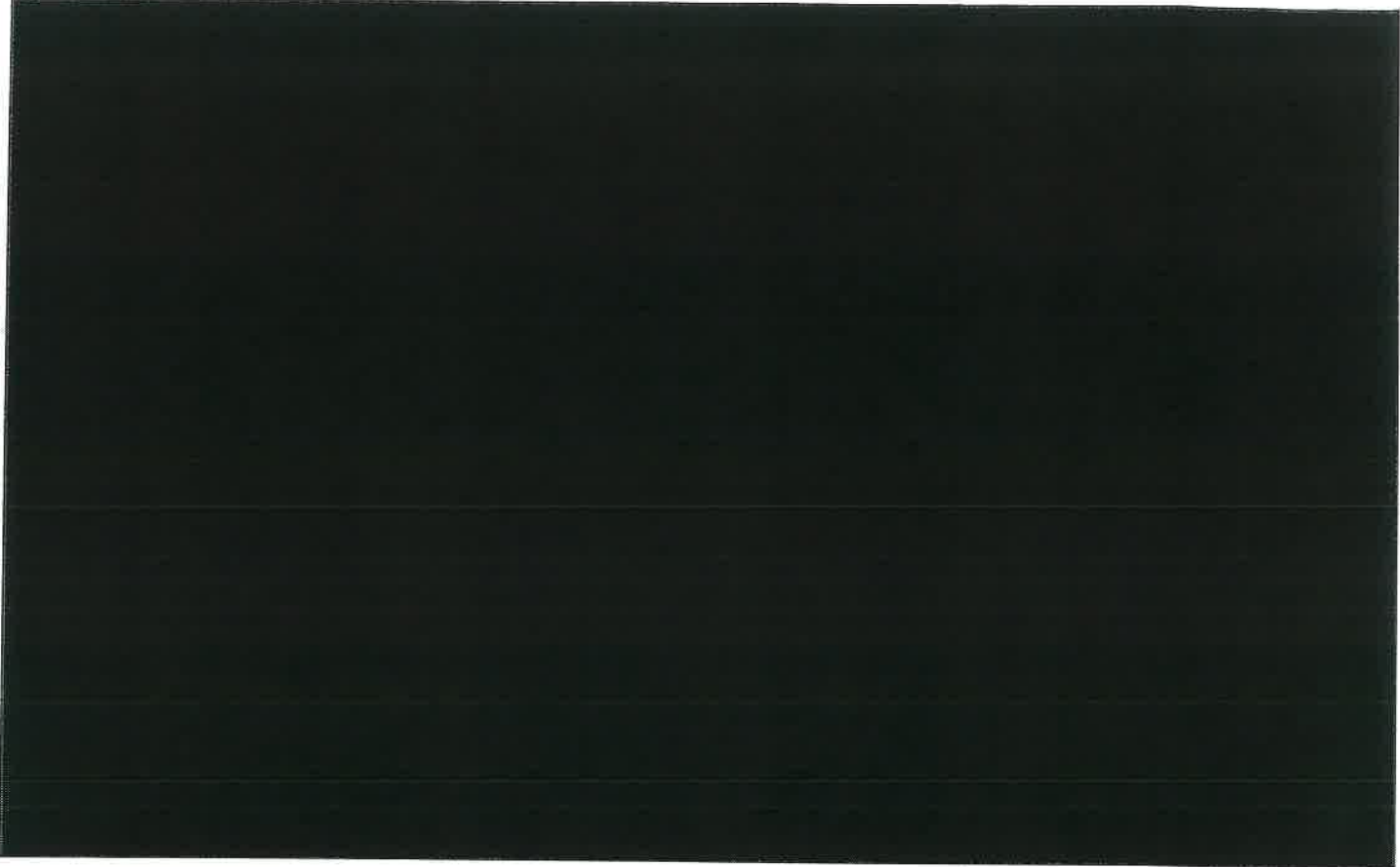
(3) 道顧問弁護士 [REDACTED] の見解

[REDACTED]

3 道の損害賠償に係る対応

[REDACTED]

4 道からの損害賠償提示額(案)



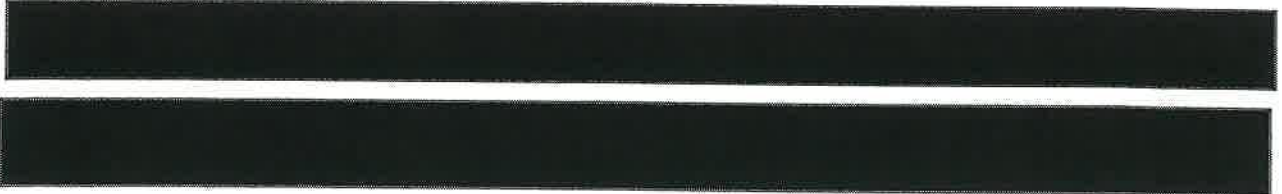
5 今後の対応等



6 想定される今後の動き



7 その他



8 参考

民法第416条（損害賠償の範囲）

債務の不履行に対する損害賠償の請求は、これによって通常生ずべき損害の賠償をさせることをその目的とする。

2 特別の事情によって生じた損害であっても、当事者がその事情を予見すべきであったときは、債権者は、その賠償を請求することができる。

決定書

次のとおり決定する。

起案	令和 5年10月20日	起案者	地務主幹 矢元栄司
決定	令和 5年 10月 20日	整理番号	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 全部
施行	令和 5年 10月 20日	第 号	<input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 時限
報告	令和 年 月 日	公開状況	

保健福祉部長



地域医療推進局長



看護政策担当課長



課長補佐



主幹



標 題 江差高看学生の自死事案に係る賠償方針について

このことについて、次のとおり知事に説明し、了解が得られたことから、決定する。
なお、本方針について、別途、道の代理人弁護士に対し、遺族側代理人弁護士あて通知するよう依頼する。

記

- 1 日 時 令和5年(2023年)10月20日(金) 17:00~17:15
- 2 場 所 知事執務室
- 3 対 応 者 地域医療推進局長、看護政策担当課長
- 4 説明資料 別添「江差高看学生の自死事案に係る賠償方針について(案)」のとおりに

江差高看学生の自死事案に係る賠償方針について(案)

1 経過

4月3日	第三者調査委員会調査結果報告書(3月31日付)を受理
5月15日	遺族への説明及び謝罪(担当局長)
6月2日	道顧問弁護士と示談交渉に係る業務委託契約を締結
6日	保健福祉委員会で報告(自民・民主から質疑)
[Redacted]	

2 自死との因果関係に対する考え方

(1) 第三者調査委員会「報告書」の結論部分(p16).

「最終的な要因については確定できないが少なくとも本学院における学習環境が要因となったものと認定でき、自死との相当因果関係は認められる」(可能性が高いと推認)

(2) 第三者調査委員会委員 野谷弁護士の意見(第三者調査委員会「報告書」p19)

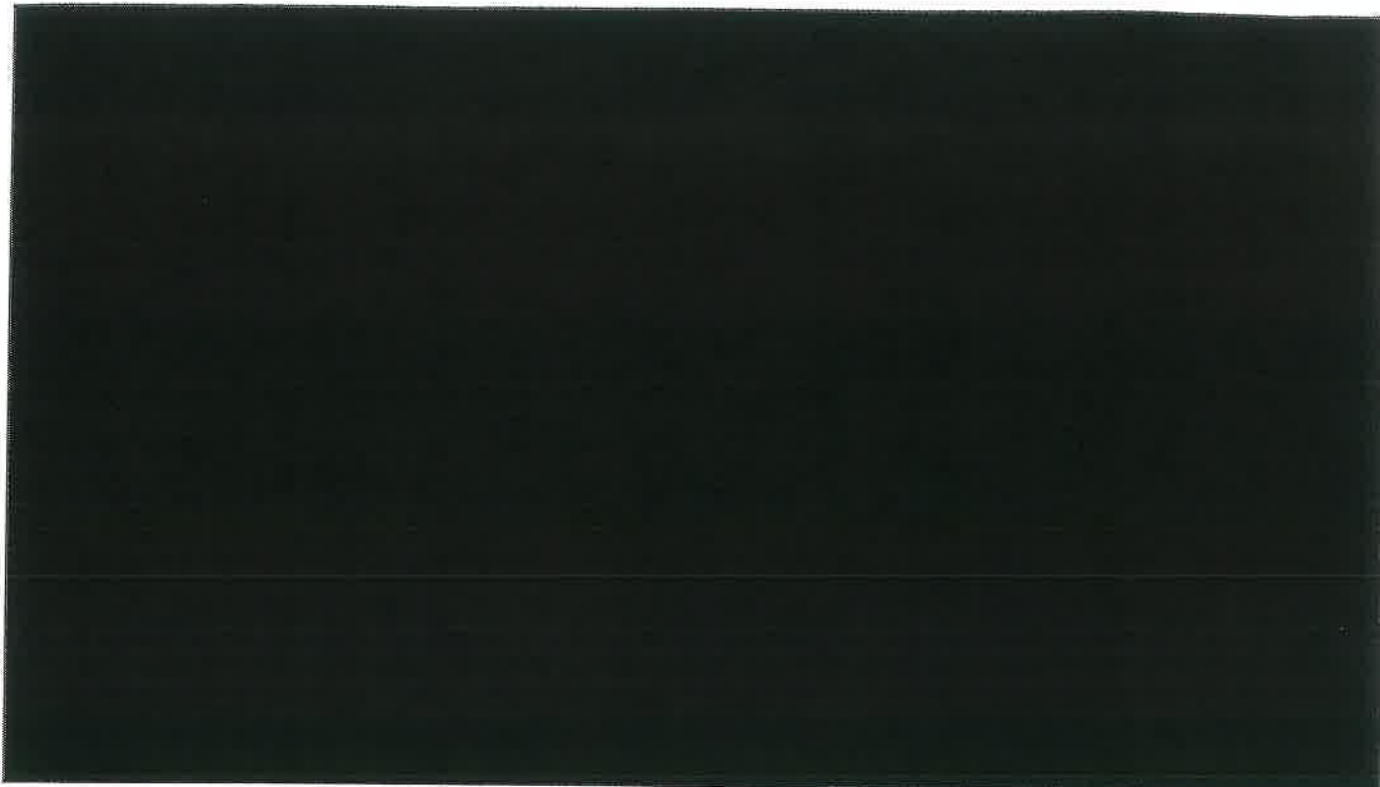
「限りある資料から推認できる限りでハラスメントの事実と因果関係を認定したものととどまる」、「本調査結果は直ちに行為者および管理者の民事上の責任を裏付けるものではないことを付言したい」

(3) 道顧問弁護士 [Redacted] の見解

[Redacted]

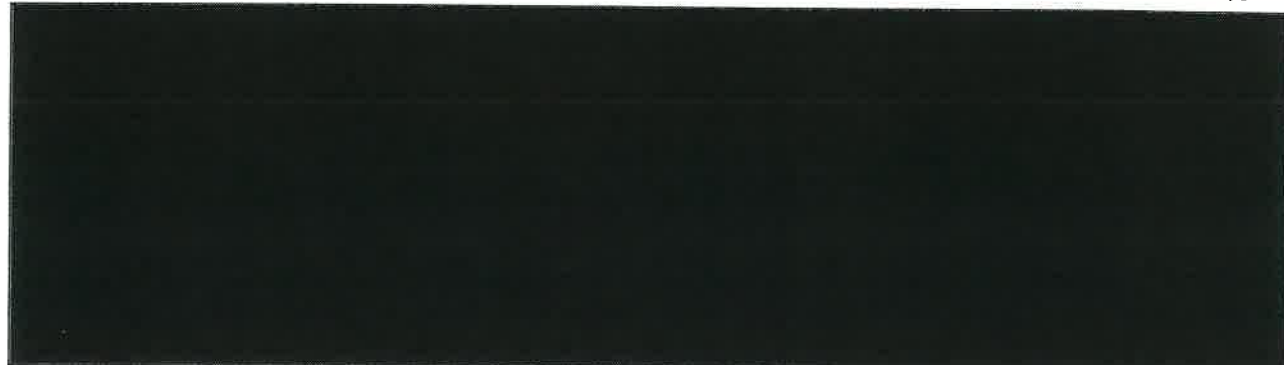
3 道からの損害賠償提示額(案)

[Redacted]



4 今後の対応等

- 道顧問弁護士から遺族側弁護士へ道の対応方針（損害賠償額）を提示し、遺族側弁護士との交渉を進め、随時、道顧問弁護士から交渉状況の報告を受けながら、対応を検討。



5 その他



参 考 … 民法第416条（損害賠償の範囲）

- 債務の不履行に対する損害賠償の請求は、これによって通常生ずべき損害の賠償をさせることをその目的とする。
- 特別の事情によって生じた損害であっても、当事者がその事情を予見すべきであったときは、債権者は、その賠償を請求することができる。

決定書

次のとおり決定する。

起案	令和 5年10月20日	起案者	主幹 矢元栄司
決定	令和 5年 10月20日	整理番号	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 時限
施行	令和 5年 10月20日	第 号	
報告	令和 年 月 日	公開状況	非開示

看護政策担当課長

課長補佐

主幹



標 題 本年 月 日付け連絡書に対する回答について

このことについて、知事のご了解が得られたことから、
あて、別紙内容について連絡を依頼する。

[REDACTED]
[REDACTED]

[REDACTED]

決定書

次のとおり決定する。

起案	令和 5年10月27日	総務部 主幹 矢元栄司	
決定	令和 5年10月27日	整理番号	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 時限
施行	令和 5年10月27日	第 号	
報告	令和 年 月 日	公開状況	非開示

看護政策担当課長



課長補佐

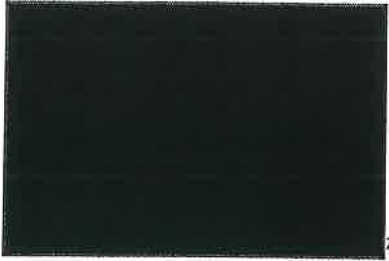


主幹

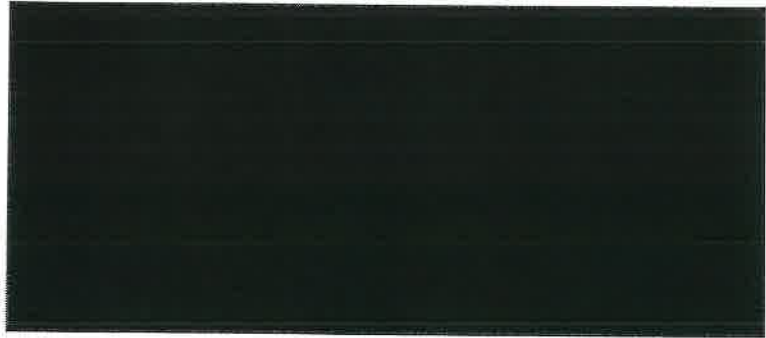


標 題	本年 月 日付け連絡書に対する回答書について
-----	------------------------

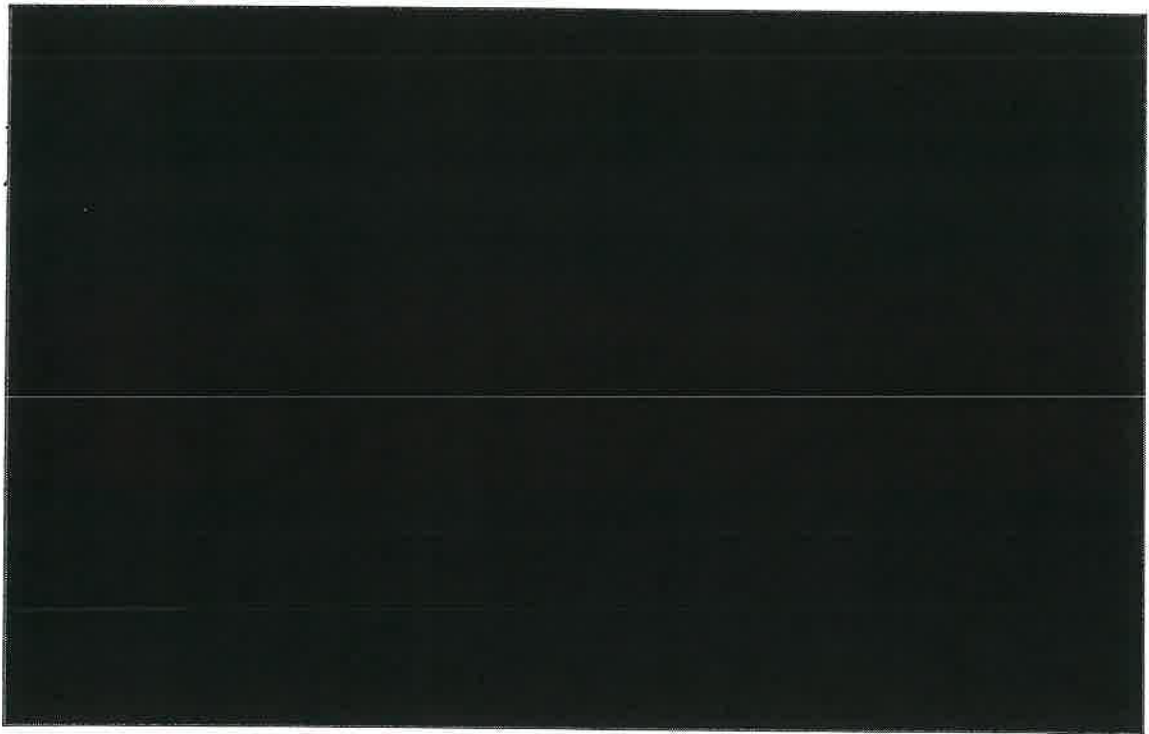
このことについて、[REDACTED]に対し、[REDACTED]あて、別紙文書の送付を依頼する。

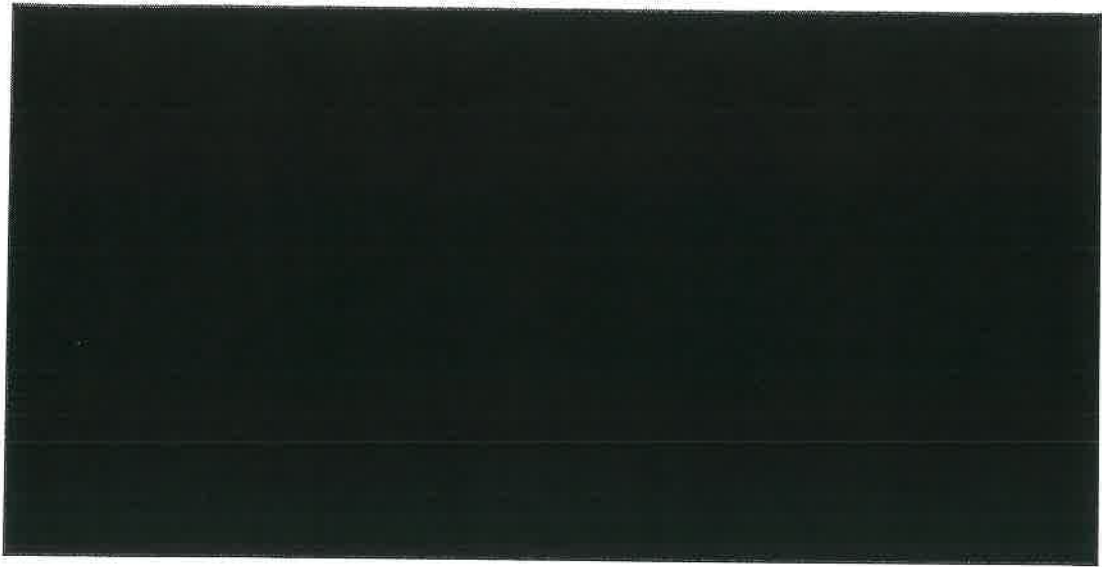


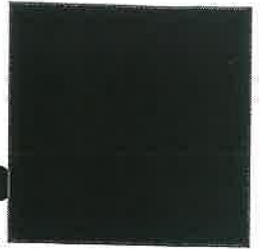
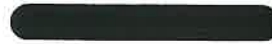
様



本年●月●日付け連絡書に対する回答書







連絡

